

決 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 令和3年9月16日(木) 午前9時34分 開会
午後5時22分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 増田 順 弘
副委員長 吉村 始
委員 杉本 訓 規
" 松林 謙 司
" 谷原 一 安
" 川村 優 子
" 岡本 吉 司
" 西井 覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 西川 弥三郎
議員 梨本 洪 珪
" 奥本 佳 史
" 内野 悦 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古 和 彦
副市長 溝尾 彰 人
教育長 椿本 剛 也
総務部長 吉村 雅 央
総務部理事 米田 匡 勝
総務財政課主幹 内蔵 清
生活安全課長 竹本 淳 逸
市民生活部長 前村 芳 安
人権政策課長 津本 佳 成
環境課長 西川 勝 也
産業観光部長 早田 幸 介
農林課長 芝 浩 文
商工観光課長 竹内 和 代
都市整備部長 松本 秀 樹

都市計画課長	奥田雅彦
建設課長	安川博敏
教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子
教育総務課長	村田真也
学校教育課長	勝真由美
体育振興課長	吉村和則
図書館長	石川孝子
中央公民館長	吉村賀央
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	庄田康則
上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	吉田賢二
〃	高松和弘
〃	福原有美
〃	巽重人

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和2年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第10号 令和2年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和2年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時34分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日1日目の委員会につきましては、皆さん方のご協力の下にスムーズな運営ができました。本日、明日、残り2日の予定で進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。奥本議員、内野議員、梨本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げます。葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くなならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思いますので、委員各位にもご協力のほどお願いを申し上げます。

また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

理事者側におかれましても、答弁は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、初めに質問者が替わるごとに、所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭の確なご答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いを申し上げるところでございますけれども、基本、課長補佐級以下の委員会室の入室は認めておりません。理事者控室及び議場において委員会の音声を聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室入口付近のマイクでご答弁をお願い申し上げたいと思います。

それでは、議案審査に移ります。

5款農林商工費及び6款土木費の説明を求めます。

中井会計管理者。

中井会計管理者 会計管理者、中井でございます。皆様、おはようございます。昨日に引き続きまして、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、5款、6款のご説明をさせていただきます。

5款農林商工費でございます。全体といたしまして、5億8,607万8,944円の支出でございます。また、1,293万2,100円を繰越いたしました。

1項1目農業委員会費におきましては、農業委員会事業といたしまして、957万9,689円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2目農業総務費におきましては、人件費と農業総務事業を合わせまして5,448万9,195円の支出でございます。

3目農業振興費では、3,034万5,114円の支出でございます。主な事業といたしましては、農業振興事業で2,800万114円の支出でございます。

めくっていただきまして、100ページをお願いします。4目経営所得安定対策事業費では、経営所得安定対策事業といたしまして、736万1,418円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、5目畜産業費では、畜産業振興事業といたしまして、35万7,356円の支出でございます。

6目農地費では、人件費と土地改良事業を合わせまして5,472万7,482円の支出でございます。

めくっていただきまして、102ページをお願いします。7目休養センター管理費におきましては、農業者健康管理休養センター管理事業といたしまして、761万514円の支出でございます。

8目地籍調査費では、国土調査事業といたしまして、17万3,866円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、9目有線放送維持管理費では、有線放送管理事業といたしまして、110万円の支出でございます。

10目団体営土地改良事業費におきましては、人件費と団体営土地改良事業現年分、繰越明許費分合わせまして3億370万123円の支出でございます。

めくっていただきまして、104ページをお願いします。2項1目林業振興費では、810万1,831円の支出でございます。主な事業といたしましては、鳥獣害防止対策事業301万1,000円の支出でございます。

3項1目商工振興費では、人件費、商工振興事業を合わせまして3,923万9,431円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2目観光費におきましては、5,099万2,804円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、ページ飛びまして107ページをお願いします。景観向上推進事業で、1,334万4,100円の支出でございます。

3目相撲館費におきましては、人件費と運営事業、管理事業合わせまして1,830万121円の支出でございます。

めくっていただきまして、108ページをお願いします。続きまして、6款土木費でございます。全体といたしまして、20億518万8,713円の支出でございます。また、6億6,415万2,030円を繰越しいたしました。

1項1目土木総務費では、人件費と土木管理事業を合わせまして1億2,039万1,011円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2項1目道路橋りょう維持費では、市道管理事業といたしまして、3,059万3,730円の支出でございます。

めくっていただきまして、110ページをお願いします。2目道路新設改良費では、市道新設改良事業といたしまして、現年分、繰越明許費分合わせまして1億4,760万3,394円の支出でございます。

3目尺土駅周辺整備事業費では、人件費と現年分、繰越明許費分の事業費合わせまして3,279万3,708円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、4目国鉄・坊城線整備事業費におきましても、人件

費と現年分、繰越明許費分、逡次繰越分の事業費合わせまして3億8,287万9,263円の支出でございます。

めくっていただきまして、113ページをお願いします。5目社会資本道路改良交付金事業費におきまして、現年分、繰越明許費分の事業費合わせまして1億100万5,464円の支出でございます。

6目地域連携推進事業費におきまして、同じく現年分、繰越明許費分の事業費合わせまして5,827万300円の支出でございます。

3項1目河川総務費におきましては、河川管理事業といたしまして、現年分、繰越明許費分合わせまして8,723万9,572円の支出でございます。

めくっていただきまして、114ページをお願いします。4項1目都市計画総務費では、都市計画総務事業、施設管理事業合わせまして7,092万4,189円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2目公共下水道費では、下水道事業会計補助金といたしまして6億7,760万2,000円の支出でございます。

3目公園管理費では、1億1,222万3,538円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、116ページをお願いします。公園管理事業で4,084万2,186円の支出でございます。

めくっていただきまして、119ページをお願いします。4目吸収源対策公園緑地事業費におきましては、人件費と現年分、繰越明許費分の事業費合わせまして1億4,890万6,120円の支出でございます。

めくっていただきまして、120ページをお願いします。5項1目住宅管理費では、市営住宅管理事業といたしまして3,475万6,424円の支出でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費のご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました、まず5款農林商工費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。そしたら、農林商工費について幾つかお伺いいたします。

100ページになりますけれども、5款農林商工費、1項農業費、3目農業振興費のところです。備考に農畜産物処理加工施設管理事業ということで、これは道の駅當麻の家が入っているところの指定管理委託料及び土地の借上料となってるんですが、土地の借上料は駐車場だろうと思います。大変にぎわっていて盛況な場所になってはいますが、この指定管理料162万5,000円、これは契約でこういう形でされてると思うんですが、実は道の駅かつらぎは指定管理料を払っておりません。それから、ウェルネス新庄が入っておりますスポーツセンターについては、これも指定管理料を払ってないんですね。歴史的な経過があると思うんですが、この根拠となる費用、契約でされてると思うんですが、どういう根拠でこの指定管理料を払ってられるのか、これについて1点お伺いしたいと思います。

それから、2つ目であります。103ページになります。5款農林商工費、1項農業費、9

目有線放送維持管理費ということですが、ここになるのか私も定かじゃないんですけども、防災行政無線デジタル化のために旧来の新庄地区ですけれども、有線放送の架線がまだ残ってるということで、架線の使用料がまだ関西電力かどこかに払ってるんだと思うんですけど、その金額が幾らかということと、それから、それを順次取り外しされてると思うんですけど、今年度全体のどれぐらい進んだのかということについてお伺いしたいと思います。

2点でお願いします。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 おはようございます。農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、農業振興費の農畜産物処理加工施設管理事業、これの指定管理委託料ですけれども、162万5,000円が計上されております。これはトイレの改修の費用ということで、お互い半々を持ちましょうということで、改修費用というか管理費用ですね。それを道の駅としても使っておりますし、當麻の家も使っておりますので、トイレに関しては共用してるということで、この金額を計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員の質問でございますが、まず有線放送の事業としては終わっておりますが、まだ関西電力等に共架してる共架料でございますが、今現在、共架料を支払っているのが470本分の1か所当たり300円の消費税込みで15万5,100円をお支払いさせていただいております。こちらにつきましては、今現在、関西電力等の調査では全体的に3,000本近く共架されている状態ということで、撤去前の段階から、以前からその辺り共架手続をされてないという話がございますが、本来なら共架料も1本当たり300円でございますが、実際は1,500円ということの中で、実際その金額をというお話があったんですけども、防災行政無線のデジタル化で有線放送を廃止していくということで、その分については廃止いただくということであるということでしたんですけども、今現在、まだ順次ということで、整備の段階ではできておりませんでしたけども、今後、順次撤去していったら、今現在、共架手続してる470本を下回るような段階になりましたら、そこからそれを下回る分について年々減額するというので、それまでの分につきましては、今、先に説明しました470本分の15万5,100円で、実際の額ではなしにそれでということで協議でお支払いをさせていただいているところでございます。

増田委員長 進んでんのか聞いてはります。

竹本生活安全課長 撤去につきましては、今までは切れたとかあった分の随時撤去でしたけども、それに併せて令和2年度から順次計画的にということで、昨年度は南新町地区を延長1.85キロメートルやらせていただいております、その他の撤去と合わせて昨年度は2キロメートルということで、全体で約103キロメートルでございますので、まだ全体から見たら僅かですが、順次、今年度も引き続き計画的に撤去を進めていくというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 當麻の家の指定管理料の内訳ですけれども、トイレ部分が公園も利用されてる方がいる、それから道の駅ということで、ここのトイレの管理ということでやっているのか、今、修理のために払ったというふうにおっしゃったので、そしたら毎年変化するのかなと思うんですが、これ改めてもう一度確認のために聞きたいと思います。

それから、架線の部分については全体103キロメートルということですが、470本分というふうにおっしゃったので、この1本当たりの距離が非常に長いということなのか、全然皆目見当がつかないんですが、それが現在は3,000本近くあって、その3,000本近くが470本を下回るぐらいから、この共架費についても検証していくというふうに伺ったんですけれども、そういう理解でいいのかどうか、説明がよく分からなかったのもう一度お願いしたいんですが、要は線が3,000本分あると、それがトータルで全体で103キロメートル分ということですね。1本当たり300円という共架費を支払ってるけれども、それは470本分ですよと。だから、その3,000本から470本までずっとやって、やった後にやっとこの共架費が減っていくという理解でいいのかどうか、それだけ確かめます。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

指定管理料の件ですけれども、今年度、令和3年度におきましてはその見直しをしております、ちょっと金額下がってます。151万5,000円やったと思うんですけど、これもトイレの維持管理にかかった経費を折半してるような形になっておりますので、金額の見直しはしているということでございます。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの谷原委員の質問でございますが、103キロメートルというのは今現在全体で2キロメートル終わって103キロメートルでございますけれども、おっしゃっていただいているように実際上3,000本ほどありますので、そこまで下がった段階で減額していくということになります。そういうことで間違いございません。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 これについては、また関連で岡本委員がずっとやっておられたのであろうかと思うんですが、有線放送のほうですけれども、これについてもずっと架線費を15万円ずつ毎年払うということになりますので、どこかで早急に撤去していただけたらと思います。

それから當麻の家のほうですけれども、両方で折半で150万円とかいう金額を今お聞きしましたけど、それがトイレ管理料が増減するということですけど、300万円近いお金ということですね、トイレ管理が1年間で。1年間でトイレ管理料に300万円というのはすごい金額だなと逆に思うんですけれども、これは維持経費も含めて修理も含めてということだろうと認

識いたしました。そこまででとどめておきます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今の関連でよろしくお願ひいたします。

今、谷原委員が有線放送について質問されましたので、関連なんですけど、本会議で宅監査委員も、未撤去の架線が不測の災害等で予期せぬトラブルの発生源となることが懸念されるというふうなことで、速やかに撤去されるのがいいのかなというふうには思っておるんですが、その撤去のスピード感がさほどない理由についてなんですけれども、南新町の撤去費用も関西電力に支払っているのに比べてやはり高いということもあるんですが、これについての助成金とかは特になくても単費でやってらっしゃるということなんでしょうか。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

撤去費用につきましては、基本的に財源措置の起債であったり、補助金等も検討させていただきましたけど、ないということで、一般財源ということで単独事業でやらせていただいております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 承知しました。その中で予算も付けてというふうなことで、とにかく危険性がある可能性もあることですので、できる限り速やかな撤去をお願いしておきたいと思ひます。

関連で、以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 有線放送の関連やけど、その課長の説明を聞いたら、3,000本もあるけど470本だけ金払うてまんねんと、あと払うてまへんねんと、こういう答弁やろう。過去のことを調べて言うてんのかいな。関西電力と役所ちゅうのはどんな関係やねん。関電柱は何ぼあんねん、旧の新庄の中で。有線放送するときみたいなんは関西電力との話合いやないか。関西電力との話合いで、最初は全部無償やねん。ところが、関西電力も話つかへんということで、何ぼか1割なら1割分だけ何とかしてくれへんかというのが関西電力の意向やろう。それを言うてくれやんと、こないこと言うたら、闇で黙って共架してるみたいに聞こえるやないか。もっと過去、有線放送、これいつ工事されたんよ。そこらも調べてんのか。昭和39年に農林の補助金で有線放送付いてるわけやねん。過去のことやっばり知って、何でこうなったんかいうことぐらい言うてもらわんと、何か不正しとるみたいに聞こえるやないかい。

わしがもっと言ひたいのは、今、470本という話が出たけど、今、関西電力に共架してるけど、実際使うてないんやないか。それやったら関西電力に言うて、今日からまけてくれと、よう払わんとという交渉を何でせえへんねん。わしやったらするで。関西電力と役所ちゅうのはどんな関係あんねん。そこらをよう考えて仕事してもらわんと、そんな質問を受けてこんな答弁してくれたら、俺黙つてられへんがな。そやろう。だから、きちっとやって、今後こ

の470本、来年から無償にする、関西電力と交渉したらええねやな。使うてないやないか。それは付いたあるわ。もっと言うたら、NTT、どんな関係で電柱してんのか分かったあんのかいな。よその課のことやと思わんと、きちっと説明して考えて言うてくれなあかんし、今言われてる有線の撤去の問題、やかましい言うてる。監査委員からも指摘受けてるわけや。できたら早うせんと事故が起きたら難儀や。恥ずかしいけど、過去に有線が垂れて単車がへたりはったということも経験してるわけや。そやから、できるだけそれを早いこと撤去しないと、台風や何か来たら切れるちゅうのはもう当たり前の話。そやから、できるだけ予算を突っ込んでやっていただきたいいうふうに思うので、市長、えらいすんませんねけど、この有線撤去、前からお願いしてるわけやけど、もう少し予算を付けて、今年はしゃあないにしたかて、できるだけ早う、例えば5年なら5年で改修するとか、そういうことをお願いしたいんですけどどうですやろう。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 ご指摘はもう数年にわたっていただいておりますと理解をしております。ご指摘いただきましたので、できるだけ計画的にということ、今年度から予算計上をさせていただいたところでございます。課長のほうに確認しましたら、多分、全体の撤去事業費としては約7,000万円の事業費がかかるということでございますので、なかなか一時にということには難しいのかなと思いますけども、その都度、災害といいますか、何か風が強くて架線等が垂れ下がったときには緊急にその場所その場所はしておるんですけども、やはり計画的に随時進めていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 市長も前向きな答弁をしていただきまして、またよろしくお願ひしときます。

課長にお願いするけども、どういう根拠に7,000万円出したんか知らんけども、今のこの南新町79万円かな。これかて、いろいろ聞いてみたら、それは見積りもうてるけども、実際に有線の工事してる業者、そこらへよう聞いて、実際にどれぐらいかかんねやと。ほんなら、自分らも大体分かんねから、業者に聞いて、撤去すんにメートル大体どのぐらいかかるとかいうことをきちっと試算した中でこの金額を決めないと、今、仕事しはった業者があかんということはないけども、指名選定するけども、全然業種も違う業者が取ったりしてるわけやんか。それは看板は電気で上がったあんのか知らんけども、そこらもよう考えて、指名入れるときにどの業者にどんだけの業者に指名するとかきちっとせんと、それは市長かてたまったもんやないで、お前らこんだけ要んねんと、そうでっかというわけにもいかへんがな。どこから7,000万円出してきたんか知らんけども、そのぐらい距離からいったら、俺はそんな関西電力はかかるように思わんけど、こんな議論したって負けるだけやから言わへんけど、きちっとやっぱり自分で試算して予定価格立てる、そういう姿勢やないとあかんから、そないしてきちっと早いことやってもらいたいだけお願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 よろしく申し上げます。

それでは、3点質問させていただきます。

99ページ、それから100ページにわたって、農業振興費の中の今回はゆめフェスタはないというのは分かるんですけども、新規就農者に対してのところはないなど、新規就農者確保事業補助金、これがないということは執行されなかったということですけども、どういう状況の中で執行されてないかと、それが1点。

それから、104ページですけれども、林業振興費の中の森林保全整備事業、委託料の森林環境事業委託料が前回の決算とだいぶ金額的には落ちてるんですけども、その理由を教えてください。

そして、その下の鳥獣害の防止対策事業、これ金額的に令和2年度は増えているわけですけども、どういった対策をされていったのかと。令和2年度頑張っていたというその内容を詳しくお願いいたします。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしく申し上げます。

まず、新規就農確保補助金、これがゼロということにはなっておるんですが、新規就農者がいなかったということで、3月補正で落とさせてはもうしております。ただ、いろいろ話は聞かせてもうてますので、候補者というのは何人かおられますので、今後そういった方に対してこういう事業がありますよということで啓発していく予定はしております。

それと次に、林業振興費の森林環境事業委託料、これ0.35ヘクタール、これ太田のところの間伐をやっておるんですけども、今のところ申込みがないということで、事業費自体は下がっております。

それと、鳥獣害防止対策協議会ですけども、これにつきましては、令和2年度は内容といたしましては、イノシシの捕獲用のくくり罠が330基、それと箱罠が5基、あと侵入防止柵の資材購入、これメッシュ柵のことですけども、これが300枚と。それ以外の付属した部品の購入と、それと箱罠4基の補修、それと細かい消耗品的なもんを購入してございまして、トータル301万1,000円というふうな形になっております。

以上でございます。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

就農塾のほう、補足させていただきます。平成27年度の受講生は3名、平成28年度は6名、平成29年度は7名、平成30年度は5名、令和元年度は3名となっております。この3名の方は開講当初からの参加者ということで、本年の予算特別委員会の中でも今年度その事業を見なかった理由をお示しさせていただいた中でご説明させていただいたんですが、だんだん参加者が開講当初の3名のみになってきたということと、JAに協力いただいてしておる事業なんですけども、それに代わって県のほうで県の農業大学校でもこれと同じような内容の事業が代替で十分できるということの中で、今年度については予算措置も見合わせていただいたという説明を、予算特別委員会の中でも報告、説明させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 新規就農、部長の答弁を聞かせていただきまして、結局、新しく就農する方、後継者、少なくとも親子2代でやってらっしゃるそういった後継者が独立して、しっかり素地があってしっかりこれから大きくしていくと、そういったことについては新規としてカウントしないのかどうかとか、その辺りに対して、お父さんやその家がずっと代々されて、機械も全部共有して後継者としてカウントされてますけども、新しいジャンルでしっかり後継者としてというか、もう独立して僕は頑張るといようなことを促すような、そういう捉え方というか奨励の仕方というのは、今回のこの新規就農のところとは全く違うのかどうかという、そこら辺を教えていただきたい。

それから、それが今、県で対応してる部分もあるので、市としてそこにもう頼るところと、私それはあかんと思うんですよ。JA全体もそうですけど、現場、やっぱり地元の状況というのはどこから発信するかいうたら地域から発信するわけなので、その働きかけというのとそのヒアリングというのは常に敏感でいていただきたいなど。それと、若者のどこかから越してこられて新規就農するとかいうんじゃないくて、やっぱりいろんな障害者がそこに匹敵するかどうかというのは私も分かりませんが、いろんな方の選択肢をもっとPRしていただくことによって誘いかけていくということ、やっぱり若い人たちが今、就労で非常に難しい世の中になっている部分もありますので、そういった働きかけをどうするかというのは真剣にやっていただきたいなど。頑張っているんですけど、なかなか手を上げてもうてというようなんじゃなくて、働きかけていくということが大事な違うかなというふうに私思うんですけど、さっきの質問についてお答えいただきたい。

それから、森林環境事業、これは申込みがなかったらやらないのかなというので、どういった、今までの金額も全然違う、前は大きな事業やったのか、0.35ヘクタール言うてはったんで小規模やったのかというところで金額少ないのかと、もう一回その辺り、ご答弁いただきたいと思います。

それから、鳥獣害、結局、何が一番効果的なのかというところ、防護柵ですかね。やっぱりそれが一番いいのか、もう一回その辺り。何に強化していくと、いろいろと対策の効果が現れるのかというところら辺。あと、いろいろとアナグマ、何かそういったんありますよね、いろんなほかの鳥獣害、その対策、令和2年度はサルは出ませんでしたけど、令和3年度でしたね。イノシシ以外の鳥獣害について、もうちょっとだけ詳しくお願いします。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、青年就農給付金の件ですけども、今、確かに人づてに聞いて、この人頑張ってるからということで紹介してもらったりして、こういった事業もあるんでどうですかというふうな問い合わせ方をしてるところです。新規就農としていろいろ農業委員会のほうに申込みされてくる方も中にはおられます。そんな方もなかなかこの地で定着していくというのが難しいみたいで、ずっと続けてやってる人はかなり少ないです。ただ、そういった人に対してまたバツ

クアップできるような、そんな体制には持っていきたくないというふうには思っています。ほんで、家業を継いでもらうような、農家を継ぐような方に対しても、もともとの家業と違うことをやりたいと、若い人になったらいろいろ考え方も変わるし、やってることと違うことに対してやっていきたいということに対しては、またサポートできるようなそんなことができたらと思いますので、この辺は研究させていただいて今後に生かしていきたいと考えてます。

それと間伐ですけども、去年は確かに0.35ヘクタールと面積が少なかったんですけども、今後、森林管理制度いう制度がありますので、これは山林所有者に対して意向調査をさせていただいて、今後、山林の管理をどうされますかということで、そういった問合せをさせていただきます。その中で、高齢化もしてるし、自分ら相続で受け継いでどこにあるか分からへんとかいうふうな方も中にはおられますので、そういった方に対して、所有者に対してそういった意向を聞かせていただいて、市のほうで管理するというふうになっていきますと、間伐の事業、これは森林環境譲与税、この譲与税を使ってやっていくことが可能ですので、そういったことで今後の山林の保全をしていくというふうには考えております。

それと、鳥獣害のほうですけども、これもネット柵はもう全線、山際には張っておるんですけども、もう何分10年以上経っておりますので、傷みもあったりして抜けてきてるイノシシとかそういったものもいます。その都度補修なりはしてもらってるんですけども、なかなか捕獲するのは難しいです。そこは、罠と檻とこんなんを併用して、ネット柵に関しては補修をしていって対応していくというふうに考えています。

それと、イノシシ以外の小動物いますか、アライグマとかアナグマとかハクビシンとかそういったものは、今、檻の貸出しをやってますので、個々に申込みを農林課のほうにさせていただいたら、その檻を貸出しさせてもらってます。やり方も簡単ですので、そのときに説明させてもうて、獲っていただくと。なかなかすぐには全部が獲れるとは限りませんが、そういったことでやっておりますので、今後も続けていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 新規就農者、今言われたように、後継者を育てていくことでまず維持していくという、新しい方を求める、移住をしていただくというところには結構ハードルが高いというのは分かりますので、維持管理、ずっとこれからしていく応援をやっていただきたいと思います。

鳥獣害は本当にもう柵をかなりやっていただいている、もうそろそろその傷みが来ると。そこに柵をしたからいうて、じゃあそれが絶対的な対策になってるかという、どこかにまた行ってるわけで、ぐるぐる巡ってるわけで難しいと思うんですけど、今、田んぼでいろいろと作物が実ってる中で鳥獣害による被害、せっかく頑張ってる農業に対する意欲がそこでいろいろと減っていくことは絶対いけないことだと思います。あらゆる対策をさせていただいて、今年はウンカの状況も大丈夫かなという状況です。とにかく新規就農も含めて農業者を減らさないということは、やはりいろんな対策が行政の中で手厚いということをお示しいただいて、意欲がそがれないような形を取っていただきたいというふうをお願いをして

おきます。よろしくお願ひします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、104ページの、先ほどの川村委員がされました林業振興費のところの森林保全整備事業、そしてまた林道等整備事業、ここについてご質問させていただきます。成果報告書では52ページになります。令和2年12月14日の総務建設常任委員会で審査された内容でありますけれども、葛城市森林環境整備基金条例と森林環境譲与税について質問させていただきます。森林環境譲与税は令和元年度から国から交付され、その用途は森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策に限定されるものでなければならないとされており、市町村においては間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの使用に充てるとされているところがございます。そのときの議事録の、早田部長、また芝課長の答弁では、令和2年度の事業は、積み木の購入、そして森林整備、森林マネジャーの委託、森林学習、以上の4つの事業で運営するが、残金が発生した場合は後年度における費用に充てるために基金に積み立てる必要があるため基金条例を制定することになったと、このように答弁されておられるんですけども、これらの答弁は令和2年度の決算書104ページの先ほど言うたところに当てはめると、森林保全整備事業や林道整備事業であると思っておりますので、このことについて質問をさせていただきます。

まず、積み木の費用というのは、この備考欄の中でありましてけれども、森林保全整備事業の需用費158万円ほどあります。この内容かと、積み木代というのはそれに間違いのないのかと。そしてまた、森林整備は林道等整備事業の登山道管理委託料199万円ほど上がっております。これで間違いのないのかということ。そしてまた、森林マネジャーの委託料は森林環境事業委託料17万6,000円であると思っておりますが、これに間違いがないかということです。そしてまた、4つの森林学習ですけれども、この内訳というのはどこで計上されているのかと、ここを教えてください。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、森林環境譲与税ですけども、今おっしゃられたとおりでございます。ただ登山道の管理委託料、これは譲与税とは関係ございません。木育推進事業と森林学習、それと間伐関係の事業、これが森林環境譲与税の対象になってきます。

この森林保全整備事業の消耗品費の158万4,131円、これのうちの146万7,235円、これが積み木の分でして、259セットございます。あとの差額は一般の消耗品費となっております。

それと、森林環境事業委託料の17万6,000円、これは先ほど申し上げました間伐事業の0.35ヘクタール、これの分です。この中で、今回はマネジャー業務はやっておりませんので、最終的には360万4,000円が基金として未執行分を積み上げたという形にはなっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 要するに、今言われた内訳でトータル360万円ほど、今の答弁は360万円ほどということで、

この残った分、歳入のところの森林環境譲与税は560万円ほど、これ13ページに載っとるんですけども、560万円ほどあるんですけども、この差額は基金に積み立てられることになってると思いますけれども、決算書のこの161ページには載ってないんですね。このことについてご説明ください。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

新年度のほうで基金を積み立てておりまして、360万4,000円にさせていただいております。以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 ということは、令和2年度には反映はされていないということで、令和3年度からそういう積立てが発生するということですか。

増田委員長 よろしいか。3回目やからね。

芝課長。

芝 農林課長 森林学習と積み木の分、これが森林環境譲与税として執行した分でございます。その残り、余った分というのが360万4,000円と、それを新年度のほうで積みかせていただいているということでございます。森林学習分ですね。

増田委員長 よろしいか。

松林委員 要するに令和3年度から積み立てるということですね。分かりました。

増田委員長 西井委員。

西井委員 決算だけ違うて、農業政策について全体的な今年の状況についてどのように今後考えられるかということで、今年、現実にはウンカの影響で、苗代から、また8月、9月の消毒とかということで、大体農家が1反当たり1万円近く毎年より支出されてると。9月の最近、農協の買入価格が2等米1本で900円でしたかね、下がると。それで、現実と言うたら、値段が下がるということは原価が、消毒代だけで1反で1万円ほど上がって、売上が1反で1万円ほど下がると、往復で2万円変わると。このような状況言うたら離農が促進されて、これ現実には先ほども川村委員が質問されたように、鳥獣害、またジャンボタニシとか、これに対するいろんな政策が当市では一切されてないと。これ、農家自体もあきらめて離農に走る可能性が高いと。このままで進めば大変離農が進んで、特に山間部なんかやったらほとんど離農されるようになってくるんじゃないかと。これ、将来的に、この決算だけでない、去年でも何なりの対策が打ってないわけや、補正とかで。今年も増田委員長が確か一般質問でウンカのことについて質問されたと、何も変わったことを施策しないと。これ、ほんまに葛城市の農業自体、農業よりも現実には農地の保全という問題が大きな問題になってくるんじゃないかと。この大きな問題の中で、それをどのように将来的に、これは行政がやはり中心になって考えねば、大変な問題やと。平坦部とかやったら建売りがぎょうさんできてきたらええやないかと、かもしれませぬ。しかし、山間部のほうで荒廃地ができれば、山崩れとか、そういう問題が起こってきたら、平坦部のほうにも水浸きとかいろんな問題が出てくる、やはり農業というのは保水ということも含めて政策的に考える問題があるわけ。その辺について将来どの

ように考えておられるか。これこういう席でしか言わらへんから、できるだけ、昔から日本の農業というのは、農家もやはり生活できるような形をするべきやと、これが基本やと思いますけど、これ去年の決算も今年の予算も含めて全然将来的なことを考えてる予算に見えないと、ちょっと失礼ですけど。その辺、前向きに来年も再来年にかけても考えて、どのような対策になられるか方向性を聞きたいと思えます。

それと、今年の米価が下がってる原因としては、農協が言うてんのは、コロナの影響で外食産業がやはりかなり影響あるから、米が去年の在庫が余ってると。ただ、コロナの影響で農家も結局、2等袋1本で900円ほど下がると。しかしながら、コロナの影響でそのことについての対策もされてないということも含めて、将来的なことをどのように思われてるか返答してもらいたいと思えます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 ご質問ありがとうございます。非常に大きな問題やと感じております。農業施策につきましては、地方でやれることというのは実は限られております。国策として農業施策というのはされてまして、それに地方が国の策に乗っているいろんなことをさせていただいているというのが実情でございます。ですので、この地域地域の立地条件であるとか、いろんな条件によってやれることというのは限られた中でも、色付けが変わってきてるのかなという具合に感じております。

葛城市の場合は、非常に平坦部のほうが住宅開発等が盛んになってきまして、就農されてる方からは、例えば朝早くから耕運機、トラクターを動かすと土埃が上がって洗濯物にとか、例えば消毒するよなときですと、一々お家のほうに、消毒しますんで、窓閉めてください。洗濯物取り入れてくださいというようなお願いをしないとやれないような状況が多々発生しているとお聞きしております。それと、委員がご指摘になりましたお米の問題、窓から見えますと、まだまだ水稻を作られてる方が葛城市におられて、それが一種安らぎに変わったり、田園風景という中で生活ができることというのは、その地域の環境を維持するということにも非常に役に立ってるという具合に理解をしております。その中で、まちづくりというのはある種バランスの問題がありますので、農業施策だけということにはかかわらず、いろんな林業も先ほどお話ありましたし、工業、商業等全てひっくるめまして、そのバランス感覚が大切なのかなという具合に感じております。特に葛城市におきましては山麓の自然豊かなエリアがございますので、将来的には農業の集約はそちらのほうに向かっていくのかなというある種の考え方を持っておるんですけども、これは強制することはできませんので、そういう具合に誘導できるような政策をしていかないといけないのかなと。そのためには、改善すべきは鳥獣害の問題であったり、例えば治水の問題であったり、いろんな問題があると思えますので、そういうようなものを整備しながら環境づくりに努めていきたいと考えております。

先ほど、コロナの影響で米価が下がりましたというのは、もうなるほどなと感じております。ただ、その農業だけの援助という形ではなくて、全ての市民の皆様方がコロナによって影響を受けられてると感じております。国からの特別定額給付金等の給付がまさにそれに当

たったのかなという考え方を持っております。確かに飲食関係ですとか接客業関係、もしくは工業等の国からのコロナ対策の助成というのは厚いようには感じております。その中で、農業の援助が少ないのではないかというのは頭の中に残しておきたいと考えております。残念ながら、国のほうからその農業用にとということで、若干メニューはあるとは聞いておるんですけども、葛城市にぴったりしたメニューがないという状況の中で、これからまた今後何かできることがないのか、今のコロナ感染症のこの状況がどれぐらい続くのかということにもよるんですけども、今後また考えていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 今の答弁で、行政いうのは確かにおっしゃるように農業だけではないけど、ただ現実にはそういう被害が出てきているということをもうちよっと真剣に、考えておられるんか知らんけど、そういう声も含めて、市の行政の中に反映してもらうことがまた必要じゃないかと。その反映が若干もないということで、私申しあげてるだけでございますが、やはりこれがずっとこういう状況の農業政策自体、国も含めてですけど、この状況なら、本当に農業自体が衰退し、先ほど質問されたように新規就農者、そういうのも所得がないところには人が来ないと、その辺は市での話ではないけど、やはりそういう中でも市としても少しでも、葛城市はその辺で目を通してるんじゃないかなという行政をしてほしいなと思った中でお願いを兼ねて質問させてもうてるわけで、玉虫色の答弁されて、確かに答弁自体は間違いな答弁されてるけど、もうちよっと踏み込んだ形で考えてもらいたいなと、かように思うわけでございます。もうちよっと前向きな答弁があればありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 ご指摘の米作の件でございますが、コロナ対策の作物の対象には実は入っておらなかったように記憶しております。例えばほかの作物の場合ですと、葛城市に関係する作物ですとネギとかは入っておるんですけども、米作につきましてはそれに含まれてないというのが実情でございます。委員のご指摘いただきましたので、今後、米作についても何ができるのかということは考えていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 農業だけではないねけども、その辺が一番、今年、打撃が大きい産業になってるということで質問させてもらった。前向きに離農が進まない方法で検討してもらいたいなと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 先ほどの森林環境譲与税のことで、また気になることがありましてお聞きしたいんですけども、先ほどの森林環境譲与税の用途ですけども、残金が360万円ほど残ったんですかね。森林環境譲与税が560万円ほどありまして、それで残金が何ほど残ったんですかね。

増田委員長 360万4,000円。

松林委員 360万円ですね。この360万円はどこに使われたか、どこにあるんか、そこらを教えていただけますか。

増田委員長 基金やね。

芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

残った360万4,000円、これは令和3年度の基金のほうで積み上げております。

松林委員 令和3年度でね。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 またよろしく申し上げます。最初、100ページの農業振興費で、大和平野土地改良区賦課金に係る補助金771万7,110円。この分については大和平野土地改良区に5,400円払うて、3分の1、市から今、5,200円になったのか、変わったんの。ほんなら5,200円でもええがな。3分の1、市から、3分の2か、30%か、まあええやん。それで、これ払うてるわけやろう。払うてるて、助成してるわけや。これ、何でこの金額を助成してんねんということを詳しい説明してもらいたい。農業施策の中でこういうことをやってますよということも説明せんと、私内容分からんので、なぜこうするんかという説明をしてもらいたい。

それから、同じ100ページ、経営所得安定対策事業、毎年これ聞いとるわけやけど、7目の報償費、農業振興事業報償費345万円、この中で農業推進委員が44人おられるわけやけども、月5,000円、12か月、これ報酬払うてるわけやんな。それから、今、転作、国のほうもそのくらい奨励してないけども、一応転作、助成もしてる。それで現地確認もしてる。これで1人1万円、44カ大字で44人と、こういうことやわな。それ以外や、毎年廃止せなあかんと俺ずっと言うてきたけども、一向に廃止する気はない。僅か30万円、40万円の金やから、やいやい言うなということか知らんけども、しっかり目的を持って執行しないと、それは会計管理者はちゃんと分かってあるから払うたあんのか知らんけども、これ目的を持って払わんと、分配みたいなこんなことして、農業推進委員かてお金入ってきたかて何の金が入ったあんねやらさっぱり分からへん、分からんけどももうてんねん。これが実態やと思う。そやから、私はずっとこれもう十何年言うてきてるわけや。一向に廃止する気はない。そやから、やっぱりそういうようなことも、節約するもんは節約するということから廃止の方向に持っていきたい、そういう答弁していただきたい。

それから、事業関係、農地費も団体営も一緒やけども、一応ちょっと聞くねん、農地費の中で工事請負費、当初5,300万円予算組んであって、3月に3,470万円減額補正したある。なおかつ、過年1,300万円か、繰越し残ったある。どういうことで残ったあんのかということと、現年度の工事費も非常に残ったある。今見てたら、ほとんど報告書の中では単独ばかりやということやけども、ある大字が要望を出してる、3年ほど要望出してるわけやけど、補助対象になりませんねんと、補助対象にならへんから工事しませんねんと、こういう答えばっかり返ってきたわけや。ところがこれ見たら、よそこれ皆、単独で市単独事業やっては

るわけやねん。これ要望してはる大字だけはあかんのかい。それは補助事業に乗るのは越したことない。しかし緊急を要する場合、やっぱり命に関わんねんというて要望してはるわけやんか。そんなところを3年もほっといて、補助事業にのらへんさかいにあきまへんねん、そういう考えでええんかどうか、それも教えてほしい。

あんまり一遍に言うたらあかんのか知らん。それから繰越しや。ずっと俺、繰越し聞いてんねんけど、こんだけ必要やさかいいうて繰り越したある。ところが、未執行が多い。その未執行の処理、この間から、昨日もずっと聞いてきてるわけやけども、簡単な話やねん。不用額で落としてまんねんと、こんな話やんな。これ、農地の場合、補助事業違うさかいいえけども、あとのこの団体営、補助事業やんな。今、国も甘いんか知らんけども、補助申請するときに実際に使うたお金を申請したら、その分だけぱっと補助金が下りてくる。以前はそんなん許されへんだと思うんやねんな。ところが、今もいとも簡単にそうなってくる。そやから、今一生懸命皆仕事してくれるのは分かるけども、予算の執行についてあんまり関心ないやろうと、こんだけ繰り越したけども使うもんはこんだけやねん、余ったら補助金もらわんでええねんというふうな考え方違うんかなと私は思うてます。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、農業振興費の大和平野土地改良区賦課金に係る補助金、これが771万7,110円となっております。これは大和平野の分水に係る賦課金ということで、これの対象面積としましては494.86ヘクタール、これ市内が分水が水がかりになってるところでございまして、実際は1ヘクタール当たり5万2,000円ということになってます。そのうちの30%を市のほうで補助をさせていただいているということでございます。

それと、経営所得安定対策の報償費でございます。これは委員おっしゃるとおり、支部長の手当、それと7月に行っております現地調査に対する手当ということで支払いさせてもうてます。現地調査の現場手当としまして1万円、それと支部長とそれに手伝いに来られた方、それに対して5,000円の現地調査手当というのは出させてもうております。それが74人で37万円と、これも場所によりましてやっぱり大きな大字もございまして。なかなか支部長だけで回ってもらうというのは難しいので、その辺はお手伝いをさせていただいているということで費用を計上させてもらっているところでございます。

それと、工事関係ですけれども、農地費です。まず、繰越分に関しましては、大屋放水路改修工事、山田池補修工事、中戸水路改修工事と、これ大屋放水路の改修工事に関しましては、県営で大屋下池という池を改修しましたので、これの関連工事ということでさせてもうてます。ここで実際は未契約繰越しさせてもうてるんですけども、600万円ほどの差が出てると。それと山田池は、これは契約繰越しさせてもうたんですけども、堤防から水漏れをしてるということで緊急もあり工事を行ったと、それと中戸水路に関しましても一部破損してる箇所がございましたので、これも緊急にやっているとということで、全体で700万円ほどの不用額が出ております。

それと、現年分に関しましては、まず農業用施設維持、これは毎年やってる草刈り工事で

す。それと中戸の上流水路機能復旧、これも完全に岡田池の上の水路ですけども、埋まってしまったということでやっています。それと、南藤井上池補修工事、これが道路の陥没が起きましたので、これも緊急でやってると。それと峯阪池改修工事、これは何年かにわたってやっていますので、令和2年度で計上している。それで、山田1号線舗装工事、これは以前からもう舗装がかなり傷んでまして、去年と今年度と改修する予定をしています。それと、瓦堂池下放水路改修工事、これも水路肩が崩落しかけてるということで行ったと、寺口水路保護構造物改修工事、これも同じく路肩や水路肩が落ちかけてるというところですよ。あと、瓦堂池ネットフェンス改修工事と、八川1号線の道路の補修工事ということで、これは八川1号線が陥没しましたので、それに対する補修工事をやっているということで、トータルでは1,400万円ほどの不用額を出してまうということでございます。緊急の工事である場合は積極的に市のほうでやっていきたいとは考えております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 農地費、丁寧に説明してくれてありがとうございます。私は、この大和平野、これを賦課金、相手先を聞いてんの違うて、何でこんだけの金を市が負担せなあかんねんと、何で助成してんねんと、それを教えてくれというてるだけや、目的をや。ただ単に、出してまんねんというのと違うやろう。これを負担することによって農業振興、稲作になるのか、野菜になるのか知らんけども、そういうようなことを何十年前からやっていますよ、そういうことを説明してもらわんと、私こんな数字聞いてんの違いまんねんがな。何でこんだけのお金を出さなあかんねんということを俺聞いているわけやねん。それを説明してもらわんと、私の質問してる趣旨からちょっと外れとると思うので、部長、説明できますか。

それと、今言うた経営所得安定対策、この分について、今、課長のほうから説明ありました。例えば、旧忍海校区と言うたらあかんけども、忍海校区ばかり言うたらあかんで、ここらは面積の小さいところもありやあ大きいところもある、新庄もそうやん。ほんなら、支部長1人で回られへんだら、話合いして2か大字、3か大字一緒に寄って回ってはるわけやんか。私、こんなあんまり言うたら怒られるさかい言わんけど、そもそも何でこれ出したかということをおぼつかってわけるわけやんか。そやから私がしつこう言うてるわけや。これを削りなさいと。それは、課長は立場上そう言わなあかんがな。中身知ってる者から言うたら、ちょっとその答弁では困りますよと。それは、よう分かって私も質問してるわけや。そやから、極端に言うたら、もう今年はやあないがな、使うたあんねから、令和2年度は。令和3年度からそれ撤廃しますと言うてくれたら、もう俺聞く機会もないし。それで、私は言うてるわけや。

それと、この農地についても、農地費、今言われたように、緊急工事ということになってくるけども、これいつ発生するか分からんやつやんか。そやけど通常の大字要望受けて、例えば当初予算5,300万円組んだあるわけやな。やっぱり要望聞いて、例えば半分なら半分が要望聞いたやつやと、例えば半分は予期せん工事をせんなんかもわからん、例えばやで。そういう予算配分をしていますというのは分かるやんか。今、丁寧に説明してくれて、俺そんな

ん聞くつもりなかったけど丁寧に説明してくれて、それはありがたいやんか。そうやってきたら、ほとんど緊急、通常の要望はしてないと、失礼なこと言うたらあかんけども、応えられてないような感じも私受けるわけやんな。それはやっぱりきちっと地元要望も受けて、どうしても転作の関係とか、いろんな農地の場合は制約があるやんか、農林の補助事業というのはな。ところが、補助事業にならんところもそれはあるやろう。ところが、急ぐところについて、そんな毎年毎年こんな3年も要望してはんのやったら、やっぱりもうぼちぼちやったるかという気にならんと、それはあかんと思うで。

それと、その繰越しで、課長が言うてくれはったけど、それは不用は不用でそれでええねんけども、俺聞いてんのは、今はもうあれかいな、不用残ったら、もう国は何も言わへんわけやんな。もうそれは不用で落としていっても問題ないと、使うた分だけ請求したら国は認めてくれんねんと、こういうことでええわけか。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

今の質問ですけども、団体営のほうの話になると思うんですけど、事業完了して事業費が確定しますと、農林水産省のほうは減額いうのはさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

私のほうからは、大和平野土地改良区賦課金に関する質問に対しての答弁をさせていただきます。

平成16年10月1日、合併のときに大和平野の土地改良区賦課金に係る補助金の交付要綱というのが定められております。その第1条の中で、市長は、農業振興と農業経営の負担を軽減するため、大和平野土地改良区の賦課金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとするという条例がありまして、それに基づいて農業振興と農業経営の負担を軽減するためにこれを執行させていただいておるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 部長のほうからその話をして、平成16年、合併したさかいに新たに作り替えただけであって、もともとは四十四、五年やったかな、新庄の場合やってきてた。合併して1本になったから、そういう条例というか規則を変えて、全体的に葛城市でやっていきたいと思いますよと、こういうことやろう。そやから、目的は農業振興、意欲的に農業をやってくださいよと、そやからその負担金も市が負担してやってくださいよという目的があるわけやろう。そういうことを教えてほしかったということで質問させてもろた。

それと、農業推進委員、今、課長言うてはるけども、なかなか明確な答えが返してくれへんので、だからもう私も言わへんから、もうこれはやめるといふ方向でしとかんと、ほんまに俺、農業推進委員は替わっていかはるわけやんか。そやから、ほんまに何の金が入ったあんねんと、俺説明してないと思うんや。事実、出てはらへんところがあるやないか。もうほ

んなら私のところ出たはんのかいな。俺知ってるやん出てないやないか。いや、もう言い合
いしてもしゃあないから、とにかく切り。こんな無駄な金を出したらあかんということを言
うてるわけや。分かったか。

それとお願いしたいのは、ここで団体営、もう繰越しも言わへんがな。そやけど、今度、
明日歳入やから、そこまでに農林商工費の分担金550万円、今組んでくれたあるわけやな。
現年が464万円、繰越し86万円となったある。ところが、ずっと農地費見て、団体営見てて、
これ全部工事終わったあるわけやんか。これ工事終わったら、分担金、この金額で合うんか
どうか。そやから、もうこれ終わったらお前ら帰んねから、どの事業何ぼ、どの事業が何ぼ
と書いたやつを今日中に出してほしい。それで、未収のところは何で未収やねん。それは分
割してくれと言わはるところもあるやろう。例えば、私らみたいに小さい大字で1,000万円
の工事いうたら100万円出さなあかんわけや、一遍に出されへん。例えば2年に割ってくれ
いうところもあるやろう。そやけども、やっぱり1つの10%なら10%負担してくださいよと
いうことで工事した以上は、2年かかろうが3年かかろうがその負担をしてもらおうというこ
とやないと、やっぱり不公平が出てくるやん。俗にいう力の差やん。力のあるところは金払
わんでもええねん、力の弱いところは払わなあかんねんということになったらあかんから、
それはきちっと出してもらいたいのと、きちっと清算をしてもらいたいというふうに思いま
す。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 2件、お伺いします。前後しますけれども、104ページのところです。5款農林商工費、
2項林業費の1目林業振興費です。そこの有害鳥獣駆除助成金、先ほど川村委員が質問され
ましたけど、その下の猟友会補助金と併せてお伺いしたいと思います。

例えば家庭菜園とかされてる、あるいはちょっと野菜の出荷なんかもされてる農家の方が
アライグマとかの被害に遭われると。檻を貸し出すということで農林課のほうで貸し出され
ると。私も農林課に借りに行ったことがあるんですが、それは猟友会を通してくださいと。
何でかいうたら、捕獲後の殺処分等ありますのでということをお伺いしたんです。
私は、そしたらその方が来ていただくことになるので、出張手当が猟友会の方に支払われる
んかなと思ったので、そんなことがなければ全くのボランティアになるし具合悪いなと思っ
て、それはもうじゃあいいですということにしたんですが、実はある猟友会の方にお話を聞
くと、例えば先ほどありました罟、イノシシの檻、これ猟友会の方が設置して捕獲されます。
そのときに見回りに行ってはるんですよ。週に2回、3回。死んだまま檻に入れておくと後、
大変だから、生きていうちに捕獲するということで、もう二、三回常時回ってはると、それ
がこの有害鳥獣駆除助成金の中にそういう手当も含めて入っているのかどうか。あるいは、
この猟友会補助金7万2,000円だけで終わりなのかどうか。これについて1つお伺いします。

それからもう一つはちょっと前のほうになりますけれども、102ページです。時間もあれ
なので、7目休養センター管理費、農業者健康管理休養センターということで、これは成果
報告書の50ページのほうに、利用件数140件、利用者、延べでしようけど1,044人、使用料が

3,500円ということになってるんですが、この利用についてどのようにお考えになってるのか。これまで議論はずっとありました。倉庫として使用されてる。ところが太鼓とかの練習をしたいということで借り出す。それからまた利用が増えてるのかどうなのか、これ公共ファシリティマネジメントの中でこの施設の扱いがどうなってるかいうのをお聞きしたいんです。使うんだったら使うで、ここにあるように修繕費も含めてきちっとしないといけないし、市民にも知らせて利用促進しなければいけないと思うんですが、何か非常に中途半端なので、これ、公共ファシリティマネジメントの中でどういうふうに位置付けられて、どういう利用を考えておられるのか聞かせてください。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、有害鳥獣駆除助成金ですけども、83万2,000円、これは猟友会の方にお支払いさせていただいております。これは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け有害鳥獣駆除を実施する団体に交付するというので、1人1日3,100円というふうな計算で、最終的に83万2,000円というふうになっております。ただ、先ほどおっしゃいました罌の貸出し、これは小動物のほうに対してはうちのほうでさせてもらってます。イノシシはさすがに大きい罌ですので、あれは個人で動かせるようなものではありませんので、それはどないなってるかな、捨てたのかなということなんです。

それと、猟友会補助金、これはそのまま7万2,000円ということで、猟友会の葛城支部のほうにお支払いさせていただいているというところでございます。

それと休養センターの関係ですけども、今は使用してるというのは太鼓の練習とそれと猟友会の事務所に一部させてもらってるというのと、食堂のところでは福祉事業者が借りてもらってるというところで、実際、休養センターの中は、それほど多目的ホール以外はそんなに使えるような状態にはなっておりません。今後、その中を整理して、どれだけ使っていけるかというのは検討していかないと駄目だなというふうには考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 鳥獣害駆除のことについてですけども、これ1人1日3,100円というふうにおっしゃいましたけど、これは1日出動して3,100円ということで、それはその出動した人にちゃんとその手当が渡されてるんでしょうか。それとも、猟友会あたりが窓口になって取りまとめて、そこに一括して振り込んでいるのか、このことについてお伺いします。

それから休養センターにつきましては、私が聞いたのは、現状は多目的ホールしか使えない状態だと、その状態でそれを多目的ホールとしてちゃんと使えますよと、市民の皆さん、その場合は使用料はこうですよというふうなことで、今後ともきちっとそういうことで利用してもらおうとしているのか。それとも、仮住まい的にたまたま空いてるから使わせてくれる人がおったから使わせてるだけなんですという扱いなのか。これは、例えば維持経費の問題が前回も問題になったと思うんですけども、今回三百何万円ほど消防設備の修繕ということで使われてますので、今後その費用の面とどういう扱いにするかいうことについてお伺い

したわけですが、そこをもう広く周知していくということではないんですね、今ね。取りあえず空いてるから使ってる分は使っていると、その状態でいくと。極端に言うたら、本来は使うというふうなものではないという判断をされてるのかどうか。つまり、今、物すごく中途半端なんですよ。それ、検討するということではずっと来てるんだけど、これもういいか。こんなん言うても検討してるということやから、これは置いておきます。ぜひ検討していただいて、どちらかにしないと、この決算で出てくるときにすごく迷うんですよ。3,500万円もぼーんと出していると、それだったらしっかり市民に使っていただくようにそれなりに周知しないと、ごく一握りの人だけが使ってることになってないかということなんです。それだったら、これだけお金使うんだったら、市民の方にも使いたい方がおられるだろうからちゃんと使えるようにしてねということなので、そこはもう検討のときをお願いしたいと思います。鳥獣害のことだけ。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

この手当ですけども、助成金ですけども、これは猟友会のほうにまとめてお支払いさせてもらってます。お支払いさせてもらうときに、誰がいつ出たかというそういう出面というんですけど、それを添付していただいて算定させてもうて支払いをさせてもらってます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最後ですけども、私、これちゃんと手渡すようにしてほしいんです、実際に行った人に。それだけ申し上げておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、林業でいろいろと有害鳥獣を議論してくれてはんねけども、今、芝課長に聞いたら、この83万2,000円の中で1日3,100円の計算してると、こういうことやんな。ところが、実際、猟友会の人らは全部出ではらへんと思うけども、かなりこれからは餌をまきに行ったりしてはるわけやんな。やっぱり皆、仕事に就きながらやってくれてはる。ということは、朝早う行くか、晩、電気灯して行くか。今、谷原委員が言うてはったように、檻かかっとならばといたら虫も湧く、かなり苦勞してはるわけやん。何もお金で始末せえとは言わへんけども、やっぱり計算上は3,100円になつとるけども、実際に猟友会の人らが支払う金というのはなかなかこの金にならへんというてぼやいてはるわけやんな。だから、それは要望ばかり丸々聞かれへんと思うけども、できるだけ要望を聞かないと、このままもし放置されたら、それこそ西山、何ぼ獲ったかてイノシシなかなか減らへんから、もっと増えたらえらいことになる。そやからその辺も考慮して、同じことばかり言うたら悪いけども、ちょっとずつでも増額をしてもらったら、もうちょっと、今も一生懸命やっではるけども、あんまりそういう苦情出てこんの違うかなというふうに思うので、その辺だけお願いをしておきます。もうこんなん答えもらおうと思うてないから。

それから予算のことで教えてほしいんですが、104ページ、商工振興費、予備費支出のと

ころで152万3,000円減額したある、観光費で152万3,000円増やしたあんねけども、この予算の措置はどういうことでされるんか、私もよう分からんので教えてもらいたい。

それから、106ページ、観光費の中で観光施設管理運営事業、工事請負費967万7,140円、それから107ページの景観向上推進事業1,334万4,100円というのがあるんけど、これ場所違うんか、それとも同じところの工事をされてんのか。一応分けてはる理由、補助対象の関係やと思うけども、どういふことで分けてはるのかいふことを教えていただきたい。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光課長 商工観光課、竹内です。よろしくお願ひいたします。

まず、観光施設管理運営事業の工事請負費でございますが、こちらは竹内街道駐車場整備の177万1,000円と、それから観光地環境整備ということで、孝女伊麻のトイレの洋式化をさせていただいた790万6,140円の分でございます。

それから、景観保全のほうのもう一つの景観向上推進事業の1,334万4,100円の工事の分ですが、こちらは竹内街道歩道附帯工事でございますが、こちらは令和元年度と令和2年度2か年計画で工事をさせていただいた分でございますが、令和2年度はそのうちの転落防止柵の整備と舗装工事、植栽整備ということで、県の補助を2分の1いただいて工事させていただいた分でございます。

一番最初の質問ですが、こちらの予備費の件ですけれども、こちらは人件費に係る分でございますが、詳細のほうにつきましては私のほう分かりかねます。

以上でございます。

増田委員長 分からないということですか。

竹内課長。

竹内商工観光課長 すみません。人件費のほうの流用ですので、私のほうでは分かりかねます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 人件費やと分からんということは、初めのときに人件費は、皆、最初に聞け言われたけども、それはすっきり見てないんでな。やっぱり担当課として人件費やと分からんということやなしに、この予算に対して勉強せなあかんと思うねんな。そやから、私も根性悪で聞いてんの違うて、今年の決算、初めてこれ出てきたから、たまにぼーんぼーんと出てくるわけや。こんな決算、私も見たことないんでよう分からん。そやから言ってんのと、その目の中の流用はええけど、款、項を越えて行けるんか、その分よう分からんので聞いてるわけやけどな。もう時間ないので、それやったら結構ですわ。

それと、今言うてるように、工事については、竹内、あるいは孝女伊麻やな。この竹内の補助177万1,000円というたら小さい金額やけど、この場所どこやねん。その景観のやつは分かったやんか、日本遺産になってな。これで整備していくのは2か年です。これは分かったやんか。この竹内の177万1,000円というのほどここの分になんのか。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光課長 竹内観光駐車場のほうでございますが、孝女伊麻のところから少し上に上がって

いただいたところを整備させていただいた分でございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 孝女伊麻いうたら南今市やろう。その上いうたら兵家違うんか。

増田委員長 綿弓塚。

竹内商工観光課長 そうです。言い間違えました。申し訳ございません。綿弓塚でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 その綿弓塚で、分かるやん。綿弓塚の駐車場のどこやねん。南側か、北側か。

竹内商工観光課長 西の北側になります。

岡本委員 そやから聞いてんねや、どこで。道の北側やねやろう。

竹内商工観光課長 はい。

岡本委員 それを観光駐車場で使うんかい。それ、どこの土地やねん。市の土地かい。大字の土地かい。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 所有権は大字竹内になってると思います。竹内の遊歩道も整備させていただきまして、日本遺産として観光に訪れる方もおられますし、綿弓塚のほうに車で来られる方の駐車場として利用していただけるということの中で整備をさせていただきました。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 その土地は無償で借りられるということやんな。例えばうちの村は観光はないけども、村の土地あるでと、駐車場にするんで例えば補助金をくれとと言うたら出せるんやな。観光しかあかんのか。うまいこと理由付けてんのはよう分かってんがな。俺、根性悪で聞いてんの違うんや。そやから、やっぱり力の差やて。力のあるところはそうなんねや。力のないところはならへんがな。私も根性悪ばかり言うてんの違うけども、やっぱりほんまに自分らかて執行するとききちっとやってもらわんと、と私は思うねんで。間違うてんなら間違うてる言うてくれたらええけど、そこらはよろしく頼んどきますわ。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

私、3点質問させていただきますので、委員長を交代させていただきます。

(正副委員長交代)

吉村副委員長 増田委員長、お願いします。

増田委員長 まず、1点目でございます。先ほど、猟友会の出役として出ていただいた3,100円という単価、これ私十分じゃないかと。非常に危険を伴います。そういうふうなこともございまして、この単価の見直しというのは必要じゃないかなというふうに感じました。それ1点ですね。

それから2点目は、現地確認でしたか、経営所得安定対策事業費の中の報償費です。先ほどから要らんの違うかというお話もございましたけども、私、現場見て、毎年一番夏の暑い時期に現地確認を支部長がしていただいております。私の地元の支部長の作業をしておられ

る姿を見たら、これを廃止してこれだけの作業を賄っていただく労力をどうやって確保するのかと、私、非常に疑問に、逆になくなったときの心配をします。ただ、作業の内容によって、また面積によって、この一律的な単価が妥当かどうかということは検討していただく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺のご答弁をいただきたい。

それから3点目は、森林環境譲与税のことについてお尋ねをします。以前から、私、この森林環境譲与税に関しては、設立当初から適正な運用ということをお願いしておりました。先ほどの説明の中では、積み木、間伐、林道整備と、こういった目的で運用すんねんというふうなことでございました。ただ、間伐については候補地がないと。現状は、西山へ入っていったら上れないような荒れ放題の台風以降整備もできてない状況やと。これ、現状とその整備せなあかん場所がないというのと相反する内容なんです。理由は恐らく、先言いますけども、これは私の山であって、その方が、所有者が間伐してくれというお願いをされないんで立ち入れないと、これが理由やと思うんです。ただ現状は荒れてる、それからこの費用を使って整備ができるということと、やってないということ、ここは私、疑問に非常に思います。ちょっとけちつけるようで悪いんですけども、積み木に関してですけども、恐らく前も聞いたと思うので、間違ったらごめんなさいですけども、吉野町と協定を結んで吉野の山の木を切って積み木にしたものを葛城市がこの森林環境譲与税を使って子どもたちに何かのタイミングでプレゼントすると、こういう事業であったかなと思うんですけど、吉野の山を支援するのも結構ですけども、足元の荒れてる森林をこの森林環境譲与税で適正な運用を図っていただくようにお願いしたいんですけども、ご答弁お願いします。

吉村副委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、有害鳥獣の助成金ですけども、これは令和2年度まではこの金額83万2,000円というところで、令和3年度からこの83万2,000円と、それ以外にイノシシの1頭を捕獲処分していただくと1頭につき7,000円という費用も見ておりますので、全体では105万円やったと思います。300頭ぐらいになると思うんですけど、その費用も令和3年度からは含めさせていただいているというところでございます。

それと、経営所得の現地手当なり5,000円ですけども、これも確かにおっしゃるように7月の1週目、2週目で全大字を回らせていただいております。確かに、暑い時期で大変なことは大変なんですけども、なかなかその場所によって徒歩で行かなければならないという地区もございますし、簡単に車で回れるというようなところも確かにございます。その点も含めまして、今後どういうふうな見方をしていけばよいかというのはこれから考えていきたいなというふうに思います。

それと、森林環境譲与税を充てさせてもらってる木育推進事業の積み木の関係ですけども、これも吉野町と連携協定を結んでおりまして、出生届を出された方に対して今は吉野町のほうから積み木をお渡ししているというところなんです。今後、森林管理制度が確立していった間伐が市の手によって整備できていった場合、この間伐材を利用して積み木を作っていくということは可能やと思いますので、今後の課題にさせていただきたいなというふうに考えてお

ります。

以上です。

吉村副委員長 増田委員長。

増田委員長 ありがとうございます。この猟友会に対する支援については、3,100円という1つの支援のほかに、出来高払いじゃないけども、1頭捕獲していただいたら7,000円の補助をプラス、今年度から付けていただいていると、こういうことですね。ありがとうございました。

聞き忘れたというか、3つの範囲を超えるので、今、追加で質問しますけども、以前から非常にお困りでございました殺処分をした後のイノシシ、特に大きなイノシシとかそういう死骸処理について非常にお困りでございました。以前から穴を掘って埋める場所、それから焼却する場所、いろいろとご検討いただいて、ちゃんと市としての支援策も確立していただいたというふうに伺ってますけども、その内容を確認させていただきたいと思います。

それから、森林環境譲与税に関しては、ぜひともそれやってくださいよ。吉野町を責めるわけやないけども、地元の木を地元で生まれた子にそれを積み木として有効活用していただくと、非常にいいストーリーが描けるかなと、それによって西山の整備も進んだんだという一つの証にもなりますので、そういう方向で早々に進めていただきますようお願いします。ただし、冒頭に言いましたように、市長も以前におっしゃられてました、個人の山、それを整備するという問題のクリアが先ほど答弁になかったんですけど、どこまでできんのかということも再度お尋ねをしたいなと思います。

吉村副委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

まずイノシシの処理、これはクリーンセンターのほうで処理できるようになりましたので、クリーンセンターのほうでお願いしてると。ただ、個体の大きいやつも中におりますので、それは業者のほうに依頼せな駄目だということでございます。

それと間伐の件ですけども、その森林管理制度を利用しますと、個人の意向を聞いて、市と協定を結ぶということが出来ますので、それを結んでから市のほうで森林環境譲与税を使って間伐を行っていくというふうにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

吉村副委員長 増田委員長。

増田委員長 分かりました。処分のほうは市のご支援をいただいて、焼却処分にしていただいているということで、ありがとうございます。

それから、森林環境譲与税に関しては、個人の山についてもそういった協定を結んで進めることができるということですので、もう芝課長も西山の状況というのは痛いほどご存じやと思いますし、私も山麓の住民の方からも何遍も、この西山何とかせなあかんぞと、それが水害の二次被害とかになっても困りますので、災害防止の観点からも含めて早々の対策を講じていただきたいということをお願い申し上げます。

以上です。

吉村副委員長 それでは、委員長を増田委員長にお返しします。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとだけ、皆さんのお話し聞いてて、僕あんまり詳しくないので、あんまり手を上げるタイミングがなかったんですが、今のお話し聞いてて気になったんですけども、僕もイノシシとかそういう問題は僕、いろいろ何かええ案ないかなと思って考えてて、曾爾村のほうにいろいろ聞きに行ったことが、あちらのほうがもっとひどいみたいで、でもなかなか難しいなと思っていろいろ今お聞きしてたんですけども、先ほどイノシシ1頭につき7,000円というお話やったんですけども、これは単費でいかはるんですかね。今ちらっと調べたところ、僕は最初に7,000円と聞いたときに、安くないかと思ってしまったんです、正直。今見たら、全国的にも平均は7,000円ぐらいやと、でも平均なんですよね。上もあるんですよ。見たら、上、高いところもあるんですけど、その7,000円の根拠ですね。僕は個人的にはえらい安くないかと思っちゃったんですけども、根拠と単費かどうか、割合と、その辺をお聞かせ願えますか。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

単価ですけども、これは県のほうの指示がございまして7,000円というふうになっております。それと、これは国費が入ってきております。100%の国費ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、県でもう決められちゃってると。逆に聞くと、それは市で何かプラスできないんですか。国、県がやってくれてる、葛城市からもこうさせてもらいますみたいなことはできないんですかね。単純な疑問で、的が外れてたら申し訳ないんですけども、今のお話やったら、国からお金もらって県が決まってるからこうやって、何か市からは何もないのと思っちゃったので、その辺の考えだけお聞かせ願えますか。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 非常に猟友会の皆様方に対するご意見が出てきて、ありがたいなと思っております。有害の鳥獣害のほうの被害につきましては、特に山麓のエリアについて大きな問題やと感じておりましたので、当初から猟友会の皆さん方と何が必要ですかというお話をさせていただきました。その中で、一番最初の子に出してきた話は、罠のほうを増やしてくださいというお話でしたので、それもワイヤーの罠をとということですので、もう4年ほど前になりますけども、そのワイヤーを200本ぐらい確か予算計上させていただいたと思います。その次にお話を聞きしたのが、更に檻がかなり古くなってきてるから新しくしてほしい、もしくは数を増やしてほしいというお話でしたので、翌年か翌々年にはそれをさせていただいた。それで、その後に出てきた話が先ほどの処理の問題が出てきました。ですので、当初はなかなかクリーンセンターで燃やすということができないという認識でございましたので、その処分をする場所を探して埋めるという、作業の場所を探してということにしたんですけども、なかなか

調整がうまくいきませんでした。ですので、法律の解釈を確認しますと、クリーンセンターで処理をしても大丈夫やということですので、それをさせていただきました。その中で、先ほどの例えばその処分をするに当たっての大変さというものをお聞きしましたので、国費の中でそれができるのかどうかというところでそれを付けさせていただいたということでございます。鳥獣害の問題というのはこれから続いていきますので、ただお聞きしますと、やはり世代が移っていくという作業がなかなか大変であるようでございます。ある種、年代を続けていかないといけない、それが多分これからの猟友会の皆様方の一番の懸念されてるところやと思いますので、そういう部分に新たに応援することができるのかできないのかということ、今、検討しようとしている段階でございます。その時代時代に応じて、何を必要とされるのか、必要とされるものを応援させていただきたいといえますか、お互いさまでございますので、非常に行政としては、特に鳥獣害の被害につきまして持ちつ持たれつといえますか、非常にお力を貸していただいておりますので、ご相談をした上で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。毎年毎年どんどんいろんなことをやっていただいているのは分かるんですけども、僕が引っかかったんはその7,000円というところやったので、今ざっと調べただけなんですけども、この7,000円プラス、市からで何ぼですというところもあるみたいなんです。ざっと調べたんで曖昧かもわかりませんが、言うタイミングは多分ここしかないと思うので、上のほうも結構な額を払ってはる自治体もあるみたいなので、その辺はどうのこうの言うつもりないですけども、調べていただいて適正なできる範囲でやっていただきたいなと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、6款土木費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 そしたら質問いたします。成果報告書のほうで幾つか質問いたします。

1件目ですけれども、公園管理全体のことになるんですけども、葛城市の場合は葛城山麓公園管理運営事業、あるいは都市公園管理事業等、結構あります。その費用全体をどのように考えておられるのか、これについてお伺いしたいんです。しあわせの森公園もできましたので、葛城市は大規模公園が4か所もあって、その管理運営が非常に大変になってきてると私は思うんです。このことについて、全体について1つお伺いいたします。

それから2つ目ですけれども、61ページになりますが、4の公園管理事業で（1）二上山ふるさと公園等管理運営事業ということで4,000万円余りあるわけですが、ここに管理事務所があるんですよね、公園入ったところの左手ですか。この扱いについてどうなっているのか、その維持管理費用、それから実際それをどういうふうに運用されようとしているのか、そのままなのか、これについてお伺いしたいんです。公園管理事務所は山麓公園にもありますけれども、そこには人がいてはと思うんですけども、こちらのほうには多分もう閉鎖というふうな感じになってるのか、管理事務所としてやっておられるのか。今後それについてどのように扱おうとされているのか。これについてお伺いしたいと思います。

それから3つ目ですけれども、これは決算書のほうの109ページになりますけれども、6款土木費、1項土木管理費の1目土木総務費です。ここの備考欄ですけれども、22節償還金利子及び割引料、社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金、この内容についてお伺いいたします。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

私のほうから、しあわせの森公園の維持管理、特に除草にかかった費用につきましての決算額について説明をさせていただきたいと思います。令和2年度の公園管理費の緑化管理委託料の中の決算額としまして368万4,340円を、このうちにしあわせの森公園における除草委託料といたしまして288万7,280円を支出しております。除草面積としましては約3万平方メートルを除草させていただきました。

次に、今後どれぐらいのしあわせの森公園につきまして緑化管理が必要になるかということら辺の……。

増田委員長 ごめんなさいね。都市公園全体のことについてお問合せですんで。

奥田都市計画課長 はい。

谷原委員 もう一回言いましょうか。

増田委員長 はい。

谷原委員 都市公園が、葛城市は4つ大規模公園があるんです、しあわせの森公園入れて。その維持管理について決算で計上されてるわけですけども、その全体の維持管理費をどのようにコントロールされようとしてるのかということ。これ、どんどん増額していくということもありますので、難しいかな。これは原課では難しいかもわかりませんが、市長、副市長でも答えていただけたらと思うんですが、市民からようそこは心配されるんですよ、やっぱりそこはね。1つの小さなまちで4つも大規模公園が増えて、しあわせの森公園もまたやろうということですから、やっぱり全体の総枠をある程度見通しを決めておかないと、これどういう考えでやっておられるのかということをお聞きしたかったんですが、原課で答えられるんやったら、難しかったらもうしゃあないですけどね。じゃないと、これ聞く機会ないけど、決算でちゃんとやっとかないと、これの決算額でいいのかどうかということも含めて判断しにくいんですよ。だから、方針があれば、それに対してその決算額というふうなことでいけると思うんですけども、ここに収めましたよというふうな感じで行けると思うんですが。

増田委員長 松本部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。

今の都市公園の管理ということでございます。新町公園につきましては新町コミュニティセンターが管理しておりますし、屋敷山公園につきましては公民館が管理しております。山麓公園につきましてもそれぞれ管理棟がございますので、その部分で管理をしておるところでございます。

以上です。

谷原委員 分かりました。

増田委員長 あとの答弁ね。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。

二上山ふるさと公園の事務所の運用についてというところでございます。事務所には、交代なんですけど1名の会計年度任用職員が受付をしております、あと職員が2名と労務職の職員が1名、合計4名が常駐しております。内容としましては、館内のトイレとか会議室とかがありますので、その貸出とトイレの環境整備等々と、あと市内の都市公園とか公園条例にある公園の管理委託についてシルバー人材センターとか業者等に委託しまして、全体的な管理をしているというところであります。もちろん、その二上山ふるさと公園内の各施設の管理も含めましてその4名で行っているという状況で、簡単ではありますが、そういうところでございます。

続きまして、社会資本の社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金の件ですが、これにつきましては道の駅に係る国庫補助金の返還金として、前回の議会から説明させていただいております内容でございます。その中に一部、東側線に係る官製談合に係る分も入っております、その合計額が8,479万806円というところでございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 公園については大規模公園が4つあるけども、それぞれ管轄するところが違うということですね。それはよく分かりました。そのとおりなんですけど、言うところがないのでここで言わせてもらってるわけですけども、やはり今後、この公園管理費用、これをどうしていくかというのはどこかできちっと議論していただきたいんですね。というのは、やっぱり公園が荒れてきてるんですよ、それぞれの公園が、草もね。この二上山ふるさと公園も、だいぶ市民の方からも聞いてます。やっぱり管理が昔と違って荒れてきてると。それから山麓公園のほうも草がかなり生えてると。これ4つ本当にきちっと維持しようとするとな相当のお金になるので、これは各課にまたがっているということはしんどいんですが、本当はどこかで1回きちっと議論していただけたらなというふうに思いますが、問題提起ということで言わせてもらいましたので、これ以上質問はいたしません。

それから2つ目ですけども、二上山ふるさと公園の管理棟いうんですか、施設ですけど、これは市民の方に広く使えるような形になっているのかどうか。結構、2階のほうにも会議

室があるとおっしゃってましたし、それから野鳥か何かの写真か何かあったり、自然の施設のような形で、本当にいわゆるビジターセンターみたいな形で、利用するんだったら非常に来客も二上山に登る方も多いで、あの横を通られる方も多いで、これについてそういうことになってるのかどうかということも2つ目、お伺いいたします。

それから、3番目の社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金ですけれども、これについては過去、前の副市長がこれについてちゃんと損害賠償含めて取り戻すことをするんかということについて質問があったときに、それはやりますという答弁が過去にはありますので、これについてどういうふうにされようとしているのか、これについて質問します。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 安川です。

まず、二上山ふるさと公園の開放についてというところでございます。施設の利用については、トイレとかは公園間で使用は一般にはしていただけますのと、その中にホールがありまして、その中は自由に入れるというところであります。2階につきましては部屋が何か所かあるんですけど、以前は展示室として使用しておりましたが、今は閉鎖しております。その辺は今、コロナの関係もありますし、2階の部分にも違う部屋もありますので、今は貸出はしてないんですけど、貸し出せる状態ではあるかと思えます。

それと、芝生広場とか、あとにつきましても、何かイベントする場合は申請を出していただいて許可をするという形を取って、イベントについてもほかの方にも迷惑とならないようなものでしたら許可をして運用してもらおうというところでございます。

以上です。

増田委員長 補助金返還。

松本部長。

松本都市整備部長 松本です。よろしく申し上げます。

今の返還金に対する損害賠償ということでございます。弁護士のほうにも確認させていただいて、法的にも問題ないんかとかいうところを確認させていただきたいと思えます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 3番目については、さきの副市長から、過去、答弁があったわけですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、二上山ふるさと公園の施設ですけれども、私、観光事業ということで、ちょっと管轄が違ってもわかりませんが、竹内についても日本遺産ということでしっかり様々整備をされていってると。私が見るに、葛城市の観光資産というのは、一番大きいものは二上山の景観だと思ってるんです。ここの二上山ふるさと公園は、土日になると大変人が多いです。一番にぎわってるところなんですよ。それは當麻寺とか相撲館もありますし、竹内峠とかあるんですけど、ここは本当に道の駅もあって大勢の方が車止められて山に親しんでおられて、本当に老若男女親しんでおられるところなんですね。ここのところに、しかもいい施設があって、いわゆるビジターセンターみたいな形であるので、私は今後、葛城市の観光資源

としてせっかく建物もあるので、これをぜひ生かしていただきたいと。1つ言えば、私、直接市民の方から言われたことがあるんですけど、例えば長居に野外観察センターというか、長居公園の中にあるんですよ。そこにいろんなボランティアの方が、自然観察とかそういう形で、子どもを、しっかりと土日になったらいろんな観察のイベントをやられたりしてると。葛城市でもでけへんのかと。あそこにええ施設があって大勢来られて、もうすぐ近くに里山だし、観察にも持ってこいと、ビジターセンターの会議室もあると、ビジターセンターじゃないか、その施設もあると。ここを自然、山の好きな人が本当にこの施設が利用できるようにすれば、もっと観光客も来るし、非常に雰囲気もいいし、大阪に近いので、あの施設が実はもう市民の方には全然貸し出してないと、上の会議室とかもない状態で、いわゆる公園管理棟だけの一部だけ使われてて2階も全然使われてないわけですから、これぜひそういうプランを練っていただけたらなということで、そういうボランティアしようという人はいっぱいいるんですよ。葛城市は非常にそういう点でいろんな経験を持つてる人もいらっしゃるのだからぜひそういう方々の力も借りることができるし、自然教室のような形であそこが利用できるようにしていただけたらと、これ要望を申し上げておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。報告書で行かせてもらいます。60ページ、61ページ、公園管理費の全般的なことでお聞かせ願ひたいんですけど。まず61ページの4番の公園管理事業の各児童公園遊具修繕、今回一式となってるんですけど、768万4,410円ですか。前までは結構細かく書いてくれてたと思うんですけど、この内訳ですよ。使えない遊具とか今ないのかというのがまず1点目の質問で、2点目がこの60ページ、61ページにわたって、管理運営事業の下に公園の利用状況を入れていただけてるんです。山麓公園利用状況、272日で入園者数4万3,430人、平均160人。61ページに移っていただいて、4番の(1)のその下の①のところも二上山ふるさと公園入園者数と平均374人となってるんですけども、これほかの公園の利用人数は何でないのかというのと、これどないやって数えてはんのかなという、その数え方ですよ。こういうのは、後でまた言いますが、この山麓公園の遊具をやっていたいでいるじゃないですか。その状況も聞きたいんですけども、3つ目として。この人数はこの遊具ができた後にどれぐらい上下するかというのを参考にしやなあかんと思うんです。今の段階でどうやってこの人数を出してんのかお聞かせ願ひたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願ひします。

葛城山麓公園の利用状況数でございますが、管理事務所に会計年度任用職員が1人おられます。そこで横に園路もありますので、そこに車が通過した台数掛ける4というような形で今現在利用状況を出させていただいております、正確に何名の方ということでの計算はさせていただいてはならないのが現状でございます。

以上です。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。よろしくお願いします。

児童公園の遊具修繕費768万4,410円の内容についてですが、まず各児童公園の遊具の修繕については、前年度の点検結果に基づきまして、10公園において28遊具等の修繕を実施いたしました。内訳としては、ブランコ6基、鉄棒3基、滑り台2基、ベンチ4基、健康器具2基、その他9基となっております、その額については583万円となっております。結果としましては、使えない遊具はございませんというところでございます。

それに含まれます水辺のテラスの水中ポンプの修繕を73万7,000円でやっております、その他修繕といたしまして、緊急修繕としては5件86万1,080円で、その他修繕として街灯、公園の放送アンプなどで25万6,330円の合計額が決算額というところでございます。

続きまして、二上山ふるさと公園の利用状況の把握についてというところでございますが、ふるさと公園の入口辺りの塀の門、そこにセンサーがありまして、それでカウントして入場者数を計測してるというところでございます。

以上です。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

屋敷山公園についてお答えさせていただきます。まず、屋敷山公園の一番奥のほうに公園がございますが、そちらのほうのブランコの修理として18万7,000円という金額を上げております。

それと、人数のほうなんですけども、若干正確な数字を捉えておりませんので、また調査いたしましてご報告させていただきます。

以上です。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。

公園の利用人数、件数の件でございますが、直接的なカウント方法は今現在取っておらないのが実情でございます。ただ、併設しておりますグラウンド等の利用者が間接的に利用されておるという解釈でいきますと、トータルいたしまして312件、延べ人数で1万7,304名の方が訪れておられますので、全ての方が公園の利用につながっているかどうかは定かではございませんが、そういう状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村館長。

吉村中央公民館長 中央公民館の吉村です。よろしくお願いいたします。

屋敷山公園の利用人数ということでございますが、私どものほうの屋敷山公園はかなり庭園的には非常に大きい公園でございます、人数のほうにつきましては、特にうちのほうでは何人という形では取っておりません。ですので、一応利用人数という形では何人かという形は、毎月という形では今現在は取っておらない状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。ふるさと公園のほうはなかなかちゃんとした数字なんかだと、ある程度なんですけど。その山麓公園の場合は、この方式をよく取られるんですよ。自動車1台につき掛ける4という方式、よう使わはるんですけど、あんまり意味ないと思うんですよ、僕。頑張って取っていただいているんですけども、それお一人がおられるときに通ったときの台数でしょう、しかも。ほんで、下に駐車場があるじゃないですか。そこから利用されてる市民の方々はカウントされへんという、なかなか曖昧な数字なので、何かええ方法ないかなと思ってんですけども、それはなかなか難しいと思うんですけども、逆に言うと、そういう精度のもんやったらもう取らんほうがええかなと逆に思うんです。僕は先ほど言ったみたいに、山麓公園の遊具が変わったらどれぐらいの人数が増えんのかというのを楽しみにしてる人間なので人数気になってるんですけども、そういう意味ではもうほかの公園の方々ももう取りにくいから取ってませんという方もおられるわけじゃないですか。出す必要ないかなというのが1点。

あともう1個は、遊具のほうは修繕のほうは承りました。ありがとうございます。あと先ほども聞きましたけども、山麓公園の遊具ですよ。今出てきてないんでここで聞いてどうなのかというのは、スケジュール感と、今どういう状況なんか、楽しみにされてる親御さんたち結構多いので、多分、山麓公園は注目集まると思うので、それぐらいの時期、どれぐらいの時期なんかというのと、進捗状況をお願いします。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、山麓公園の遊具の進捗状況から説明をさせていただきたいと思います。山麓公園の遊具更新に係ります測量設計業務委託、これにつきましては、今年度繰越しさせていただきました、令和3年5月7日に委託契約させてもらった中で、現在は遊具に使用する使用部材の比較検討に基づきまして、その使用部材、どのような遊具を付けていくのかという内容について、例えば遊具の遊びの要素ごとに検討させてもらって、今、評価しながら選定を進めている状態でございます、説明させていただきますと、使用部材につきましては大きくは3つありまして、スチールとアルミニウム、天然とか人工木材、この辺の比較検討をさせていただいております。あと、検討の結果なんですけども、スチール部材に耐食用の溶融亜鉛メッキというんですか、鍍に強いメッキ、これを施した部材が山麓公園の傾斜のあるところに対して一番最適ではないのかというところら辺で決定させていただきました。

次に、どのような遊具の内容にするかにつきまして、遊びの要素とか遊びに伴います機能とか効果とか、例えば登る力とかつくよとか、そういうところら辺も検討させていただきます。あと見栄えですよ。この辺、山麓公園といいます風致公園にあるというところら辺も含めまして、利用者の方に喜んでもらえるような遊具になるように、現在、選定を進めておる状態でございます。

あと具体的な更新の時期なんですけども、一応大きく上の子供広場と下の芝生広場に分かれてるんですけども、当初は子供広場に設置されているローラー滑り台から行こうかなと思

うとったんですけども、公園関係の担当課とも協議させていただきまして、来園者に迷惑をかけないように子供広場に設置されている遊具と中腹に設置させてもらってる芝生広場の遊具、両方止めんといほしいということがあったので、今年度につきましては、予算の範囲内で春の来園者が増えるまでに竣工が可能やと思われる芝生広場に設置させてもらっています。複合遊具の大のほう、これを更新していきたいなど。更新時期につきましては、令和3年度内に完了できるように現在、工事発注を目指している状態でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 着々と進んでいっているというイメージなんですけども、強く言いたいんは、いつもいろんな工事やって、もうできましたじゃなくて、今回は皆さんも多分楽しみにされてる方多いと思うので、こんな遊具になります、こんな今、案がありますと、今結構進んでいって、僕もうそんだけ進んでんねやったら、遊具とか勝手に決まっていったらあかんというふうに前からお願いしてたんですけども、議会のほうにもこんなんでというのは相談いただきたいんです。もうこれに決まりましたというんじゃないで、こういうふうに行きたいですみたいなんは、そういうことを考えていただいて、できるできひんか分かんないですけども、せめてそれぐらいは我々の耳に入れていただかないと、僕はここまで言ってきた以上納得できないんでお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今、公園ということで、全体から話がありまして、私も公園つながりで、報告書61ページなんですけれども、6番新町公園管理運営事業（コミュニティセンター）という部分で、芝生管理委託料と芝生管理アドバイザー委託料についてお伺いいたします。決算書で言いますと118ページ公園管理費、共に委託料というふうなところでありまして、まず芝生の管理業者の方が、これ見ますと年に数回、目土散布とか、それから除草剤散布と、肥料散布を行っているというふうなことがあります。特に難しいのが除草剤散布、つまりこういうのは年に数回行っておられますが、タイミングを外してやってしまうと効果もないということで、これは誰かの指示でこの芝生の管理業者の方がやっておられると思うんですが、どなたの指示でやっておられるのかということです。それから、こちらのほうの目土散布以下ずっと見てましても、報告書にはいわゆるピッチの適度な軟らかさを維持するためには、定期的なコア抜きとかエアレーションというものは欠かせないんですけども、これはどなたが行っておられるのでしょうか。

それから、今回2つお伺いいたします。もう一つが、報告書62ページです。これは市営住宅管理事業、これ建設課ということで修繕料というのが上がってます。市営住宅修繕21件ということで、大体300万円近いお金です。これが上がっております。市営住宅のことについて古いことをご存じの方に伺いましたら、最も古い市営住宅というのは旧新庄町にありまして、昭和30年代に戦後の引き揚げ住宅の補助金があって、それで造られたというふうに聞いて

ております。平成17年にできた観音寺田団地が結構近代的な団地でありまして、これも修繕をされたと思いますけれども、まずこの21件というふうにありますのは、どこの分ですかと。それからあと、どういった内容の修繕ですかということでございます。

この以上2点お伺いいたします。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2点ご質問いただきましたが、まず1点目のご質問の芝生管理業者が実施する作業の回数及びタイミングについての指示はどなたが行っておられるのかとかいう質問だったかなと思います。これにつきましては、この報告書にも記載の芝生管理アドバイザーの委託業者の方が、その芝生の生育状況や気候、天候など状況を考慮した中で適宜作業の回数及びタイミングについて、芝生の管理業者のほうに指示をしていただいているところでございます。

それから2点目の定期的なコア抜き、エアレーションということでございますが、これにつきましてはコミュニティセンターの職員において作業を実施しておるところでございます。以上でございます。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

市営住宅の修繕料というところの内容です。21件の内容につきましては、観音寺田団地14件、八川住宅7件分でございます。内容といたしましては、観音寺田団地、換気扇改修繕、混合水栓取替、階段灯LED非常照明器具取替、ガス給湯器取替、消防用施設修繕となっております。八川住宅につきましてはトイレ関係の修繕、ガス給湯器の取替、入居者入れ替わりに伴う鍵の取替と八川住宅については明渡し改修の2件となっております。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず芝生の管理アドバイザー、管理委託料を結んでおられますが、その方の指示でされているということで、17回来場というふうなことであります。私もたまに見に行ったらお目にかかったりとかすることがありまして、非常に芝生に対して愛情と哲学を持った方だというふうに思います。それからあと、芝生の管理というのはできないことは業者をお願いするんですが、やはり市の職員が現場でしっかり見ておく必要があると思いますので、そういう意味ではコア抜きとエアレーションはコミュニティセンターの職員がやってらっしゃるということです。これも芝生の管理アドバイザーの指示でこの作業をやっておられるんでしょうか。これ2つ目の質問なんですが、それとあと、この職員、コア抜きやエアレーションの作業、このほかに芝生の管理作業、ほかには具体的にはどのような作業を行っておられるのでしょうか。それから、あと土壌三相分析というのがありますけれども、ここは5か所掛ける2というふうに書いてますが、どこをされたのかをお聞きできたらと思います。

それからあと、市営住宅のことにつきましては、修繕されたのが観音寺田団地、新しい団地とあと八川ですね。そちらのほうでされたというふうにな伺いましたけれども、先ほど申しましたように最も古い住宅が旧新庄のほうにあるんですが、築60年ですね。昭和30年代に

できたというふうなことを聞いてまして、このまま大体どれぐらい、こういう住宅というのは寿命があるのか分かりませんが、維持費、改修費というのがかかってくるんだろうなというふうに予想するわけですね。そうすると、ある段階で建替えとかそういったことをしたほうがいいのかというふうなことを思うわけなんですけど、今後、そういったことについては市としてはどのように見込んでおられるのか、考えておられるのか、あるいはもし計画等があればお教えいただけたらと思います。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきました市職員の方につきましても、芝生管理アドバイザーの指示で作業を行っているのかというご質問かと思いますが、これにつきましては、常に芝生管理アドバイザーの委託業者の指示の下で作業を実施させていただいているところでございます。

職員の職務についてでございますが、先ほど申し上げましたコア抜き、エアレーションをはじめ、あとは芝刈り作業、それから草引き作業、それから枯芝の除去、スーパーと言いますが、そういった作業につきまして従事をしていただいているところでございます。そのほか細かい部分はこのアドバイザーの方の指示の中で動かさせていただいているというようなところでございます。

それから、土壌の三相分析の部分でございますが、どこの場所を採取したのかというお問い合わせと思いますが、まずグラウンドの四方の部分ですね。その部分と中心部分、この5点の部分で採取していただいております。10か所となっておりますのは、第1健民運動場以外に新町公園球技場のほうもグラウンドがございます。この2か所分合わせて掛ける2の10か所と、このようになっておるところでございます。分析に基づき土壌の状況を把握していただきまして、適切な芝生管理につながっているものと考えているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

市営住宅の件についてですが、ヤシキアト団地、堂の久保団地については、昭和30年代の建築となりまして、だいぶ古くなっております。その中で、長寿命化計画においては解体ということになっておりますので、改修ということは考えておりません。団地内のは、住宅の全ての解体のめどが立てば、跡地については今後、利用方法については考えていくというところでございます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。芝生の管理につきましては、今、話を伺ってまして、職員の方がやったらいいということについては、ちゃんとされてると。コア抜きも年に1回程度、それからまたエアレーションも数回程度されるのがいいと思いますが、これも指導に基づいて管理アドバイザーが指示していただきますので、それでやっておられるということですね。土壌三相分析、これさっき言えばよかったんですが、固相、液相、気相とって3つの相が

ありまして、これをきちっとチェックするというのも年に1回されてるということで管理をされて、私も時々通って見たりとかしますが、この市民の使うグラウンド、いろんなレベルのグラウンドがあると思いますが、市民の使うグラウンドとしては非常に良好に保っていただいているなというふうに思います。

それからあと、建替えとかはなくて、結局、寿命が来たら解体をするというふうに伺いました。もう聞くわけにもいかないんですが、そうすると市営住宅が減ってしまうかというふうにも思うわけなんですけれども、また需要とかそういうふうなこともありますので、その辺りは長い目で見て必要とか、そういうふうなことも考えていただいて対応をお願いできたらと思います。

取りあえず以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 時間も押してますので、まず繰越明許費の考え方ですけども、一応全体的に皆、不用が出とる。不用が、単に不用額で落としまんねんということになんのかいうこと。それと、113ページの河川総務費の中で、繰越明許費の中で流用したあるわけやんな。委託から工事に流用したあるわけやけど、その繰越しするときに、承認なしで流用できんのかどうかいうことやんな。それと、ここは皆プロ集団やから、予定価格、どういうふうな格好にして決めていくんか、予定価格の決め方を教えてもらいたい。

それと、58ページ、社会資本の中で建物補償を実施したあるわけやけども、797万8,300円かな。これしたあるけども、建物補償して用地交渉はほとんど入ってないの違うんかなと。それで今こんだけの金使うて、これ3回か4回使うたあると思うねんけども、こんだけの建物補償ばかり使うて、これ全然前向いて行かへんというのはちょっと考えないと、かなりの補償費の金になるので、そこらの考え方について教えていただきたいと思います。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。よろしくお願いします。

まず、繰越しした分についての残については、未執行分はそのまま流しております。

河川総務費の流用、承認についてですか、流用についてですか。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 その繰越しはええやんか。いつも言うふしに、繰越し全体で、例えば委託に使います、工事に使います、用地に何ぼ使います、分けて全部承認取ってるわけやんか。それやったら、勝手に例えば工事からぼーんとできんのかと、それを聞いているわけやんか。繰越しで不用になったやつはそのまま落としまんねん。農林商工費も聞いたけど、国もそんで納得すんねんというさかいに確認してるだけで、もう不用にすんならそんでええやん。そやけど、流用効けんのかと、繰越ししといて流用できんのかと、それを河川総務費で聞いているわけや。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 その件については、補助金の関係については国では問題なくこういう形で執行できるというところで聞いております。

予定価格につきましては、工事については設計について予定価格とするということでございます。設計を委託した場合は……。

岡本委員 そんなこと俺聞いてんのやないがな。よろしいか。

増田委員長 岡本委員、もう一回。

岡本委員 違うがな、俺、予定価格言うてんのは、それ設計すんのは分かったあるやんか。誰が予定価格決めるのか、俺さっきもずっと聞いてきたやんか。決めたら封印どうすんねんとか、あんたらプロやから、実際やってんのはどないやってんのでと聞いているわけや。例えば設計分かったあるやん。設計100やったら100で予定価格決めるんか、あるいは物によって100で設計したかて、例えば97とか予定価格するやんか。最低制限どないかするやんか。それをその価格を誰が決めんねんと聞いているわけや。通常やってるやつでええねやないか。俺、質問の仕方が悪いんかな。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 安川です。

その決定権者については、金額によって、課長、部長、副市長、市長という形で決めております。ただ、今その金額がすぐ言えませんが、そういうことです。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 私が言うてんのは、この前からずっと俺、契約で聞いてんねけど、随意契約については担当の部課長で、部課長というんか、金額に応じてやってまんねんと。その指名選定とか一般競争とかそういうやつについては副市長が決めまんねんということは聞いているわけやけど、お宅らはずっとやってきてるわけやがな。例えば、1,000万円、2,000万円、例えば100万円、200万円の工事もやってきとるわけやろう。それぞれ予定価格決めて発注してるわけやんか。実際、事務どないしてんのでと聞いてんねや。そのほかの管財課に聞いたかて、通り一遍の話ばかりして中身のことを言わへんから、お前ら実際、実践やってるわけやんか。そやろう。設計して、例えば施工価格いつ出して、設計したら設計で稟議取ってる、チェックもかける、例えば入札いつしまんねんとか、手続踏んでいってるわけやねん。それをどうすんのでと聞いてんのか。分かったか。難しいこと聞いてんの違うがな。通常のやり方を聞いてんねや。俺、聞き方が悪いんか。

増田委員長 そんな構えやんと、事実を答えていただいたら。

岡本委員 普通に答えてくれたらええねや。

増田委員長 そういうことです。

岡本委員 今、工事やってるやんか。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 安川です。

まずは施工伺いを取りまして、その前に設計価格、設計書を作りまして金額を出した中で施工伺いということで、工事でしたら、そのままそれが予定価格になると。それは金額によって、課長、部長、副市長、市長で変わるというところまでして、そこで予定価格調書その金額に応じた決裁権者で作った中で、次はそれを入札にかける分、見積合わせにかける分と

いうところで金額によって執行した中で契約に移るということでございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 端的に言うたら、予定価格の金額は誰が決めんのか言うてんねや。予定価格の金額は部長が決めんのかい、副市長が決めんのかい、市長が決めんのかいいうて聞いてんねや。端的に言うたらそういうことやねん。その今言うてる、俺聞きたいのは、随意契約があったらこうしまんねん言うのとだけやんか。その一般競争入札、指名競争入札はどうすんねん。明確に言えへんさかい、おまんらが実際やってるやろう言うのや。建設課と一緒に、さっき言うてるやん。100万円ぐらいの工事もやってるやん。今みたいに議会にかけるとな1億何ぼの工事もやってるわけやんか。それでも結局やり方は一緒やんか。そやから、それを誰がお金を決めるんでというねん。例えば、設計1,000万円としいよ、予定価格、誰が決めんのかというねや。1,000万円は1,000万円でしょうといくのか、さっきも言うてるやんか。1,000万円のやつ設計書見て、例えば1,000万円のやつが例えば990万円やとか995万円やとか予定価格決めんねやろう。それは誰決めんのかと聞いてんねや。最低価格決めんねやったら最低価格も同じことやんか。最低価格はもう誰が決めんのかと聞いてんねや。全部部長が決めるんか。これ、難しいんかな。

増田委員長 金額によって、課長、部長というふうに決めてるという答弁、先ほどありましたよね。そういうことですわ、岡本委員。

岡本委員 ほんまにそうやってんのかい。これ、随意契約全く一緒かい。随意契約はその担当部で決める。競争入札とか、一般競争、指名競争は違うと聞いてるわけや。それ副市長、ほんまでんのか。実際、その金額が例えば1,000万円やったら誰が決めんのかよ、例えば。

(発言する声あり)

岡本委員 課長が決めんのか。何が難しいんかな。難しいんか。

増田委員長 基準の金額決まったら、それを答えてくださいよ。基準の、課長は何ぼまでとか、権限表があるでしょう。決裁権限表というか、ないんですか、決まり事が。

(発言する者あり)

増田委員長 どこまで決裁もらわんなんかというほうが分かりやすかったら、それで答えてください。安川課長。

安川建設課長 設計価格の金額帯という話ですと、50万円以下については課長、200万円以下は部長、250万円以下は副市長、300万円を超える場合は市長という形であったかと思います。

(「250万円以上でしょう」の声あり)

安川建設課長 250万円以上が市長ということですね。その金額帯の決裁権者が予定価格を決めるというところでございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 要は、結局、一般競争と指名競争については、いわゆるこの職務権限というんか、市長が何ぼ以上とか部長が何ぼになったあるけど、それとは関係なしに金額で決めてますよと、こういう解釈でええわけか。ということは、ほとんど副市長、あるいは市長が決めるということやんな、予定価格については、金額上やったらや。そのときに、あんたらはどないすんね

ん。あんたらは設計書を持って行って、市長なら市長のところへ行って、どうしようという話をすんのやろう。それか初めからもうこんだけになんねんというて持っていくんか、金額やで。

それと、今言うてるように決まったとしいよ。予定価格幾らですよ、予定比較金額幾らですよ、例えば最低入れるには最低金額幾らですよ、予定調書作るわけやねん。その署名誰がすんねん。

安川建設課長 決裁権者。

岡本委員 誰よ、決裁権者か。

安川建設課長 その段階の決裁権者。

岡本委員 それ、自筆ですんねやろう。

安川建設課長 それは自筆署名とは書いてないんで……。

岡本委員 これこれ、みんなそう言うのやんか。俺ずっと聞いたがな、県も、昔から一緒やねん。自筆してないのは葛城市だけ違うんかい。県もそうやな。高田土木事務所もそうやな。入札は皆そうと違うんか。何で管財課長だけが自筆すんねん。管財課長のその入札書見たら、管財課長のところは全部自筆やねん。そやから、過去はそうあんのか知らんけども、わしは改めるべきやと思うてるわけや。自分が決めた以上は責任を持ってきちっとその金額に補償するというんか、するわけやからな。そういうことをきちっと改めるんやったら改めなあかんということ言うねんけど、どうも皆曖昧やねや。随意契約やっただうやねんとか、はっきりした明確にぼーんと言うてくれたらあれやし、言うたらここに契約のマニュアルも皆あるわけや、細かいことまで書いてないけど。そやけど今課長が言うたように、中で内規で、言うたら何ぼまでやったら誰やとか皆書いてあると思うねや。そのとおりにきちっとやってくれてんのやったらそんでええやろうけど、そんなに言うてんのに、情報公開取ったら全然違う内容のやつで予定価格が出てくるから、もう一遍聞く、おたくとは言うてないがな、おたくは取ってないよってんな、お前のところ取ったら出てくんのかどうか知らんで、おたくは取ってないわけやん。そやから、ほかのところでもこうなるから、正しいのはどうですかと聞いてるわけや。そんで分かりましたさかいに。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 正しいというのはないんだと思います。何も書かれていないので自筆でも、書かれていないのに判子でもいいんだと思いますけれども、自筆のほうは望ましいとは思いますが、今後、自筆というふうにはさせていただきたいと思えます。もうそれでこの話は終わりかなとは思えます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

私、1件だけ替わって質問させていただきます。

吉村副委員長。

(正副委員長交代)

吉村副委員長 委員長、交代します。

増田委員長。

増田委員長 1件目ですけれども、都市公園のことについて議論がございました。まず、都市公園法の中にそういう人口1人当たり何平米以上とかいうそういう規定とございますか、望ましいとかという基準があんのかどうか。私も、非常に葛城市には公園が多いなというイメージがあるんですけども、人口1人当たりの都市公園と称される公園の面積どのぐらいあんのか、それが全国平均を上回ってんのか下回ってんのか、その辺のまず物差しとございますか、どのぐらいの量があんのかというのをお聞きしたい。

それから2点目、新町公園の管理運営事業でございます。1,960万円。これ1年間に2,000万円近いお金がかかっている。非常に管理が行き届いてすばらしい景色とございますか、公園とございますか、施設であるなというふうに思います。2,000万円かかるとるので、見んのもいいなと。あそこで座ってんのもええなと、活用として。ところが、立ち入れないということもございます。当たり前の話ですが、100回使ったとしたら1回20万円かかっているんですわ。閉ざされたきれいな芝生の公園がもう全然見ることもできひんと、遠目から見るだけなんですよ。もったいないなと。何とかもっとこれみんなに利用していただける、もしくは散歩でもできるような広場になったらもっとこの2,000万円の価値が多くの人に共用できるのかなと思うんですけども、まず令和2年度の使用回数をお聞きします。

吉村副委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いたします。

委員長の質問の1人当たりの都市公園面積でございます。今手元にある資料としましては、直近の西室公園までが反映された数値しか手元に持ち合わせてはおりませんが、葛城市としましては1人当たりの公園面積としまして7.7平方メートルという形になっておりまして、全国としましては10.5平方メートル、奈良県の平均としましては13.6平方メートルという平均値が出ている状況でございます。葛城市としましては、1人当たり公園面積10平方メートルを目指して公園整備を進めていけたらと考えております。

以上です。

吉村副委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。

ただいま質問いただきましたグラウンドのほうの使用回数でございますが、第1健民運動場につきましては、令和2年度1年間におきましては256回というふうになっております。

それから、新町公園の球技場につきましては56回という実績でございます。

以上でございます。

吉村副委員長 増田委員長。

増田委員長 この7.7平方メートルで10平方メートルを目指しているということになりますと、この公園管理運営費がこれよりまだ上がるということになるんですよね。私も、吸収源で地元公園造っていただいて、非常に見るのも、それから憩うのもいいなという反面、大字の役員が月に2回芝刈り作業をやっていただいて、おまけに水やりしていただいて、えらいもん造ったなというて、喜んでる人と汗流してる人と両面ある。市においても、先ほどから議論ありますように、多くの植栽、松の木が屋敷山公園にたくさんあるとか、非常にその管理につ

いてコストがかかっているというのが印象なんですよね。

私、何が言いたいかというと、これだけ公園のスペースがあっても、周辺に十分な駐車場もなかったら、公園スペースを減らしてでも駐車スペースを確保するような利用も検討する必要があるのかなど。公園として駐車場、公園と扱える駐車場、例えば吸収源対策で行われているようなブロック式の、目地のところに芝生植えて公園としてカウントできる駐車場みたいな方法もあれば、車で公園に行き近くまで車を止めて公園を散策するとかということもできるんですけども、駐車場から止めて何百メートルも歩かんなんその公園にたどり着かないということが、身近な公園に遠い存在になってんのかなど。特に屋敷山公園周辺については、以前にも一般質問でお願いしました。公共施設もあって、多くの市民の方が利用していただきたいのに、というか言葉もう少し選びますけど、たくさんの方がもう少し便利に利用できるような、車を降りて、せめて妊婦の方、それから高齢者の方、そういう方、思いやり駐車場的なものを設置できるような、それを都市公園の一角に設置していただくような、そういうことも今後考えていっていただきたいなど。私、もっともっとこれ十分にといいますか、広い面積で葛城市の公園あるのかなと思うんですけど、少し平均より少ないということにして案外でございました。それ、ちょっと何とかならんかなど。

それからもう一つ、新町公園ですね。先ほど、グラウンド、第1健民グラウンドについては年間256回利用されているということですので、この新町公園管理運営事業の中に第1健民グラウンドの芝生も入っているということで2,000万円なら、こちら新町公園のサッカー場のほうもサッカーをする場所以外の活用も検討いただけたら、もう少し多くの方が2,000万円の価値を生かしていけるのかなと思うんですけども、再度質問します。

吉村副委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

1点、補足で説明させていただきます。1人当たりの都市公園面積、これにつきまして1人7.7平方メートルという形なんですけども、これあくまで都市公園だけの面積だけのカウントで話した数字でありまして、葛城市にはそれ以外にその他の公園という形で、公園条例に載っている分でありまして、か地元で管理されている公園等々ございまして、その辺を含めると1人当たりの公園面積につきましては15.41平方メートルになっておりまして、一応平均10平方メートルを超えている状態になっております。

あと駐車場スペースの話なんですけども、基本的に街区公園というのは歩いて行ける公園というところら辺の前提で造られた公園と認識しておりまして、なかなか駐車スペースを設けるのは難しいかなど。吸収源対策公園緑地事業につきまして緑化ブロックという形で対応はさせていただいてはいるんですが、基本的にあれば駐車スペースではないですけども止めることができるという形で、苦肉の策で対応させてもらった結果かなど思っております。

以上でございます。

吉村副委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村です。

グラウンドの利用につきましてでございますが、今現状、芝生の管理に影響がない範囲内で

様々な種目について利用いただくように心がけているところでございますが、今後おっしゃるように、利用の回数の部分もでございます。幅広くもっと利用ができるような形を取れるよう考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

吉村副委員長 増田委員長。

増田委員長 公園については、全部合わせると15平方メートル、平均より上やということですので、公園を駐車場にするということが何かの規制でできないということは私はないと思うんです。市民の方に利用していただく、また公共施設の利便性を上げるという観点からは、こういう公園のスペースもお借りして利用して、住民サービス向上に努めていただきたいなという思いでございます。

それから新町公園ですけども、新町公園のサッカー場については、私はサッカーをする人だけの公園であってはいけない、市民、多くの人々が共有する施設であると、そういう使い方をしていただかんと、この年間2,000万円をサッカーのみに使うということに関しては非常に私、市民間のそういういろんな問題が出てくるのかなと、広く使えるような知恵を出していただきたいなと。ここには新町公園と書いてるように、新町サッカー場と書いてないから使えると思うんです。みんなが使える広場にしていただけたらと。荒れてもしゃあないですよ、これ。歩いてへこみができる。養生中は別として、芝生が元気に育ってる期間中は中へ入ることも私はある程度の規制をかけてでも安全対策を取って利用していただくことを望みます。

以上です。

吉村副委員長 委員長へお返しします。

(正副委員長交代)

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、委員長が公園のことでいろいろ質問していただいて、何も私がでしゃばんのやないけども、例えば屋敷山公園というのは何でできてんや、新町公園は何でできてんや、山麓公園は何でできてんやということをきちっと説明してもらいたい。そうしないと誤解を招いたら、せっかく先人が一生懸命になって造ってくれはったやつが具合悪いやんか。例えば新町グラウンド、一番最初は第1健民グラウンドでスタートしたわけやろう、オリンピックから。そこで国体で、言うたら補助金もらうためか知らんけども、グラウンドを併設した公園を造りますというのがその新町公園のもともとのあれやろう。今、駐車場言うてはることも、それはそばに駐車場を造ることも大事やんか。その公園とはもともと何やねんて。やっぱり市民が憩いの場というのが公園やろう。1つの考えとして、やっぱり不自由な人もいてはるかもわからへんけども、やっぱり公園の中で走ったり何やする、体力づくりもするというのが目的やから、やっぱりそれは理想を言うてんのは分かるけど、それはそれなりに決まりあるところとないけども、旧新庄の施設見てみい、駐車場がない施設どこもないで。全部の施設で造ったあるやん。新町公園のグラウンド、1万平方メートルの駐車場があるやん。そやろう。屋敷山かて何ぼあんのよ。6,000平方メートルからの駐車場があるやん。第1健民グラウンドやったら1万平方メートルからあるやん。山麓公園、そばに30台、40台止まれる駐車場があ

るやんか。そやから、それなりに皆考えて造ってきてくれはったわけや。だから、委員長言われんのやったら、きちっと説明をして、やっぱり委員長がおっしゃることは分かりますけども、この公園はこの目的で造ってきた、今もこういうに利用してきたということを説明してもらわんと、これ横で聞いてたらはらはらしてるさかい、こんなん黙っとこう思うたっかって黙ってられへんがな。

増田委員長 説明してください。

岡本委員 いや、向こう向いてやで、あんたに言うてんの違う。そやから、きちっとしたってやと。

増田委員長 駐車場ができない説明してください。

奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

都市計画課におきまして整備しております吸収源対策公園緑地事業の公園、これにつきましては緑化率80%という制約がございましたので、それを確保するために駐車スペースを設けることができなかった。ただ、駐車スペースというものは必要であろうという形で、その代替策としまして緑化ブロックを引かせていただいて、止めれる形はつくらせてもらっているという状況でございます。

以上です。

増田委員長 屋敷山公園が造られたときに、私は経緯分からないから、そのときにそういう駐車場を造るような目的で造られてないという説明でございましたので、それに対する答弁と申しますか、お願いをします。

吉井部長。

吉井教育部長 吉井でございます。

ただいまのご質問ですけれども、岡本委員言われます目的のほうは正確に把握しておりませんが、駐車場としましては屋敷山公園の駐車場は、先ほど言われました道を隔てての駐車場、それと西側、屋敷山公園の西側にも駐車場が何か所かございます。そちらのほうで市民が集まっていたときに止めていただくということで設置されたものと思っております。

増田委員のおっしゃっておりますおもいやり駐車場というのは、前回答えましてところから進んでおりませんが、場所の位置とかを考えまして検討していつてまいりたいと思います。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

岡本委員、よろしいですか。

岡本委員 もうそんでええわ。

増田委員長 質疑ないようですので、6款土木費に関する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後2時再開でお願いいたします。

休 憩 午後0時52分

再 開 午後2時00分

増田委員長 それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7款消防費及び8款教育費の説明を求めます。

中井会計管理者。

中井会計管理者 会計管理者、中井でございます。午前中に引き続きまして、お昼からもよろしくお願いたします。

それでは、7款、8款のご説明をさせていただきます。120ページをお願いします。

7款消防費でございます。全体といたしまして、7億6,578万218円の支出でございます。また、4,713万1,200円を繰越しいたしました。

1項1目広域消防費では、県広域消防組合負担金といたしまして、4億8,521万6,000円の支出でございます。

2目非常備消防費におきましては、2億5,782万9,665円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、消防団屯所管理事業で1億2,561万5,849円の支出でございます。

めくっていただきまして、122ページをお願いします。3目消防施設費では、消防施設整備事業といたしまして、305万8,892円の支出でございます。

4目災害対策費におきましては、1,967万5,661円の支出でございます。主な事業といたしましては、防災対策事業で959万5,361円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、8款教育費でございます。全体といたしまして28億3,138万2,463円の支出でございます。また、5,063万3,000円を繰越しいたしました。

1項1目教育委員会費では、教育委員会事業といたしまして、140万7,543円の支出でございます。

2目事務局費におきましては、6億9,560万2,914円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、125ページをお願いします。学校情報化推進事業で、2億1,234万4,286円の支出でございます。

めくっていただきまして、126ページをお願いします。2項小学校費、1目学校管理費では、小学校運営事業、管理事業合わせまして2億3,951万5,408円の支出でございます。

めくっていただきまして、128ページをお願いします。2目教育振興費におきましては、4,784万2,135円の支出でございます。主な事業といたしましては、小学校教育振興事業で3,448万6,861円の支出でございます。

3項中学校費、1目学校管理費では、人件費と中学校運営事業と管理事業合わせまして2億361万8,134円の支出でございます。

めくっていただきまして、131ページをお願いします。2目教育振興費におきましては、2,090万3,734円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、132ページをお願いします。中学校就学援助事業で、1,123万2,261円の支出でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では、人件費と運営事業、管理事業合わせまして7億2,571万8,603円の支出でございます。

めくっていただきまして、134ページをお願いします。2目教育振興費におきましては、幼稚園教育振興事業といたしまして、171万9,028円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、5項1目社会教育総務費におきましては、2,738万2,381円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、136ページでございます。社会教育団体運営事業で357万円の支出でございます。

2目人権教育推進費では、人権教育推進事業といたしまして、306万8,000円の支出でございます。

3目文化財保護費におきましては、文化財保護事業といたしまして、1,079万1,806円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、4目公民館費では、公民館分館運営事業、管理事業合わせまして3億7,536万4,655円の支出でございます。

めくっていただきまして、139ページをお願いします。5目コミュニティセンター管理運営費におきましては、運営事業、管理事業合わせまして948万6,297円の支出でございます。

6目文化会館費におきましても、新庄、當麻両文化会館の運営事業、管理事業合わせまして1億1,486万6,441円の支出でございます。

ページ飛びまして、142ページをお願いします。7目図書館費におきましても、両図書館分の運営事業、管理事業合わせまして6,677万7,666円の支出でございます。

めくっていただきまして、144ページをお願いします。8目歴史博物館費におきましても、人件費及び運営事業、管理事業合わせまして4,401万203円の支出でございます。

めくっていただきまして、146ページをお願いします。6項1目保健体育総務費では、1,183万5,713円の支出でございます。主な事業といたしましては、スポーツ振興助成金事業で478万8,517円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2目体育施設費におきましては、當麻、新庄スポーツセンター及び体力づくりセンターの管理・運営事業といたしまして、2億3,147万1,802円の支出でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました、まず7款消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 消防費について2つほどお伺いいたします。

1つ目は、これは成果報告書の63ページになります。非常備消防費、消防団の運営事業ということで、ここに出動回数、延べ人数と書いてあるんですが、これを見ますと、水防は昨年度はゼロというふうになっているわけですが、この水防に関わってお聞きしたいんです。それは、こういう非常備の消防について、消防団の活動に対して備品消耗品とか市のほうから予算組んで様々な活動の必要な、消耗品が多いのか備品が多いのか分かりませんが、手当てされてると思うんですが、水防についての装備等、これが十分でないということをお聞してるんです。そもそも消防団だから消防の関係しか出ないのかなと思ったんですけど、ここを見ると水防出動というのがありますから、それについてどういう状況になってるのか

お聞きしたいと思います。これが1つです。

それから2つ目ですけれども、これは同じページになりますけれども、消防施設の整備事業ということで、消火栓の新設工事、新たなところに消火栓を付けるという事業ですけれども、これについては現状で例えば大字負担とかどうなってるのか、あるいは全額市の負担になってるのか、ここら辺についてお伺いいたします。

以上2件です。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員の質問で、まず消防団の水防についての装備ということでございますが、こちらのほうの装備につきまして購入に当たる国の補助制度もございますけれども、そういった場合でしたら倒壊家屋等の救出で使うようなチェーンソーであったり、エンジンカッター、倒木、そういったものもできるんですけれども、その装備について消防団等も会議の中で購入に当たっての協議もさせていただいたんですけれども、土建屋とかも若干名おられるんですけれども、やはりそういった方でもなかなかエンジンカッターというのは装備ですぐに使えるような状況ではないので、なかなか装備でもということもありましたのでしてないんですが、今そういった装備品の訓練メニューというのものもあるというのも聞いてますので、今後はそういった訓練にも消防団員に参加いただいて積極的に活用できるような上で装備のほうも計画していきたいと思っておりますのでございます。

あと、2点目の消火栓の工事の負担につきましては、基本的には負担金というか整備に当たる費用の一部、一般寄附ということで大字から寄附いただいている分はございます。

以上でございます。

谷原委員 金額うか、割合。

竹本生活安全課長 1割ぐらいということです。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の消防団の水防についてなんですが、議会だより編集委員会で改革やってる中で、いろんな団体の方に、今、インタビューをやると。その中でそれらの団体の方々の活動及びいろんなご苦労を議会としても聞こうということで、議会だよりで消防団の方にインタビューして、誌面に載ってること以外にもいろんなことを伺いました。その中で、今、消防活動が広域消防団になったので、実際に現場で消火活動に当たるものがほとんどなくなってきたと。だから、訓練やっても操法大会に出るための訓練みたいな形になってるけれども、でも水防のほうは過去にあると。ところが、水防のほうの訓練ができてないので、全く手探りで命の危険を感じるようなこともあったと、そういうことをお聞きしました。特に水防の件については、若い団員の方から、非常に危険な中で訓練も受けてないのにそういうことをせざるを得なかったということがありました。今お伺いしたら、そういう訓練とかやった上で、装備の要求も出てきたら手当てしたいということでありましたので、ぜひそれは消防団の考えもあるかと思っておりますけれども、よろしくお聞きしたいと思います。

それから2つ目の消火栓の新設なんですが、今、ご存じのように住宅特例でたくさん市内

に住宅地が建ってきております。それについては、大字負担ということになると大字のほうもまた大変だろうと思うので、これはどうなってるんでしょうか。つまり住宅開発するとき、この消火栓についても業者等負担でもう付けさせておけるのか、それとも出来上がった後で大字等に負担をいただきながらつくってるのか、この点について伺います。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの質問ですが、住宅開発等に伴う不足する消火栓等につきましては、開発業者並びに開発者のほうで必要な分は設置していただいて、併せて近くに初期消火用具等がなければ新設であったり、あとホースの補充だったり等はしていただいております。あとの維持管理については、消火栓等は市が基本ですけども、用具等の管理は大字のほうに引き継いでいるような形でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 消火栓等、防火用水もそうですけども、長年、私の先輩の白石元議員がこの地元負担について繰り返し取り上げて、だんだん地元負担は減ってきてるんですが、地方財政法ですか、寄附行為としてはやられてるということで、実際にはもう住民から強制的徴収はできないわけですよね。だけど、寄附いう形で半ば強制的に取ってることについての問題点を指摘しながら、やっぱり必要な防火施設については市の判断でこれは100%付けるというふうな形でお願ひしたいと思います。大きい大字はいいんです。財政が豊かなところはいいんですよ。でも、小さな大字とか、あるいは住民人口に対して面積が大変広いと、そういうところはなかなか付けられてないところもあろうかと思ひます。その中で、やっぱり住民負担、大字負担がないような形で、特に危険なところ、要望があるところは考えていただきたいということをお願いして終わります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、消防費のほうに入っていきたいと思ひます。121ページ、非常備消防費、報告書に書いてますように、1分団から6分団までかな、全部屯所、繰越明許費入れて建替えてきたということで、ここで債務負担起こしたり何かしてるけども、最終的にかなりの金額が余ってきてる。不用になってる。繰越しは皆聞ってるわけやけど、その不用分はどう処理すんのかということをもまず1点と、それからこれ設計監理、これ随意契約にしたあるわけやけど、設計監理の随意契約の理由、なぜ随意契約にすんのか、なぜ競争入札せえへんのかということですね。

それから123ページの防災マップ、この防災マップについては繰越したある。令和元年度で540万円の予算を組んで、また補正して103万円と、643万円の補正までしたある。ところが、入札不調やと、これ2回ぐらい不調になったんかな。それで、1回目幾らか教えてもらいたいのと、2回に分けてこれしたある。何で2回に分けたんや。いわゆる国の補助対象事業は500万円、1回目行ったときには500万円に満たへんさかいに、もう一遍入札したあると

いうふうに思うんやんな。これで細こうに言うてきたら、今、執行したんが555万8,000円かな、ざっとな。これ500万円の補助対象に対して55万円、市単独で出るようになる。何でこういう予算執行の仕方をすんのかいうことを教えていただきたい。消防はそこまでやな。

あと聞くとしたら、消防水利の基準でどのぐらいになってんねんと。今いろいろ分かるんやったら消火栓の数と防火水槽の数とか、いつまでのやつは何ぼでいつ増えたあるとか、もし分かるんやったらな。分からんかったら構へんけども、それで一つお願いしておきます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

まず1点目の屯所工事につきましては、令和元年度予算で当初設計と1分団、5分団の工事を予定しておりましたけども、不調等のおかげで令和2年度に繰越して、改めて2分団、4分団、6分団を令和2年度計画の分を、債務負担をお願いした中で一括発注ということで、最終的に一般競争入札も令和2年度の2回目で8月に落札が決まりまして9月議会の契約議決をいただきまして、工事のほう、令和2年度内の工事を目指してさせていただきまされたけれども、3月議会でもご説明させていただきまされたけれども、2分団、4分団のホース乾燥塔が一部終わらないということで、その分を繰り越して最終的には4月末をもって全部完了いたしております。

工事監理の委託契約の随意契約でございますが、こちらにつきましては設計業務をいただいた業者ということで、その設計内容等も熟知してるということの中で、入札よりもということの理由で随意契約という形でさせていただいております。

あと、防災マップのほうですけども、こちらのほうは令和元年度で不調を繰り返して最終的に3回不調に終わりました、繰越しという形と3月補正の増額をさせていただきまして、令和2年度まず1回目が4月行いましたけども、そちらも不調に終わりました、もう一回再度やらせていただいた段階、業者も見直させていただいて、6月に最終契約した中で、その後、落札率がよかったということで入札数量の増刷の変更契約と併せて、今後計画しておりました避難所等の案内看板等の調査業務の追加業務を12月変更契約した中で、最終的に3月19日で完了しておるところでございます。

あと、消火栓につきましては、令和3年3月末現在で、内訳で言いますと、新庄地区の地下式が450基と地上式が334基、當麻地区の地下式が360基、地上式が62基、合計で1,206基になります。防火水槽につきましては、新庄地区で40トン級未満が6か所、40トン級以上が88か所、當麻地区で40トン未満が2か所、40トン級以上が55か所、合計151か所になります。

あと、水防用水として、新庄、防火池として1か所、現状3月末現在では以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 答えがだいぶ飛んだん違うかなと思うねや。債務負担行為で、そんなもん完了したやん。

まず、繰越しの不用額どうなったあんねんということをお答えでないのと、随意契約で設計した人、設計の中身がよう分かってる人、そんな説明したら具合悪いと思うんや。ということは、設計監理というものは、人を替えて、何もよそ設計したもんをこなすわけでも何でもな

いけども、監理と設計と分けるべきやと、そのために全部入札してくわけやねん。あるところから随意契約に変わったあるわけやろう。そんなんしたら設計取ったら勝手に監理、皆、入ってくるわけやねん。そんな契約の仕方みたいなん正しいんかい。目を変え、いろんなことを変えて図面を見ながら、言うたらこの現場にふさわしい設計がこんでええか、あるいはまた変更していかなあかんのか、また図面どおりでけんのかというのが監理の仕事やねん。それを設計した者にそのまま随意契約渡しまんねん、ほんまにそんでええのかいうことをもう一遍答えてもらいたい。

それと防災マップ、金額教えてくれ言うてんのにひとつも教えてくれてないがな、1回目の。今言うたように、1回目こうなってんと、2回目どうやねんいうことを言うてないのと、看板どうのこうのという話をしたけども、それがほんまに必要なかどうかと、どんな看板か知らんけど、そこらをはっきり答えてくれなあかんし、例えば防火水槽、今これ言うてくれたけども、例えば新庄で40トン級6か所、その他88か所と言うてるけども、そのうち40トン以下のところは新庄にそんな88か所もあんのかい。防火水槽の1つの基準というのは40トン違うんかい。場所によっては少ないところもそれはあるやろうけども、またその40トンの基準とは何やねん。ただ単に防火水槽40トンやと、そんなんでもないやろう。その基準もきちっと決まったあるやろう、国の消防の関係で。そやからこの数も違うがな。もう一遍答えてください。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。

まず防火水槽のほうですけども、私の言い方がまずく、新庄地区は40トン級未満が6か所、40トン級以上が88か所でございます。それで、當麻地区と合わせまして151か所になります。誠に、その40トン級の基準等のほうは改めて確認させていただきたいと思えます。

あと不用処理でございますが、最終繰越しで請負残の分については不用額で、先日の移動系の防災行政無線と同じ形で不用額の最終処理になっております。

随意契約について、設計業者への随意契約でございますが、私どもも他部署等で事例等も踏まえた中での方式での随意契約をさせていただきましたけども、ただいまいただいたご意見も踏まえて、今後ご意見としてまた次回その際には考えたいと思えます。

あと、防災マップの金額ですが、令和元年度の当初の段階では設計額が税込みで522万7,000円ございました。当初の契約額が382万8,000円で、追加契約173万300円と合わせまして最終的に555万8,300円となっておりますのでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 不用額についてはあれやな、繰越しのやつは不用額に落としましたということやな。

随意契約については、みんなそないしてやってきてるさかいにやってんと、それ指摘受けたら今後検討していきますと、こういう答弁やな。

ほんで、これ防災マップ382万8,000円、1回目しましてんと。2回目173万3,000円か、しましてんということやん。ただ、この173万円というのは何でその2回目に発注したかとい

うことやんか。普通言うたら、こんだけが必要でんねんということになってきたら、1回目で何でそれも含めてせえへんねん。私人間曲がってるか知らんけども、500万円トータルせなあかんさかいに使わなあかんねんということにしたん違うかと、私はそうしか思われへんわけや。それで2回目したある、事業費500万円、1割単独よけ乗せて、それで550何万円の工事しながら2分の1、市が補助金入ってきやへんと、こんなやり方でええんかいうことやん。それやったら、初めから380万円の2分の1もろうといたらええのと違うか。何で余計な金使わなあかんねんな。余計な金違う思うたら説明してくれたらええがな。どこの看板したんか、どんな看板したんか知らんけども、今さらそんな誘導看板上げやな必要あんのかどうか、そこらをもう一遍答えて。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

まず、この増額変更で2回に分けての契約についてでございますが、当初の防災マップの作成印刷業務と看板の設置に当たる調査業務が、多少業者の違い等もあるので別発注等も考えた中で別に考えておりましたが、最終的に同種業者等での変更も可能ということで、追加契約という形を取らせていただきました。当初からもうちょっと計画をしっかりとしておれば1本発注もできたと思います。そこはもうなったことは今後に生かさせていただきたいと思います。

看板の調査業務でございますが、こちらにつきましては、今現在ある避難所等の看板が、旧の災害対策基本法による名称等でその変更等もあり、併せてマップの見直しに当たりまして避難経路等のご意見も伺う中で変わる部分であったり、もう少し充足することを踏まえた中で、どういう箇所での看板の設置がいいかというのを、今後やる部分の調査業務をこちらで追加業務として補助対象にもなるということでさせていただいたものでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 課長には非常に失礼な言い方して悪いけど、それ俺、理由にならへんと思うねや。当初から分かった話やんか。それを1本に入れといたら、俺みたいなことわれへんねん。そやろう。これ、どない弁解したってあかんよ。発注の仕方というのはそんなもんと違うがな。きちっとやって、例えば500万円なら500万円の補助対象でもそんなきっちりいかへん。そのために予算も例えば10万円とか何ぼか余計取ってるけども、これも防災マップも何者見積り取ったんか知らんけども、きちっと見積りを取って、例えば3者なら3者以上取って平均で出したもんか。例えば3者のうちの一番安い見積金額で出したもんか、そこらはどうなんのか。きちっとしたあんのか。それと、今、やかましく言う予定価格は誰が決めたんや。情報公開出してないさかいあれやけど、1回目の予定価格は誰が決めたんや。そこらもきちっと説明してくれなあかんわ。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。

まず、予定価格につきましては入札案件ということで、調書の作成は管財課、課長のほう

で作成いただいております。もちろん、原課の設計内容等もご説明した上での最終決定をしていただいている部分ではございます。

見積りにつきましては、2者取った中で安いほうを設計額として採用させていただいてるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 まず予定価格、管財課長が決めたというわけか。管財課が立会いしたとか合議押したということじゃないのか。課長が決めたということか。それと、あんたこれ2者言うてるけども、50万円以上やったら3者取らなでけへんの違うんか。見積り取るんやったら、50万円以上は3者やないか。50万円以下が2者やろう。それについてきちっと予定価格決めはった人に説明したんか知らんけども、手続ききちっと踏んでせんといかんやろう言うのや。そんなんずっと今聞いてたら、全ての課と言うたら怒られるけども、中井会計管理者よう聞いているやろう。これずっと聞いてるけど、同じことばかり言うてんの違うんか、これ。もうあまり言うたら副市長がまた怒られるさかい、俺もう言わへんけど、この分は置いとくけど、もうちょっとしっかりしてなあかんで。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、122ページの災害対策費、備考欄では感震ブレーカー設置補助金、成果報告書ではこれは64ページです。ここの感震ブレーカー設置補助金、ここの内訳、どういう方が受給対象になるんか、そこらを教えてください。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 感震ブレーカー等につきましては、復電火災等を防止する装置ということで、今ある配電盤から感震ブレーカー装置を付けられた方への対象ということで、1軒当たり1回ということにはなるんですけど、新築も踏まえて対象としております。その設置費用の2分の1のそれぞれ限度額が、簡易型が3,000円、あと後付型が1万円、分電盤の組み込み型が3万円の限度額となってるところでございます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 地震が起きた際の電気火災を防ぐためのものやと思うんですけども、内蔵型3万円、後付型が1万円、あと簡易タイプが3,000円ということで、これ前回も見てまして、この感震ブレーカーの設置状況というか、これは増加傾向にあるんか、全く横ばいなんか、そこら教えていただければなと思います。そしてまた、感震ブレーカー、この制度についての周知、どのようにされておられるんか教えてください。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

こちらにつきましては、令和元年度実績で13件、令和2年度で16件、その前の平成30年度で、今手元にないんですけど、10件未満やったという記憶はしております。年々増加傾向で

あり、今年度も既に7件の申請はいただいているところでございます。平成30年度が7件でございます。今年度も既に10件前後の申請はいただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 この頃、ミニ開発も進んで人口も微増やいうことで、本当に新しい家もちらほら見えるところで、本当に今後、防災・減災の非常に大事な部分ではなかろうかなと思うんですけども、例えば家を建築される会社、そこらとやっぱりいろんな形で連携を取りながら、もっともっと進めていっていただきたいなと思うところでございます。どうか、そういうような方法も考えていただけるようによろしくお願いを申し上げます。更に更に普及するようによろしくお願いを申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。122ページ、災害対策費の消耗品費93万5,917円、ここをお聞きしたいんですが、これ報告書には非常用食糧及び保存水の購入、これに当たると思うんですけど、ここには76万5,720円なんです。ほかに何か買われてるんだろうと思うんですけども、それをお聞きしたいんです。それは何でか言うたら、前、僕、どっかの委員会で倉庫の発電機について聞いたときに、ガソリンありますかと聞いたら、ガソリンないですと言った、覚えてはりますか。それは何の意味もないんじゃないかということで、ガソリンちゃんとしといてくださいと言っといたと思うので、その後どうなってんのかお聞かせ願ひします。

あともう1個は、その122ページの一番下ですけど、民間建築物耐震改修促進事業、こちらのこの説明書、報告書には、ブロックの壁ですよ、危ない、地震等で倒壊するおそれのあるブロックを撤去、この周りでもやっていたらいいと思うんですけども、これが合計で21件やられてると思うんですけども、ほかの葛城市内のそういう危ない塀というか、今把握してる段階でどれぐらいあるのか、ないんやったらないでいいんですけども、今後その辺をどうされていくのかというのは、特に通学路、僕が思ってるのは、多分通学路に関しては保護者の方からちゃんと連絡来てると思うんですけども、その辺の対応はちゃんとできてんのか、この2点お願ひします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

消耗品でございますが、今おっしゃっていただいた非常備蓄品の76万5,720円以外には、ビブスいうてメッシュ型のベストを計50着を、昨年度計画しておりました国民保護の訓練であったり、その後別途でやらせていただいた避難運営訓練等、訓練等にも使えるものということで、そういったものの購入で8万4,150円、それ以外に災害対策専門研修テキスト代として2名の5,000円の2回分として1万円、その他いろいろ必要な消耗品等で合計93万5,917円になっております。

その備蓄の燃料であるガソリンでございますが、現実、あの後いろいろ調べさせていただいた、確か3月の予算特別委員会だったと思っております。その段階で備蓄方法等を消防法も踏

まえた中で確認させていただきましたら、20リットル以上であれば正式な管理場所が要するというところでございました。その後改めて整理させていただいた中で、別途、災害対策にも一部使うチェーンソーとかもあるんですけども、ほかにも日用的、ほかの事業課等で対応されてる草刈り機用の混合用の、そしてオイルとガソリンを別途別々に保管して配合して使われてる部分で、携行缶でその基準未滿で数か所で部署によっては保管いただいています。ただ、災害時にはそれでは間に合わないの、そういう保管場所を考えた中でのきっちりした保管にするのか、やっぱり対応でも使う量というのは、年間維持管理に使うというのを点検ではしれていますので、別途、県のほうで災害時のスタンド等の燃料協定をされてる部分とか、市内のスタンド会社とも、どちらでがいいのか、そういった場合での供給協定なりができないかということで、今、検討議論に入ってるところでございます。

ブロック塀につきましては、これ確か平成30年の大阪府北部地震のときから注目されてる部分でございまして、その当時、学校、先生とかPTAのほうで確認されたのが、確か10件か20件ぐらいそういうようなところが見受けられるというのを調査されてる報告は受けておりました。うちのほうにも、直接いろんなところから、あそこの塀が気になるねんというのはいただいて、その当時はまだ制度ができておりませんでしたので、声かけしてそういうことをご留意いただきたいということで何とか対応できないかなということのお願いには行かせていただいた経緯がございまして。制度できてからそういったところに改めて制度の勧奨等はしてないんですけども、そこはまた整理して、改めて現状変わってないようでしたら、可能な限りまた制度報告、周知して勧奨していきたいかなという部分を思っております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。ガソリンの件に関しては、他市とかどないされてんのかということも、例えば今もうガソリンスタンドがあるていでしゃべってると思うんですけど、大災害ということを考えたときに、せめてそこから自力で何時間は電気つきますという状態、例えばこの前も課長言ってたんですけど、今、天然ガスか何かの発電機とかもあるんですよ。保管するのに危なくないような、そういうのも出てて、そのガソリンが危ないんであればほかの方法を考えなければ、例えば大地震が来て電気つきませんといっても大パニックやと思うんですよ。その辺、もうちょっと考えていただいて、他市とか、今言ったガスの発電機とか参考に見ていただいて1回考えください。

あと、それでブロック塀なんですけど、これもせつかくある制度なので、今、葛城市内にこんだけあって、こういう声があって、通学路はここだよ、この危ない、例えばランクづけも独自で、もう超危ない、危ない、普通とかでもいいと思うんですけど、把握してへんのはまずいと思うんです。あんな大事件があって、こういう制度ができたんでしょう。これでもし何かあったときに塀崩れて同じような事件があったら、もう何のこっちゃ分かんないの、その辺もう一回この2つ、気入れて課長、ちゃんと考えといてください。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 今、ブロック塀のことなんですけど、市のほうがどんな指導をさせていただいているかというところら辺ですけど、重要な問題やと私も思います。もちろんブロック塀の問題だけじゃなくて、老朽化した民家の落下物なんか非常にPTAが危惧して、実際に市のほうに相談に行ってるという実態もあります。ところが、対応というのは近隣のご近所がその方になかなか言えない、孤立してるとかいろんな背景はあるんですけども、なかなか民間の方がそこに踏み込めない、区長も言ってるんやけどと。結局、そこに行政として本来本当に踏み込んでいけるのか、こんな状況なので、PTAのほうからこういうお話がありますということをお願いいただけるのかどうかというのは物すごく私らも気になる場所なんですけど、今言うブロック塀の問題、このことからそうなんですけど、危険箇所、PTAは指摘するんですけども、その解消はどうするかというところについては非常に曖昧な対応やというところは、私もうずっとずっと気にしてるんですけども、その辺りについての見解を聞かせていただきたいんですけど。

増田委員長 通学路の点検は生活安全課も一緒になって現場へ行ってるんですか。そのことも含めて、竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

まず、その危険なブロックなり老朽化民家等の落下物等につきましては、そういったご相談あった場合は、その当時、先ほど言いましたブロック塀の倒壊の危険という心配で相談ある分については、先日来も市内で老朽化の屋根瓦が落ちるといような事象相談もありまして、通学路等もあり、その場合は地元区長に相談させてもらったら以前から認知されてるということで、併せて学校教育課なりうちのほうと連携で、改めて指導という言葉が正しいのかどうかなんですけど、市として法的に指導は、本市の場合は建築主事というのがないので、奈良市と生駒市だけやったと思うんで、あとは建築指導的なものは県土木の指導に法的にはなるかと思うんですけど、ただ、そういったものも可能な限りの注意喚起なりの声かけをさせてもうて対応をお願いしているところではございます。

そして、あと以前に、ほんまに隣に傾くという家の相談があったときは、その場合は県のほうの建築主事等の相談で、場合によったら法的な声かけできるということの中では相談はさせていただきました。地元の関係でちょっと待ってくれということで、最終的にはなっていない、そういうことも可能ということでございます。

あと、通学路点検でございますが、こちらは例年、教育委員会の学校教育課を中心に、建設課と生活安全課、あと関係部署等とあわせての警察、国、県の道路管理、土木等も踏まえた中でやらせていただいております。やり方としてはそういうことになってます。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 そういった対応をさせていただいているというのは今聞かせていただいて、それを一時的、そのときだけの対応じゃなくて、その問題があるということは忘れないでいただきたいんで

すよ。それがずっと継続してるわけですから、要するにそのとき言ってももうずっと解消できへんねんというて、その年のPTAの保護者がすごく問題にされるとときと、もう聞いてんねんけど全然解消されないねんて言うたままですとずっと同じ状態が続いていると。結局、解消できてないんですよ。それをもう放置したままとか、もうどうせ言ってもあかんねんというような状況を作ってあげるとはよくないと思うんですよ。今言うてる、市がどれほど把握してるのかというところら辺、きっちりとその辺りは把握をこれからも継続してやっと思っていただきたいというふうに思います。問題点、増えるのかもしれないし解消するかもしれないというところで増減はあると思いますけども、引き続き、市民の生活安全のために努力をいただきたいというふうに思います。お願いします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 関連の関連みたいになって申し訳ない。僕、一言言わせて、今のお話聞いて思いまして、危ない塀を取るのそれは取っていただいたほうがいいんですけど、目的は子どもたちとか通学路、お子さんとか事故とかないようにするのがもちろん肝腎なわけで、ということは塀をどう云々かんぬんじゃなくて、例えば今のお話聞いて気になったんですけども、子どもたちが通学路を歩いてたとして、ここの塀が危ないよというのは子どもたちにアナウンスしたり、そこの注意喚起がちゃんとできてるのがまず第一段階やと思うんですよ。そこを大人たちが云々かんぬんとやってるけど、子どもらは知らんと通ってて、何の意味もないと思うんですよ。まず第一にそこがちゃんとうまくできてんのか、誰か答えれたら教えてください。子どもたちが危ない箇所を把握してるのかどうか。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 今、話題になってる通学路、点検業務等につきましては、学校教育課を中心に、今、関係部局と今度10月の頭に第2回の合同会議をさせていただく予定で進めています。一般質問でも意見いただきましたように、その危険箇所の周知についてはホームページ等で広くやっていくとともに、学校においては学校の通学路マップにそれを落とし込みながら子どもたちにも周知していきたいというふうには今考えているところです。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 いきたいということは、今はほんなら知らないということですよ。今の言葉が何となく、いきたいということはこれからやっていただけるといことですか。今は知らないということですかね。

椿本教育長 全てをいうこと。

川村委員 全てを、なるほどね。箇所箇所ではやっていただいているということですか。分かりました。それやったら安心しましたけど、通学路に関して、僕、前も教育長にいろいろ言った。子どもたちは学校の先生が言うところで結構守らないんですよ。道幅ばんばん広がって今も、今相談させてもうてますけども、その辺はまた更にこれから考えてやっていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、7款消防費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、8款教育費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。成果報告書のほうで言ったほうが分かりやすいかなと思いますので、数字が分からなかったら分からないで後でまたお願ひいたします。

66ページです。小学校費の中の学校管理費で、学校教育課に関わる小学校運営事業の中に小学校会計年度任用職員4,800万円余りの計上がなされていますけれども、やはり総時間数ですかね。人数は分かれば、人数は人数なんですけど、会計年度任用職員なので時間数でお答えいただけたらありがたいんです。同じく中学校についても同様です。これについてもお願ひしたいということと、それから幼稚園についても70ページ、71ページにかけてありますけれども、会計年度任用職員の小・中・幼稚園の時間数を教えてください。これが1つ目です。

それから2つ目ですけれども、少しそれに関連することでもあるんですが、70ページのところに幼稚園管理事業として、園児数等の状況ということで、ここにそれぞれの小学校附属幼稚園の学級数、園児数、教員数等を書いてありますけれども、これは磐城小学校附属幼稚園なんか認定こども園になるということなので来年度はあれなんですけど、1学級当たりの定数が何人になっているのかということをお聞ひしたいんです。つまり、新庄小学校附属幼稚園では学級数が6となって園児数が122人、忍海は3で57人となっておりますけれども、定員がどれだけになっているかということで、それぞれの附属幼稚園の定員についてお伺ひいたします。

それからこれは3つ目ですけれども、68ページになりますが、これは小学校の就学援助に関わるところで、今、就学援助、要保護・準要保護児童援助費ということで、これだけの方が受けてますよということをお数字書いていただけてます。令和2年度はコロナの問題もありましたので、年度途中で普通、前年度の所得でこの要保護・準要保護の児童の援助費は決まっておりますけれども、コロナの関係で突然所得を失われる方も出て、その方たちに対する救済措置として何人かの方がこれを受けられたのかどうか、小学校、中学校を通じてですけれども、この数字が分かれば教えていただきたいと思ひます。いやもう全くそういうことはなかったということであれば、それでも結構ですが。

以上、3点お願ひします。

増田委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

1点目の質問でございます。会計年度任用職員の小学校、中学校、幼稚園の時間数、人数ということでございますけれども、まず時間数でございますが、月額で支払っている方もお

れば……。

谷原委員 月額で結構です。月で、どちらでもいいです。

勝眞学校教育課長 時間数は後ほどまたお答えさせていただきたい、申し訳ございません。人数のほうをお伝えさせていただきたいと思います。令和2年度の決算額に対するそれぞれの小学校での会計年度任用職員の人数が小学校で44名、中学校で7名、幼稚園で37名となっております。

次に、幼稚園のそれぞれの定数ということでございます。こちらの定数につきましても、申し訳ございません。後ほどまたお答えさせていただきたいと思います。調べさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3点目の就学援助、途中で所得が変わられたらどうなるのかというところでございますけれども、途中で変わられた場合にはその所得でまた申出いただきまして対応させていただいてるというような状況でございます。令和2年度の途中での人数、詳細の人数は今手元に持ち合わせてございません。申し訳ございません。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分からないことだらけなのでもう聞く用がないんですけども、要望ということですけど、小学校会計年度任用職員、結局、人数よりもフルタイム、フルタイムの方はいないんかもわからないけれども、週4時間の方、6時間の方いらっしゃると思うので、多分、予算配当としては時間数でやっておられるのかなと思うんですけども、それについてはお答えいただきたいんです。つまり、いろんな要望がそれぞれの現場から上がってきたときに、その予算配当をどういう形で会計年度任用職員の方がやられてるのか。つまり、時間数、職員がこれだけいたらこの学校にはこれだけの時間数配当で取ってくださいとなってるのか、そういう配当はどういうふうにされてるのかということについてお伺いいたします。就学援助について、受給者はこれはもう数でということなので、これはこれ以上は結構ですけども、その点についてお願いいたします。

増田委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 予算の配当でございますけれども、まず要望として受けるのは人数で受けさせていただきます。その割当てといたしまして、時間数であったりという形でかけまして予算の要求をしていくというふうな手段でさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。生徒数が変わりますから、学級数も変わっていくので、その調整とかもあろうかと思うんですけども、私としてはこちら辺、毎年どのように推移するのかわかるのを見ておきたいと思ってるんです。できたら正職員をしっかりと採っていただくことが教育の質を高めるためには私は非常に重要だと思っております。会計年度任用職員については、今は継続して勤務できるということになってきておりますけれども、正職員がその学校でしっかりと子どもたちの状況が分かって、5年でも6年でも定着してしっかりと見ていただくのが大事だと思ってるので、あまり会計年度任用職員の時間数及び人数が、本来やったら

正職員が採れるところ、正教員が採れるところをそういうふうにするというのはあまり教育条件としてはよくなってきますので、そこら辺関心を持ちたいと思ってますので、数字をお聞きしましたので、また配当時間数等も分かりましたらよろしくお願いたします。

あと、幼稚園のほうも定員を聞いたわけですが、1学級当たりの定員が何名か、今、幼稚園の要は人数が、園児数が減ってきてるわけですよ、減ってきてると。だから、定数に対してどういうことになってるかということをお聞きしたかったんです。認定こども園との関係もありますので、そこに保育を受けれる子が入る余地がこども園にすれば出てきますので、そこら辺のことが知りたくてお伺いしました。また、資料のほうをよろしくお願いたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 2点お伺いをいたします。

まず、決算書の127ページの小学校管理事業（学校教育課）ということについてお伺いいたします。実は予算のほうには委託料ということで、プール清掃委託料29万円というのが上がっておりました。毎年の決算を見ておきますと、平成29年度に23万8,680円、平成30年度24万8,400円、令和元年度27万3,240円と少しずつ上がってきてるんですけども、今年はないと。これはコロナでプールが閉まったということだろうと思いますが、この理由を改めて伺うのと、それからこういったプール清掃委託、これは具体的にどのような清掃をお願いしてるのかということ、それから外部に委託してるのはこの部分だけなのかということも確認しておきたいと思います。あとのプール管理は教職員の負担で行っていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、報告書の76ページなんですが、これ図書館費2,973万1,222円ということの上があるところがあるんですが、ここで会計年度任用職員7名とあります。正職員の方は4名だと思います。間違えてたら申し訳ないんですが、会計年度任用職員と正職員合わせて、図書館司書資格、有資格者は何人いらっしゃるのかということをお伺いします。

それからあと、この76ページ、77ページにいろいろ図書購入の冊数、値段とか、あと個人の貸出冊数、あと貸出人数、これについて新庄図書館と當麻図書館を対応するような形で掲載をされています。これを見ますと、新庄図書館のほうは図書購入費というのは當麻図書館に比べて圧倒的に多いんですね。具体的に言うと、図書購入費で新庄図書館が529万何千円、それから當麻図書館が349万何千円ということで多いわけです。しかし、貸出人数見ますと、新庄図書館よりも當麻図書館のほうが多いらしいと。當麻図書館延べ人数ですが、1万6,676人、新庄図書館がちょっと少ない1万5,494人と、貸出冊数もほぼほぼ互角という中で、新庄図書館がなぜこういうサービスの意味では数値だけ見ると拮抗してるんですが、いわゆる図書購入費、購入冊数が當麻図書館に比べて多いのかと、その理由についてお伺いをいたします。

以上です。

増田委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

1点目がプールの清掃費でございますけれども、副委員長がおっしゃいましたとおり、令和2年度におきましてもプールの授業というのが全校で中止になりましたので、清掃料というのが決算額として上がってきていないという状況でございます。

また、プールの清掃でございますけれども、高圧洗浄でありますとか塩素を注入してノズルの清掃なども行っていただいております。また、その清掃の委託ということにつきましては、このプールの清掃のみ業者に委託させていただいております。校内でありますとかは生徒とか先生が清掃していただいているという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 石川館長。

石川図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

令和2年度の会計年度任用職員と図書館職員の図書館司書資格を持っている人数ですけれども、職員の中では3名持っておりました。会計年度任用職員では2名ということになります。

それから、新庄図書館の購入金額が當麻図書館よりも多くなっていて、それに比べて貸出のほうは當麻図書館のほうが多くなっているということですが、昨年はコロナの影響もありまして、図書館が2か月間臨時休館いたしました。その際の対応といたしまして、図書館の玄関口で利用者の方に電話予約を受けた本に関しては貸出をするということで貸出をさせていただきましたけれども、その際、當麻図書館は大変単独館でもありますし、玄関口での貸出というのは大変やりやすく利用者の方もたくさんご利用いただきましたけれども、新庄図書館のほうにつきましては、やはり複合館であり地下にあるということもありまして、なかなかその利用者の方も利用しにくいような感じがあったと思います。その辺で、4月、5月の図書の貸出冊数が當麻図書館のほうの新庄図書館よりもかなり多くなったということがあります。

それから、蔵書の件ですけれども、新庄図書館のほうの図書購入費が多く當麻図書館の購入費が少ないということですが、これにつきましては図書の蔵書のスペースが大きく関わっているものと考えております。新庄図書館のほうもともと5万冊を蔵書できる書庫を完備しておりました。當麻図書館につきましては、2階の1室を書庫として活用するようになっておりますけれども、そこに所蔵できる本の数というのがかなり少ない状況でありまして、そのため、外部に外側に簡易的な書庫をつくったわけですが、そちらのほうもあまり本が入らない状況であります。そのため、そういう面も考えまして、新庄図書館のほうに少し多めに、當麻図書館よりも資料購入費を付けております。新庄図書館のほうでいろんなシリーズ本とかを購入いたしまして、要望があれば當麻図書館のほうへその本を回送して、當麻図書館のほうで貸出をするというようなやり方で、利用者の方にはご不便をおかけしないように努めているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。まず、プールの管理のほうなんですけれども、今ご答弁いただきましたけれども、高圧洗浄とかそういうところは業者の方に任せておられて、あとは学校の先生方とあと児童の方でやっておられるというふうなことです。プールは比較的総体的に大規模な新庄小学校であったり磐城小学校であっても、総体的に小規模な當麻小学校、新庄北小学校、忍海小学校であっても、プールは同じ1個ですので、同じ維持の手間暇がかかると。総体的に小規模校の先生方の負担が多いと、結構プールの負担が大きかったなということが、このコロナになって初めてそれがなくなったので分かったというふうな声も聞いております。

そうなってくると、これは提案なんですけど、例えば葛城市内にはゆうあいステーションとかウェルネス新庄というようなプールがあるところがあり、そこにはプールを教える指導員の方もいらっしゃいます。そうなってくると、例えば1つは学校の先生方の負担を下げるといことと、あとそれから管理ですね。やっぱりプールというのは、どうしてもちょっと目を離してしまうと非常に危険だということで、そういった形でもやはり教職員の方の負担が多いと思いますので、そう考えてみると、小規模校については今コロナでプールがなかったということを経験した上で、現場の声も聞いていただいて、例えば市内のプールがあるところにバスか何かで行って利用するというふうなことも考えられるのではないかとこのように思うんです。それについて検討する価値があると思うんですが、どうでしょうかということをお伺いしたいと思います。

それからもう一つですが、やはり合計の数、私11人だと思うんですけど、正職員とそれから会計年度任用職員足した合計の母数、それに対してこの図書館司書の有資格者5名ということで半分に満たないということで、私はもう図書館というのは図書館法に定められたそういった施設であるので、これは前から言っておりますけれども、有資格者を増やしていただきたいということはこれはお願いをしつつ、先ほどの質問の中で、結局、貸出とか、先ほど石川館長にお答えいただきましたけれども、例えば私、両方ともコロナ禍の中で本を返しに行ったり借りに行ったりとかいうことがありましたけれども、當麻図書館は単独館なので、やっぱり貸し借りがしやすいということと、それからあと、前から言うてんですけど、當麻図書館と新庄図書館で言うと當麻図書館のほうが立地的にはいい、ある意味、図書館らしい図書館なんです。新庄図書館はどうしても立地で言うと図書館としてはというところがあるのと、どうしても複合館ですので、1回本を返しに行ったことがあるんですけど、ピンポンか何かして出てきてもらうのに5分か3分か待って出てきてもらったりとかして、職員の負担も大きいというふうなことがあります。

先ほど聞いた中で、結局、新庄図書館がなぜ購入冊数が多くて當麻図書館が少ないのかと伺ったときに、結局、新庄図書館のほうが本を置いたりとかするスペースが大きいからやと、それに尽きると思うんです。そうすると、例えば當麻図書館のスペースが大きくなれば、今、新庄図書館が当然のように多く買って當麻図書館が少ないというふうな状況が変わってくるんじゃないかと私は思うんですけど、これにつきましても市の見解をお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

増田委員長 勝真課長。

勝真学校教育課長 プールの件でございますけれども、プール事業は今年度におきましても全校において中止という形ではさせていただきましたが、今年度の検討といたしまして、まずゆうあいステーションのプールを利用して移動の少ない當麻小学校、こちらのほうが利用してプール授業ができないかということで年度当初計画をしておりました。ゆうあいステーションのほうとも協議を重ねまして、今年度そんなふうにさせていただこうかということで検討しておりましたが、全校中止ということになりましたので、そういう試みはしておりませんが、それも含めましてまた今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 今、課長が答弁したとおりなんですけれども、副委員長おっしゃっていただいた都市部のほうでは、確かにもう学校のプールを使わないで、例えば近くのスイミングスクール等と委託を結んで、指導を全てそこでやっていただいで、先生方の負担を減らすというところもあるとは聞いています。ただ、本市においてはそこまでは非常に難しいかなと、いわゆる引率の問題であったりとか、またその指導していただくとしても、これはあくまでも教育課程上の授業でありますので、その評価をその先生方はどうするかとか、なかなか一朝一夕でいかないところがございますので、今、課長が答弁しましたように、當麻小学校では一部考えていこうとしてたところですけども、また来年度以降は研究もしながら進めていきたいというふうに思っています。

増田委員長 もう1個ありましたね。當麻図書館をどうかするべきじゃないですかというお問い合わせですね。蔵書能力が少ないから、スペースを将来にわたって確保できないですかねというお問い合わせですか。どちらかご答弁いただけますか。

石川館長。

石川図書館長 図書館の石川でございます。

當麻図書館も単独館として、小規模ではありますが、それなりに機能も整ったよい図書館ということは十分思っております、できるだけ蔵書をできるような整理等を行いまして、有効に活用していきたいと思っております。

(「答えになってない」の声あり)

増田委員長 吉村副委員長、もう一回質問してください。

吉村副委員長 仮の質問で、仮にこうであればというような質問で恐縮なんですけど、今、葛城市立図書館年報、これ令和3年度にも載ってます。これ、別に毎年毎年同じなんですけど、新庄図書館のほうが圧倒的に、例えば開架室、閲覧室だけで見ても690平方メートル、それから當麻図書館は283平方メートルというふうに倍以上違ってるわけです。當麻図書館については、もちろん現状でも、今、館長がおっしゃいましたように非常によくまとまったいい図書館だと思いますけれども、今後、例えば仮に開架、閲覧室、それからあと書庫が小っちゃいと言うてはったので、閉架書庫、これが広がればもっともっと図書館としての機能を私は発揮で

きると思うんです。そうなれば、もともと利用者数も多いところですから、更に利用者も見込めるんじゃないかというふうに私は考えるんですけども、市としての見解をお伺いいたします。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 今、委員おっしゃっていただいた図書館の有効活用と申しますか、2つある市内の図書館をどのように維持管理していくかということと、あと今、蔵書冊数で言うていただいていると思うんですけども、例えば小・中学校においても蔵書数というのは人数比に対してどれぐらいの蔵書冊数が必要なのかという指針も小・中学校にはございます。今、市内の中でこの2つの図書館の蔵書数が適切なかどうかということも含めて考えていかないといけないと思っておりますし、今また、市のほうでは電子図書館のほうも積極的に購入もしていただいておりますので、その辺りも含めてこの2つの図書館を有効活用していきたいというふうには考えているところでございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。今、電子図書館ということをおっしゃいましたけども、電子図書館については昨日も杉本委員が質問もされましたけども、電子図書館については別に各自治体が、これは持論ですよ、持論だけ言うと、各自治体ごとに充実できるぐらいの規模があればいいんですけども、そうでなければなかなか言うたら葛城市のことを言ってるわけじゃないんですけど、小っちゃい自治体であればなかなか難しいというのが、私そうかなと思うんです。電子図書館というのは、言うたら電子図書館が東京にあらうが愛知県にあらうが、すぐどこからでもアクセスできるわけですから、それよりもむしろやはり紙ベースで実際に地域から行ける図書館というか、本が置いてあって実際に通える図書館が充実してるということが私は大事だなというふうに思っております、その中で、當麻図書館については伸び代があるなというふうに思っております。架空の仮の質問だったのであれなんですけれども、私がもし當麻図書館が閲覧室とかもっと広くなれば、もっともって使いやすく、それから利用も多くなるというふうに思いますので、そういう機会がまたあると思いますので、またそのときにもコメントはさせていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 私、ちょっと質問したいので、委員長を交代いたします。

(正副委員長交代)

吉村副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。

増田委員長。

増田委員長 関連で質問させていただきます。中途半端でこれ今、終わったので、私も以前に一般質問で、この當麻図書館、新庄図書館の状況なり今後の在り方について質問した経緯がございますので、まず現状の質問させていただきます。當麻図書館は、あの施設については図書館と言いつつ、今も看板が2枚かかっているんですね。中央公民館という看板と2つあるんですけども、現状2階の使用についてはどのような運用をされてんのか、まずお聞きします。

吉村副委員長 石川館長。

石川図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

當麻図書館の2階の研修室が中央公民館になるということですので、今は中央公民館の管轄で利用をしております。申込み等は直接當麻図書館のほうに申込みはされますけれども、支援権限といいますか、管轄は中央公民館になっておりますので、當麻図書館のほうでは利用される際の手続をいたしまして、あとは中央公民館のほうにお願いしてる次第でございます。

以上です。

増田委員長 ついでに、公民館責任者。

吉村副委員長 吉村館長。

吉村中央公民館長 中央公民館の吉村です。よろしくお願いいたします。

ただいまお話のございました當麻図書館の2階の1室でございますが、現在、条例のほう、図書館とそれから中央公民館、これは同じ地番ということでございまして、現在、2階の部分におきましては、中央公民館の管轄といたしまして、先ほど図書館長が申しましたように、利用のほうにつきましては図書館のほうで受けていただいて、そしてご利用いただいているといったようなことでございます。

以上でございます。

吉村副委員長 増田委員長。

増田委員長 説明いただいたんですけども、私なりに解釈しました。中央公民館という管理の下にあるけども、それは図書館に貸してんねんと。図書館として、あの2階のスペースを蔵書スペースとして使えるのかどうか。先に答え言いますと、あれは公民館の造りであって図書館の造りじゃない、もってあそこに本を乗せると天井の強度が持たんと、こういう造りになってるというふうに、私、認識をしております。先ほどのご提案であった、ちょっと手狭やと、閲覧室も狭いというふうなこともあって、例えば閲覧室を2階に設けて、下のその閲覧スペースの一部を図書の蔵書を並べる棚に変えるとか、もう少し2階をうまく活用したスペースの確保ということができないのかなというのは以前にもご提案して、まだそのようになってないし、一部、図書を2階に、不要になった分をフロアのところとかに置いておられると思うんですけど、もうちょっと図書館として活用するということにしっかりと取り組むべきじゃないかなというふうに思うんですけども、ご答弁お願いできますか。

吉村副委員長 石川館長。

石川図書館長 図書館の石川でございます。よろしくお願いいたします。

図書館の利用者は乳幼児からお年寄りまでいろんな年齢層の方が利用されます。當麻図書館にはエレベーターがございませんので、2階に上がっていただく際にお年寄りとかはやはり困難であるかと思っておりますので、2階のほうに閲覧とか利用者が集うような場所を設けるのは今の現状では難しいかなと考えております。ただ、今おっしゃっていただきましたように、今の状態ではいろいろと不便なこともございますので、今後解消していけるように取り組んでいきたいとは思っております。

以上でございます。

吉村副委員長 増田委員長。

増田委員長 もう3回目ですんであれですけど、新庄図書館に行くのに、まずマルベリーホールの階段を上って、そこからフロアに行ってから階段を下りて移動するわけなんです。新庄図書館は階段が結構あります。それから見ると、私もあるべき姿、當麻図書館が階段を上り下りせんでもすぐに閲覧できるということに配慮していただくことについては、非常にそれはごもつともな話かなと思うんですけど、それなら2階をどうするんだということを少し頭ひねっていただいて、あのまま中途半端に空き家状態の2階の研修室を活用しない方法はないのと違うかと。本は置くところないねんと言うてるわ、2階空いてるわと、私ちょっとよく分からないんですよ、その辺がね。その辺のところも今後しっかりと考えてください。特別、ほんなら西川理事。

吉村副委員長 西川理事。

西川教育委員会理事 教育委員会、西川です。

先ほど来のいろいろなお話いただいております。いろいろなお話踏まえた中で、図書館でも検討をいろいろさせていただいた中で、今年なんですけれども、8月、夏休みの間だけなんですけれども、中学生を対象に学習室として活用させていただいたような経緯がございます。今後、その利用の形につきまして、また検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 結構です。

吉村副委員長 それでは、ここで増田委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、図書館費のところ、143ページのところで図書館運営事業というところなんですけれども、成果報告書は77ページの上の新庄図書館蔵書冊数というところが上から3つ目のチョコボのところですけど、録音図書とダイジー図書、これお聞きしたいんですけど、どの程度の貸出の状況なのか、そしてまた大体この蔵書自体どの程度あるのか、ここだけお聞かせください。

増田委員長 石川館長。

石川図書館長 図書館の石川でございます。よろしく願いいたします。

ただいまいただきましたご質問ですけれども、録音図書に関しましてはただいま本数的なものを統計として持っておりませんのでお答えすることはできませんけれども、また後ほどお答えさせていただきます。

ダイジー図書につきましては、現在75冊所蔵しておりまして、令和2年度の利用実績は7冊でございました。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 その部分をお聞きしたかったんですけど、デイジー図書とかこういう録音図書、図書館にこうやって置いていただけるのも大事なことやと思うんですけど、やっぱりこれ学校の図書としては学校に置いていただけるほうがいいかなと私個人的には思います。どうでしょう。何か、どうですか。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

ただいまの質問ですけれども、学校におけます図書につきましては、また学校のほうで図書の補助員の方や図書の担当の方とお話しさせていただきまして、また要望が出てまいりましたら、できるだけ送るような形で進めてまいりたいと思います。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 2点ばかり聞かせていただきます。

まず1点は、128ページから132ページにわたる、要するに幼稚園、小学校、中学校の運営事業全般に係る内容です。そこで出てくる可燃ごみ、これはどのようにされているのか、収集等はどのような形になっているのか、一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点は後ろのページです。當麻スポーツセンター管理事業の中で、當麻スポーツセンターに一部テニスコートというか、スポーツセンター全体の一番南側に子どもが遊ぶ遊具があるんですけども、これも松林委員も非常に前から改善されてないシーソーの足元ですね。シーソーがガーンと下がったときにクッションがない、クッションがないのをタイヤを円く置いていただいているんですけども、そのクッション、タイヤを置くだけでは全然その解消にならない、置いただけというような、ずっとそのままになってる。近隣も私や松林委員に言われるんですけども、一度お伺いをして、そのタイヤを逆に縦に埋めてくれたら解消できんのかと言うんですけど、そこが當麻スポーツセンターが所管なのかというところら辺も1回確認をさせていただきたいんですけども、その解消、お金をかければ遊具自体替えればいいんですけど、遊具自体は別にそう問題ないんですが、その足元にちょうど下がったときにクッションになる部分がなくて、ずっと子どもたちが危ない危険な状態であったので、近隣の児童公園、児童公園というかそこを利用される方がずっと言われてたんですけど全く解消しないので、この際、1回お聞かせいただきたいと思います。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうから1点目のごみの収集についてお答えさせていただきます。

各幼稚園、小・中学校においては、週に2回可燃ごみを収集に来ていただいています。集積場については、地域の集積場に持っていくのではなくて学校の敷地を出たすぐのところに置く場所をつくっていただいております。その週2回の収集までのときについては学校内にコンテナを設けまして可燃ごみを保管しているところでございます。

以上です。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきました當麻スポーツセンター付近にございます公園の遊具の件でございしますが、私も4月に替わりまして、1度だけその辺の話は伺ったことがございます。そのような中で、どこが所管するのかと調べておるところでございしますが、児童公園の中にも含まれないという部分で、出来上がった経緯が明確でございません。ただ、タイヤを縦にして対応できるということであれば、そのような作業につきましては、我々そばにいる体育振興課の職員でもすることは可能かなとも思う次第でございします。ただ、費用がかかる場合とかにおきましては、再度、どこが管理の対象になるのかを明確にした中で相談して対応をしていけたらなというふうに、今、考えているところでございします。

以上でございします。

増田委員長 川村委員。

川村委員 学校のその可燃ごみも、もちろん不燃ごみそうなのかもしれないんですけども。多分令和元年度に私、近隣から、幼稚園の言うてる可燃ごみが近隣の住宅の人たちの集積所と同じところに置かれるという話を聞きまして、それで当時の教育部長に確認をしたところ、学校だけの学校だけ置く置場というのがどうもちゃんとできてないような話を聞きまして、その後ちゃんとされていってるかなと思って、この令和2年度の決算のときに1度確認をさせていただこうと思った次第なんですけど、ということは今はできてるんですね。要するに、近隣の住宅が密集しているところに幼稚園のごみとかを置かれたら、もうそこがいっぱいになって、子どもたちが朝のごみのところをくぐって来るらしいんです。そしたら、要するに車なんか往來する中でごみが非常に多い、しかも幼稚園のごみまで入ってくるとなると、やっぱりそれについてもその管理、公共のところがどうかという話ですので、そこがしっかりもうその後改善されて、きっちりもう中学校、小学校、幼稚園、きちっとその独自の置場に置いていただいているということがそのように解消されればそれでいいんですけど、もう一度確認をさせていただきます。

それから、スポーツセンターの遊具ですね。誰が管理してるか分からない、それ大字ですかね。それも分からない。そやけど、大字であっても、その大字が管理するという事自体も市が全然知らないわけがないと思うんですけども、その知らないんですという答弁は非常に無責任だと思います。この際、それやったらもう遊具なしにしたらいいいんですよ、管理予算も出なかったら。ずっと松林委員と私はそれを聞いて、やっぱり言いに行ってるんですよ。そのままなんです。それやったら遊具ないほうがましです。でも、やっぱりあるんだから、それは近所の子どもたちが遊んでるんだから、それをきちっとそのままにしてあげるということで、當麻スポーツセンター内にあるのでどうなのかなと。代々担当が替わるから分からないという状況では、やっぱり市としてそんな無責任なことはないと思いますので、この際、きちっとどういうふうな方向で行くのか、これから遊具が壊れて予算投入しないといけなかったらどうしていくのかということきはきちっと調べておいてください。

ごみ、きちっともう全て解消されてるという答弁をいただければそれでいいです。

増田委員長 当時どうだったんかということも含めてご答弁をお願いします。

吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

当時、私どものほうにも一時、行事とかあるときの後のごみとか、特に住民の方と同じ集積場で置いておいて注意を受けたということが聞いたことがございまして、どないかして解消しなければいけないということで、そちらのほうの施設については現在のところ独自の集積場をつくりましたので、そこから集積していただいております。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いします。

1点目は、136ページの生涯学習のいつも聞いている成人式のことでお聞きします。今年の成人式はコロナの関係で朝と昼に分けていただいていたと思うんですけども、僕、前から成人式、早朝から女性の方とお母さんと着付なり何なり行って眠たそうにやっってはるのはあれなんで昼からにできないか、それは本人らが決めるんでそれは提案してもうたらいいんですけども、これは今回は朝と昼というか、午前中で遅い時間やったんかな、どういう反応やったんかなと。遅いほうの女の方とかやったらだいぶ楽やったと思うんです。朝の方は一緒やと思うんですけど、その辺の反応ですよね。その辺はどういう反応があったんかお聞かせください。

あともう1個は、今どことはないんですけども、一般質問みたいな質問になってしまうんですけども、教育費、幼稚園、小学校、中学校でこんだけのお金を使ってやっていただきました。学力に関して言えば、今、葛城市内の学力というのはどういう把握されてんのかというのを、この2つお聞かせください。

増田委員長 西川理事。

西川教育委員会理事 教育委員会の西川です。よろしくお願いいたします。

ただいまの成人式についてのご質問でございます。令和3年1月11日開催の成人式につきましては、當麻地区が午前9時半から、新庄地区が午前11時半からの開催でございました。反応といたしますか、実行委員の方たちにもご意見を聞いたりしたんですけども、時間についてのご要望とかご意見はいただいております。開催していただいたことに対する感謝といたしますか、そういうご意見はいただいております。

以上でございます。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 学力をどのよう把握してるのかという件なんですけれども、一概に学力を全国的に比較するというのは本当に難しいことだというふうに思っています。ただ、学力の一部ではあるんですけども、今年度2年ぶりに全国学力・学習状況調査が実施されました。国語と算数、中学校でおいたら国語と数学の2教科だけの学力調査ですけども、その調査結果を見ると、小学校はおおむね奈良県平均を超えてる程度、中学校においては少し奈良県平均を下回ったような感じですけども、おおむね学力は平均、または平均以上というふうには考えているところです。ただ、これは学力の本当に一部ですので、それだけでは判断できないというふうに思っています。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 成人式のほうは、僕は結構、昼からの部、めっちゃ楽しかったという声を聞いたんですけど、それは何が言いたいかというと、今年も多分まだ今のところはどうなるか分からないですけども、ちゃんと実行委員に、こういう声があるけどどうというのは、女の人、女性の方はめちゃくちゃ喜んでましたけどね、今年、はっきり言って。その辺も気をつけてください。

学力に関してなんですけども、僕いろいろ調べたんですけども、全国的で言ったら、奈良県で全国でも下のほうなんですよね。奈良県の平均より上て、全国的にどうなんと思っちゃうんです。それが云々かんぬんという話、今、学力だけの話なんですけど、どこのランキング見ても奈良県は下から数えたほうが早いんですよ。過去の分とかもいっぱい見ましたが、じゃなくてももうちょっと上を目指すべきなんですけども、そもそも何が聞きたいかといったら、奈良県内の教育長同士で、奈良県の学力はこれから今後こうして行って、多分全国的に下やというのは皆さん分かってはると思うんです。これをどうやって上げていくかみたいな会議とかはどういう話をされてんのかなという、そんなないんですかね。そこが聞きたいなんですけども。あともう1個は、コロナで小学校とか中学校とか休みになりまして、僕、前も、今の教育長じゃなかったときに言ったと思うんですけども、子どもたちの朝とか昼とかの運動場で走り回ってる姿がぴたっとやんだときに、こんだけの運動量が一気になくなるのかと、今もそうやと思うんです。運動場が使えるとか云々かんぬんあると思うんですけども、それはコロナが明けた後、全国的にそうなので、全国平均を取ったらそれが平均が下がるだけなんですけども、そういった運動に関しての対策、学力に対してはいろいろやっているといるんですけども、運動に対してはあまり対策がないような気がするんですけども、何かそういうのはちょっと考えたほうがいいんじゃないかと、前の教育長のときに言うて、ほんで替わられたので、その辺の意見も聞きたいと思います。お願いします。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。まず、学力のほうからですけれども、学力については先ほど言いましたように、奈良県平均との話を僕はさせてもらいましたが、全国的、今年、奈良県は小学校が全国では46位というような報道もされているところですので、今、本市のほうは小学校で言いますと国語と算数の2教科の算数のほうは全国平均とほぼ同じです。国語のほうはやや全国平均を下回るような程度かなというふうに思ってます。中学校については、先ほど言いましたように奈良県平均を少し下回っていますので、全国平均も下回っているというような状況であります。奈良県全体で学力をどう考えていくのかというのは、私、新庄中学校の校長になる前に県の学校教育課のほうにおりましたので、奈良県の学力の担当もさせていただいておりましたので、県と奈良県の学力を上げるためにいろんな施策も打って頑張ってきたところですけども、特に奈良県の子どもたちに共通して言えるのは、学力とともに学習意欲が低いということが奈良県のほうでは顕著になっている。その学習意欲と学力は相関関係があるということで、子どもたちにいかに学習のほうに目を向けさせるのか、子どもたちの学習意欲を高めるのかということを中心に取り組んでいかないといけないということで、

いろんな取組をさせていただいてるところでございますし、葛城市においても同じような状況が見られるのかなと今思っているところでございますので、その学習意欲を高める一助になるかどうか分かりませんが、1人1台タブレットというその学習に子どもたちの気持ちに向く1つの手立ても与えていただいたのかなというふうにも考えているところですので、そういったところで学習意欲の向上、そして学力の向上に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

あと、体力の向上については、小学校の特に体力の向上に向けては、中学校の体育教員を毎年小学校に派遣して、特に実技的な面の指導をするように、春先から一期間ですけれどもやっているところがございます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなんですね。僕もそのグラフ見たんですけども、意欲が低いんですね、奈良県の子どもたち。だから勉強に向いてないんじゃないかという見方もできるんですけども、これからいろいろやっていただくことを考えていただいていると思うんですけども、その学力学力と言うつもりは僕もないんですけど、奈良県平均より下から数えたほうが早いとかいいながら、人口割で東大に入っている1位は奈良県なんですよ、実はこの前テレビでやってたんですけども。だから、賢い子はめちゃくちゃ賢いかなと、学力学力と言うこともないんですけども、底上げは大事かなと、ここまでお金かけていろいろやっていただいているので、今後もよろしく願いしときます。

体力に関しては、これは全国平均じゃなくて、去年とか昔のやつとデータを比較して、今どういう状態なんかというのを、ちゃんとやっていただいているとは思いますが、ちょっと懸念してるところもありますので、引き続きよろしく願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、教育委員会、130ページ、中学校費の学校管理費の中の中学校管理事業で委託料と工事請負費。委託料については新庄中学校のエレベーターの設計、それから白鳳中学校の武道館の監理、新庄中学校のトイレの監理と、こんだけ出てると思うんですね。工事については、体育館の空調、それから新庄中学校のトイレ、白鳳中学校の武道館、その他となったあるわけやけど、これそれぞれ設計を発注してはんのか。工事についてもそれぞれ発注してはんのか、それとも抱き合わせで発注してはんのか。それと、随意契約でやってはんのか、競争入札でやってはんのか、それをお聞きしたい。

それから、138ページの中央公民館管理事業、この委託料と工事請負費やけども、新庄の中央公民館、今、令和2年度で耐震工事されたわけやんな。工事は1本で発注されてる。監理は別々やというふうに発注されてんねけど、なぜ別々にされたんかということですね。それを教えていただきたい。

それからもう1点は、142ページ、文化会館費、この當麻文化会館の管理事業で、当初、

工事請負費292万8,000円、これはガスの空調工事ということで予算計上されとる。ところが実際は未執行、何で未執行になったんかということですね。これまでに3年間の間にかなりの金額、3,000万円ぐらいガス工事で費用をかけてたと思うやんな。調べてもうたら分かるけども、それ急に予算計上しながら未執行やというふうになって、それで令和3年度かな、電気の冷暖房に切替える予算を上げられた。なぜそういうふうになんのかいうことを教えていただきたい。この3点やな。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡本委員ご質問の委託料と工事費の件でございます。工事費についてまず申し上げますと、新庄中学校のトイレ改修工事については設計入っております。入札については指名競争入札で実施のほうをしております。白鳳中学校の武道場の吊り天井落下防止工事でございますが、こちら設計に入っております、指名競争入札で4者のもので実施しております。空調設備設置工事についてでございますが、これは設計は入っておりません、見積合わせで3者でさせていただいております。

委託料についてでございますが、エレベーター設置工事につきましては、指名競争入札4者で実施のほうをしております。

工事監理のほうもよろしいでしょうか。そちらにつきましては、新庄中学校のトイレの改修工事につきましては1者随意契約、同じく白鳳中学校の工事につきましても1者随意契約となっております。

以上でございます。

増田委員長 庄田館長。

庄田新庄文化会館長兼當麻文化会館長 文化会館、庄田でございます。よろしくお願ひいたします。

當麻文化会館のホールのガス空調設備修繕工事の未執行の理由でございますが、当初、予算額292万8,000円を計上しておりました。この工事の入札準備を進めていた頃に、今回修繕を予定していた箇所とは別の場所に不具合が生じ、修理の見積りを依頼したところ、多額の費用がかかることが分かりました。ガス空調設備の本体は4基ありますが、老朽化により空調の効きが悪く、平成29年度より4年計画で1基ずつの修繕を行っており、令和2年度4基目を修繕する予定でございました。その修繕の前に1年目に修繕した1基の別の場所が故障しました。今まで3基修繕してもあまりその効果を感じられていないこともあり、修繕ではなく本体自体の更新か、あるいはホールのみ電気エアコンの増設工事をするほうがよいのではと検討し、令和2年度計上しておりました修繕は行わないことにした次第でございます。以上でございます。

増田委員長 吉村館長。

吉村中央公民館長 中央公民館の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどの岡本委員のほうからのご質問でございますが、工事の内容につきましては一応1本であって、そして設計の関係についてはなぜ別々なのかというようなご質問であったかと思うんですが、当初もともとは一本化ではなかったのですが、市民体育館、中央公民館の設

計業務におきましては、ともに令和元年度に実施をしております。その際に、市民体育館がもう既に指定避難所といったようなことをございましたので、耐震工事におきましては、緊急防災・減災事業債の対象ということでございましたので、中央公民館は市民体育館と同様に新たな指定避難所といったようなことになりまして、それによって中央公民館と市民体育館ということで一本化ということでさせていただきました。なお、設計のほうにつきましてはそれぞれの施設でございますので、それに基づいての支払いの部分に当たるかと思うんですが、そちらにつきましては中央公民館と市民体育館と分けての業務ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁していただきました。村田課長にお伺いしますけども、工事、新庄中学校のトイレについても白鳳中学校の武道館についても、指名競争入札ということやんな。これ指名競争入札ということは、設計上がってきて予定価格決めなあかんわけやな。予定価格をどうして決めんねん。発注、いうたら施工伺いずっと取っていくわな。そんな中で誰が決めんねんということ。それと、空調は3者見積りということやけども、こっちの予定価格、3者見積りであったら予定価格はどうして決めんねん。ということは、3者見積りするけども、こっちで予定価格持たなあかんわけや。そうしか見積りは一番安いところで契約しまんねんというたら、ほんまにその金額が分からへんがな。自分で予定価格決めて、それでせなあかんわけやな。そこらをどういうふうに発注をしてんのか。

それと、あと監理については随意契約と言うてるわけやけど、何で随意契約をすんのか。監理について、普通、一般競争入札というのは原則やわな。それを、あえて随意契約にするということはどんな理由で随意契約にすんのかということをお聞きしたい。

それと、文化会館、今まで空調4基あるやつを1年1基ずつやってきたと。今、3基までやったけども、今度しようと思うたら白い煙が出たんか知らんけども、それやったかて、今、3基修理終わったある。ところがなかなか効きが悪い。そんなんやったらもうこの1基も修理してもあかんやろうと思いついてやめました。それはええこっちゃわな。ところが、しかしかなりの金かけたあるわけやんか。あんたの責任かどうか知らんで。かなりの金かけて、最後になってやらんねん、電気に変えまんねんと、それはそうか知らんけど、今まで使った金はどうなんねんと。こんな嫌がらせみたいなん言うたらあかんけども、その辺も難しい話やわな。結果的にそう踏み切ったということやから、こんな済んだこと何ぼ言うてもしゃあないけど、今後のあれとして、かなりの金かかっているとと思うねんな。その辺、答弁せえ言うてええんかどうか、もしできんのかやったらしてくれたらええと思う。

それと、公民館と体育館1本でしたと。いわゆる緊急防災・減災事業債、そやから1つにせんと緊急防災・減災事業債にかからんということやんな。今の話やったら、もともとのその耐震設計は2者であったと、そやから1者にはできへんねんと、2者で監理してもらわなあかんねんと、こういうことやねんな。ところが、この工事については一般競争入札だったんか。一般競争入札やろう。これもや、予定価格をどういうふうにして決めたんかと。それ

と、監理についてはそれぞれ随意契約してあるけども、言うたから見積り、3者、4者取っていったあんのか、どういうふうにしたあんのか、教えていただきたい。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしくお願いします。

岡本委員ご質問の予定価格決め方でございます。こちらにつきましては、それぞれの設計額等に基づきまして、それぞれの決裁権者、契約の手引きに基づきまして決定のほうをしているところでございます。

また、工事監理について1者随意契約ということでございますが、その理由につきましては、実際には設計を委託した業者に1者随意契約をしておりますが、設計内容に熟知しておるということで、そのときは1者随意契約ということできさせていただきました。

以上でございます。

増田委員長 庄田館長。

庄田新庄文化会館長兼當麻文化会館長 文化会館、庄田でございます。

今後どうしていくかということでございますけども、工事する機器の情報を収集し、精査して、何が一番ベストなのかよく考えて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 吉村館長。

吉村中央公民館長 中央公民館の吉村です。よろしくお願いいたします。

先ほど岡本委員のほうからお尋ねがございました予定価格におきましては、こちらにつきましては予定価格は一応出しております。

それから、見積り業者におきましては4者です。

以上でございます。

増田委員長 予定価格は館長が出したという理解でいいですか。

吉村中央公民館長 予定価格におきましては、はい。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 私はずっと今聞いてきたけども、予定価格、契約の手引きにのっとってやりましてんということやけど、予定価格誰が決めんねんということ聞いてきとるわけや。課長の権限で決めるんか、誰が決めるんや。それで、予定価格というのはどうして決めるんや。例えば設計100としたら、予定価格は誰と決めるんか知らんけども、担当課長が行くんかどうか知らんで。行って、一応どういうふう相談をして予定価格決めるんですかと言うとるわけや。予定価格決めたら、封印とかいろんな方法あるやろう。これ、第三者の人に漏れたらあかんわけや。どういうふうすんねでいうことを聞いてるわけやんな。それで随意契約についても1者見積りや。50万円以上は1者見積りでええんか。設計委託も物品も皆一緒やろう。最低3者以上取らなあかんてなったあるわけや。それを、設計した業者に1者随意契約で渡します。その随意契約する金額、これ誰が決めてんねん。見積り出てきました、はい100、そうですか、こういう決め方になるわけか。1者でやったらそうなるわな。それやったら、違法と言うたらまた怒られるんか知らんけども、適正な事務の処理の仕方ではないやろう。公民

館も一緒や。公民館もそこらをきちっとしてやってんのかなと。1,000万円の工事すんのも1億円の工事をすんのもやり方は一緒や。予定価格決め方とかは違うで。そこらはどういうふうにやってはんのかないうことと、今、体育振興課、吉村課長に聞かんかったけども、いわゆる市民体育館、今はといの掛け替えやってるわな。ほんなら、これ緊急防災・減災事業債、といの掛け替えも一緒にやったら緊急防災・減災事業債にのっていくわけやと俺は思うんやで。のらへんかどうか知らんけども、といの掛け替えというたら建物に付随したもんや。それを何であえて次年度に送ったあんねん。そんな無駄こともしたあるわけや。あんたがどない回答しはんのか聞かなあかん。俺はそう思う。足場の問題がどうのこうの言うてるけども、私は合体で行くべきやと思ってます。何でそうなったんのか知らんねんけど、それと聞くところによると、舞台の上の辺で雨が漏るといようなことも聞いている。私、確認してないので、あんまり無責任なことを言われへんけども、そういうようなことも踏まえて、今の工事に発注してやってもらってんのかどうかいうことも教えていただきたいと思います。今、分かるか。俺言うてること理解できたか、私言うてることやで。誰が決めてん、どうしてどういうふうにかんして、それをちゃんと言うてなあかんで。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田です。よろしくをお願いします。

岡本委員のご質問でございますが、予定価格につきましては、例えば入札案件につきましては、副市長なり管財課立会いの下、決めて、手続に基づきまして、もちろん封入作業等を行いまして手続を取っております。

また、工事監理の1者随意契約でございますが、手続には特に問題ないとは考えておりますが、一応今年度にも工事監理のほうを発注しておりますが、そちらについては見積合わせという形をお願いしておるところでございます。

以上でございます。

岡本委員 その1者随意契約するときに見積り1者でええんか、それ答えなあかんわ。

増田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 手続的には問題ないと考えております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。これ3回目や、これ。もう3回目の答弁です、これ。

続きやから、吉村館長、もう答えてください。

吉村中央公民館長 中央公民館の吉村です。

今、岡本委員のほうから、この予定価格調書ということでお話いただきまして、私、最後、課長の権限でいけますかというようなこととございましたが、私、この場で申し上げるのは大変申し上げにくいんですが、勉強不足のところ申し訳ございませんで、予定価格というのは課長の私では決めることはできませんので、訂正をさせていただきたいと思います。

増田委員長 結論言うてください。

吉村中央公民館長 予定価格につきましては、私のほうでの予定価格は決めれないと。

増田委員長 どこで決めたんか言うてください。

吉村中央公民館長 それにつきましては……。

増田委員長 分からないんですか。

吉井部長。

吉井教育部長 中央公民館と市民体育館の関係の工事の件につきまして、予定価格でございますが、先ほど教育総務課長のほうからもありましたように、設計書を基に、副市長の下で決定したものでございます。

それと、監理委託につきましての1者随意契約ということにつきましても、このときはもともとの設計を熟知してるというところを重視しまして1者で契約させていただいております。

以上です。

増田委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

おっしゃるとおり、同時に本来でしたら工事を行っておくべき部分であったことかと思っておりますが、当時、耐震工事を設計する際に、今現在やっております雨漏りの件につきましては後で発覚したというふうに聞いておまして、発覚いたしました結果、後に年度をまたいだこととなりますが、工事を今年度に発注しておるといような次第で伺っております。今年度発注の工事につきましても、緊急防災・減災事業債のほうの対象として発注をかせせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 取りあえず、これで切ります。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連なんですけれども、要は工事請負契約とそれから設計監理業務のことで、先ほどから議論になってるところなんですけれども、そもそも1者随意契約、随意契約をするためには、これはもう例外ですから、随意契約は。原則は入札ですよ、一般競争入札なんです。だから、随意契約ができるものについては法律で定められてますよね。その理由のどこに当たるのかということなんです。

それを1つ明らかにしてほしいのと、もう一つは、要はこういうことが起こるわけですよ。我々これおかしい言ってるのは、工事請負契約を安く、これ指名競争入札でやられてますよね、安い業者が取るわけですよ。安い業者が随意契約で1者随意契約になったらどうなりますか。高い随意契約になりますよ。トータルで結局利益を上げれるということになるわけです。だからこういうことが行われるから、言うてること分かりますか。要は、その工事をやるときに、請負工事をやる、その工事に対して監督をやると。それを、最初は1者随意契約で、見込みで行けば、込々で行けばそれはいいんですけれども、指名競争するときそれはいいんですけれども、工事請負を先にそれだけを指名競争入札をやると、安いところが落とすこととなりますよね、その工事請負を。その後、いや1者随意契約で監理・監督についてはお願いしますとすれば、そこはもう競争が働かないから高くなると。だから、業者はどう

いうふうなことを考えるかいうたら、そういうふうに分離した場合はできるだけ指名競争入札が一番安くやって取ると、取ったらあとは随意契約で監理・監督も一緒にやってくれるいうことになるので、そこへ随意契約で競争性が働かないところで高値で行くと、トータルでいくと高くなる。しかも、原則的に我々が自分の家を建てるときもそうですけれど、なぜ工事に対する監理・監督があるのかということです。それは設計どおりにちゃんとやってるかどうかを工事監理、監督するわけでしょう。監理するわけですよ。そうすると、設計業者が監理するいうことになる、自分が熟知してるんだからそれでやるということになるんだけど、基本的に分けてやるときちっと見れるということがあるわけですよ。だから、よっぽど、経営的に契約上有利な条件にある場合、例えば少額であるとか、そういうときはこういうふうに一体的になるかもわかりません。だから、最初から、一緒にやるんだったら一緒に発注することもあると思いますよ。でも分離して指名競争入札を先にやっとして、後から1者随意契約をやるというのは、これは納得できないんですよ、私は。法のどれに当たるのか、それが認められてるのかどうか。

増田委員長 分かりました。よく分かりました。各款で同じような質問をされてるので、総括質疑のところでご質問いただけますでしょうか。よろしいですか。

谷原委員 まあ、それでも。今回初めて出てきたのでね、これがね。要は指名競争入札の……。

増田委員長 予定価格の決め方とかも含めて各款で同じような質問が出てるので、総括で上げていただいたらどうですか。

谷原委員 もうそうします。分かりました。

西川議長 委員長、ちょっとよろしいか。

増田委員長 議長。

西川議長 私も建築の設計をやってるもので、あんまり設計事務所全般のこと、建築家と言われる人らのことをちゃんと言うときます。役所は設計と監理を分けて業者扱いでやってますけれども、建築設計というか、設計屋、建築屋というのは、本来は自分がでけへんことを、自分が家建てよう思うても自分、図面描かれへんわけで、自分で監理しようと思うてもでけへんから、その分の例えば10億円の工事を発注したとして、設計監理いうたら5%、5,000万円ですよ。そういうふうにしてきっちり、自分の建築家というのは、意匠も構造も設備も全部責任を持つわけですよ。全部責任を持ちますよ。その人は、はっきりと形も使い方もいろんなことを考え込んだ設計図を描くわけ。その設計どおりできてるか、また普通の家建てのと違って芸術的な面も持ってはるから、例えば今の隈研吾が描いたと、隈研吾が描いたやつをほかの事務所に監理できますか。ちゃんとそこがやるんですわ。それで、はっきりとお金を出す。弁護士と一緒に、自分が弁護士なら自分の弁護やったらええけれど、弁護士と同じで、建築の設計事務所というのは、お金出したらその人の立場できちっとやるいうように決められてるわけやから。そやけど、役所、国は設計と監理を分けよと業者扱いしてる。それが今ずっと聞いてたら、前の副市長らも経験し、助役も経験し、行政をやってきた人らは、設計事務所を同じ業者として扱うてる。それは本来とは違うんや、姿は。そやけれども、そこところをわきまえて、わきまえて話してもらわんと、設計と監理をやったら、設計をや

ったところに監理頼んだら、そんな分けやんかったらそれはおかしいと言うんじゃないに、本来はそういうこと。設計監理をきちっと一緒に頼んでもたらええねわ、設計監理は、本来は、一遍に。そういうもんや、設計事務所は。それをちゃんと僕も言うとかんと、その設計事務所全体の在り方をちゃんと言うとかんかったらおかしい議論になっていったら、全体の設計事務所の在り方いうのんを誤解されてくるから、僕はそれだけ、委員長言わせといてください。議長としての立場と違って、そこら辺のところをちゃんと言うとかんと、そういう事務所へ行ったりしてはる人もいはるから、そこらのえっというような話は、なるほど役所では設計監理を業者扱いで分けてるところがあります。それはそういうふうに来てきますけれども、本来の趣旨はそういうことなんですわ。弁護士と同じで、自分の代わりにお金をそんだけ分払うたら、自分の立場でそれをそれこそ施工業者にきちっと、まあ言うたらごまかされんいうたらあれやけれども、そのものをちゃんと実現さすというのんが本来の立場ですから、設計事務所いうのは。そこのところだけは僕もちょっとかじったもんとしては言うときます、そこのところは。

増田委員長 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員 またやるんですか、総括で。

増田委員長 質疑はありませんか。

谷原委員 総括質疑でやるんかどうかだけ。

増田委員長 やってくださいよ、そのとき。多岐にわたる項目については総括質疑をお願いします。よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 多岐にわたるということは、随意契約とかいうことを何度も聞かれたんだけど、今回出たんが初めてのことであったので私聞いた。つまり初めてというのは、要は設計、それから施工監理、それを具体的に出たもんだから、それも分けてたから。

増田委員長 予定価格誰決めたんとかいうのは……。

谷原委員 もうそれは言わないですけど。

増田委員長 さっきから何回も聞いてるんで。

谷原委員 それじゃなくて。

増田委員長 そういうことも含めて契約全般の話が再三出てるので、それ一括して総括でやっていただいたらどうかと、こういう。

谷原委員 じゃあ、このことも含めてということですね。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 そしたら、社会教育の件について幾つかお伺いします。

図書館のことについてなんですが、成果報告書の77ページになります。これは成果報告書なので、決算書のほうには項目と事業の名前とそれから金額が書いてあるので、3、4、5、6というのは、これは決算書見たら分かるので、こういうことよりも、私が知りたいのは、

これは成果報告書でせっかく出していただいておりますのであれなんです、ブックスタート事業です。これがどういう中身で、どのように利用者の方々、どれくらいおられてどういう状況かということについてお伺いしたいんです。お子さんが初めて本に接するということが非常にいい取組だと思いますので、成果報告書にはその取組の内容を書きいただけたら嬉しいかと思っておりますので、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

それから2つ目ですけれども、これは決算書のほうで行きます。144ページです。8款教育費、5項社会教育費の8目歴史博物館費ということで、ここに人件費と書いてあります。ここで学芸員の資格を持っておられる方がいらっしゃると思うんですけれども、何名おられてその専門がどのようになっているのかということについてお伺いします。これは、先日もお伺いした補正予算だったと思いますけれども、考古学関係の学芸員なのか、それか中世、近世辺りの古文書を中心とした学芸員なのか、両方いらっしゃるのか。また採用試験で募集されてたということなので、どちらかが欠けたのかなと思うんですけれども、そこら辺でこの人事のところ、この令和2年度段階ではどういう配置になってたかということについてお伺いします。

それから、これは全体にわたるかもわかりませんが、決算書の137ページからですが、8款教育費、5項社会教育費の中の4目公民館費です。それから、139ページの6目文化会館費、それから図書館は飛びますけれども、144ページの歴史博物館費とか、あとは147ページの体育施設費ということで、軒並み補正予算を減額補正しているわけです。実際に支出額も減額補正に応じた支出額になっているんですが、これはいずれも多分コロナの関係で閉館したりいろんな行事を取りやめた結果、大体2割ぐらい減額ということになってるわけです。そこで伺いたいんですけれども、どういう基準で閉館する、その基準を超えたらどうなったら開館する、これがよく分からない。だから、いつになったら開くか分からないという状態です。実際、緊急事態宣言は奈良県は受けてない、まん延防止等の措置の適用も受けてない。葛城市だけがこういう基準でやっておられると。どういう基準なのか、どこが判断されてるのか、このことについて伺います。

増田委員長 石川館長、これちょっと待ってくださいね。令和2年度決算審査と今のコロナの公共施設の規制の話とちょっと離れてきてるんで。

取りあえず、石川館長。

石川図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

ブックスタートの活動内容でございますが、ブックスタートは健康増進課の4か月児健診時にお話ボランティアの協力の下、実施している事業でございます。絵本の普及や早期の知育が目的ではなく、絵本を活用しながら赤ちゃんに保護者がコミュニケーションを深め、楽しいひとときを共に過ごすことを目的とした活動でございます。活動の内容といたしましては、図書館員がブックスタートの説明を行い、その後、お話ボランティアが赤ちゃん一人一人に絵本の読み聞かせを行っております。また、自宅でも絵本を使って親子のふれあいが楽しめるように、ブックスタートの参加者全員に赤ちゃん絵本を1冊プレゼントしております。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、図書館員とお話ボランティアは

参加せず、健康増進課を通じてブックスタートの資料と赤ちゃん絵本の配布を行いました。
令和2年度の対象となりました親子ですが、277組でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 2つ目の質問でございます。歴史博物館の学芸員の人数と、専門になりますが、令和2年度の中でおきましては学芸員は2名おりまして、1人が考古学、1人が日本語学ということになっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 僕が聞いたのは、令和3年は開けるといって令和2年度で閉めた基準は何ですかと、どういう状況になったから令和2年度は閉めて2割も減になってるのか。

増田委員長 なるほどね。令和2年度コロナによって縮小された、その基準はどういう閉め方をしたんですかというお問い合わせでございます。これ、それぞれで聞くんですかね。

谷原委員 一律じゃないんですかね。

増田委員長 一律ですか。一律だったらどうですかね。吉井部長ですか。

吉井部長。

吉井教育部長 まず、基準といたしましては、感染者数の増加、また減少によって閉める、開けるといって決めております。

以上です。

増田委員長 緊急事態宣言が出たから、それに従って皆閉めたとか、そんなんじゃないんですか。感染者が増えたというのは何人をもって……。

阿古市長。

阿古市長 新型コロナウイルス対策本部会議の中で決めております。本部体制を取ったのは、準備段階から言いますと昨年3月から始まっていると思うんですけど、本部体制を取ったのは10回目から切り替えましたので4月からと理解しております。新型コロナウイルス感染症というのは、従来のものではありませんで、初めて起こった事象でございますので、その当時かなり厳しい基準で始まったように認識しております。ですので、まだ感染者が奈良県で一桁ぐらいのところから各施設を閉められた地方自治体も数多くあったように記憶しております。ですので、万全たるその基準というものはありませんで、そのときそのときの感染症に対する考え方ですとか、感染リスクですとか、そのようなものを総合的に判断して対策を取ってきたということでございます。

国のほうですと、感染症のステージの分け方をしております。レベル4というのが5つの指標で決まるわけなんですけども、それが緊急事態宣言に類する基準であるということでございます。委員のほうからいろんなご意見をいただいておりますけども、1年経ちまして、かなりその認識というのはばらつきがあると言えればらつきがあるように思います。当初、国の感染症の基準というものはかなりきつうございましたが、オリンピック辺りから急激に緩くなったように感じております。オリンピックの議論が始まった頃から急激に緩くなった

ように感じております。今現在の感染症リスクの対策本部としての考え方は、感染者の数から考えますとほぼ第4波のピーク時と同じ感染リスクである。第5波で申し上げますと、ちょうど東京オリンピックが始まった8月上旬の感染リスク、感染者数であるという認識を持っております。

葛城市におきましては、残念ですが、クラスター事象が引き続き発生いたしました。それぐらい感染率といいますか感染リスクは高いんですけども、先ほど言いましたステージの話を見せていただきますと、10万人当たり1週間の累計感染者数で言いますと、25人以上がレベル4、ステージ4になるわけですが、1週間前の葛城市の感染者の10万人当たりの人数はといいますと、約76人から86人の間を推移いたしておりました。ほぼレベル4の3倍以上の感染リスクがあったと認識しております。先週に至りましては、若干下がりました。46人から56人の間を推移しておりますので、ほぼレベル4の2倍の感染リスクがあるレベルにあるという認識をしております。葛城市は非常に市民の皆様方のご理解をいただきながら、ある種、強い施設管理をしようとするわけではございますが、奈良県がどうか、ほかの市町村がどうかということではなく、新型コロナウイルス感染症対策本部としては葛城市民の安全をいかに守るかということを最大限に考え、また保育現場や小学校教育現場、中学校教育現場、福祉現場のことを最優先に考えた中で、皆様方のご協力をいただきながら安全管理、危機管理をやってきたところでございます。

何がどのような基準でというお話ではございますが、何分、約1年半の時間が経ちましたが、これは国の基準であっていろいろな幅のある中で運用されているように理解をしますし、公共施設につきましては、唯一地方自治体でその管理下に置かれる施設でございますので、その中で市民にとって何が一番いいのか、安全対策では何が一番いいのかということを考えながら取り組んできた次第でございます。奈良県におきましては緊急事態宣言は受けておりませんが、水準等は緊急事態宣言の水準であるという認識をしておりますし、また奈良県独自の緊急対象措置という状態の対応をしているところでございます。ワクチン接種も順調に進んでおりますので、葛城市は10月いっぱいワクチン接種を希望される皆様方のワクチン接種を完了するという目標に向かって全力を挙げております。早くワクチン接種をすることによってやはり感染症の重症化を防ぐような段階に持っていければ、もしくは感染リスクが今後軽減されてきた状態におきましては、当然のことながら緩和措置というのは随時考えていきたいと存じます。市民の皆様方には非常にご不便をかけておりますが、今の現状を見ておきますと、残念ながらまだその緩和して皆さん楽しんでやってくださいというところのレベルには来ていないという認識をしております。残念ながら皆様方のほうにもご連絡があったかもわかりませんが、複数の事業所といいますか、施設の中で葛城市において初めてクラスターという事象が起こったことについては、私の力不足ではないかという認識を持っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ブックスタートは本当にいい取組だと思います。お母さんと、本を読ませるといよりは

親子のふれあいを大事にする、本を介してやるという本当に素晴らしいお考えだと思います。先ほど学力の問題等ありましたけれども、学力については学力結果だけでなく生活習慣とか意欲と併せて要は調査をやってますけれども、要は生活環境ですね。これは新聞でも有名になりました山形県などでは非常に学力テストの成績が高いと。朝とか夜と家族一緒でご飯食べてると。勉強も家族がいるところで勉強してると。それがいい結果になったんだろうと。だから学校の先生だけが一生懸命やったら学力が上がるものではなくて、やはりそういう親子関係、家庭関係、いい環境の中で育つというのが学力を上げるいうことはもう分かってきてますので、そういう点ではブックスタートは大変素晴らしい取組だというふうにお聞かせいただきました。全ての4か月児に対して送っていただけるということで、ありがとうございます。コロナはちょっと残念ですけれども、本をそういう形で紹介していただいていること感謝しております。

2番目の質問なんですが、図書館で置いてある雑誌、それから新聞、これはどういう基準でどの程度のものが置かれているのか。例えば新聞だったら何紙とか、雑誌だったら主にこういうものを置いてるとか、どういうふうなことでそれぞれ置いておられるのか。これはなぜ聞くかという、私もあちこちの図書館へ行くんですが、大勢の人が集まってるところは、非常にああここはすごく人が来てるなというところは、やっぱり新聞が非常にたくさんあります。1部だけでなく2部、3部ある、種類も多い。それから雑誌も、いわゆる週刊誌、新聞社系の週刊誌、文芸春秋なども含めて、月刊誌なども非常にポピュラーなものが並んでいるんです。ところが、葛城市はちょっとそこが、我々社会人がいろんなことでゆっくりしながらいろいろ活字に触れようか思ったときに、中身が私、これかなり偏ってるんじゃないかと思うぐらい、雑誌も、あれっというような感じの置き方になってるので、もっとポピュラーなものが必要じゃないかと思ってるのでお聞きします。

それから2つ目の歴史博物館の人事なんですけれども、ぜひ、日本語文の文章学、古文書なんかを読んだりする、これはもう意見だけで、前も言いましたのでぜひ聞いていただきたいんですが、とにかく中世以降の古文書、これは非常に大事です、江戸時代のものは特に。というのは、葛城市史を作るときにはやっぱり現代を知るのが、一番古く遡ると江戸時代ぐらいからこのまちは形成されてますので、非常に大事なんです。ところが今、そういう家が代替わりして古文書がどんどん失われていくと。これはもういろんな学者が例えば地震があったりとか水害があったら、古文書関係の学者は飛んで行って、古い屋敷へ行って、それを洗ったり保管に努めて、そのまちの歴史を残そうとしてるんですね。ところが、葛城市はどうもここがうまく行ってない。どんどん資料が、いいまちの資料が、古いまちの資料が散出してるんじゃないか、そういう声を聞いてるんです。だからぜひ、その学芸員の方、どちらか多分欠けられたから令和3年度に人事採用されると思うんですが、開発行為に重点を置くと絶対考古学になるんですよ。でもそれは本当に長い葛城市の歴史の上で禍根が残ることになると思うので、これはもう重ね重ね採用に当たっては努力していただきたいと思います。これは意見として述べさせていただきます。

それから最後の市長のご意見ですけれども、市長としてレベルのこともある程度判断して

いただきながら、葛城市の感染者の状況を判断して厳しめの対策を取っているということですが、すけれども、私は今、政府のほうも社会活動を維持しながら感染対策をやっているという方向になってます。現実には、学校もできるだけ休校しないで、休業しないでくれと。それは子どもの成長に関係するから、学校の先生は非常に努力されていろんな行事もやっておられます。また保育所などもそうですよね。なかなか閉めると、これは保護者は大変になるということで努力されてるわけですが、果たして、文化会館とか公民館で感染者が出たということがあって閉めることになったのか、やっぱりよくエビデンスと言いますよね。今、クラスターが発生するといっても、そこで発生してるわけじゃないんですよ。ほかのところで発生してるわけです。公民館は閉めてますから、発生しようがない。だけど、ほかのところでたくさん出たから、その人数がたくさん出たからいつまでも公民館が開けられないんじゃない、これは特定の世代をいじめるとしか思えないんです。やっぱり学校も活動してる、社会全体活動してる中で、なぜ高齢者の生きがいとなるそういう社会教育施設を閉めてしまうのか。そこで発生したというエビデンスがあればちょっと閉めなければいけませんけれども、これどうも私は納得できないんです。だから、大阪府でもあるいは東京都でもいろんな指標を持ってますけれども、もうちょっと分かりやすく総合的にということでもありますけれども、現実にはそういうことが起きてるんだったら私分かるんですけど、起きない中でこういうふう閉めてしまうのは、私は本当に高齢者の生きがいという点からいかなものかなと思うんです。学校などとほかの活動と比べても明らかに極端なことになってると思うんですが、こちら辺はお考えは変わらないでしょうか。もう一度、市長にお伺いします。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 決算特別委員会の場面ですので、答弁は差し控えさせていただきますが、谷原委員のご意見としては承りました。

増田委員長 石川館長。

石川図書館長 図書館の石川です。よろしくお願ひいたします。

図書館で取っております新聞ですが、朝日新聞、読売新聞、産経新聞、毎日新聞、日経新聞、奈良新聞と6紙を両館で取っております。

雑誌につきましては、令和2年度でございますが、新庄図書館では69タイトル、當麻図書館では59タイトルを取っております。その中で一部重複するものがございますが、雑誌につきまして、ずっと昔から刊行されている基本的な雑誌を取るようにはしております。固定の読者もおりますのでなかなかやめるということもできず、新しい雑誌を購入したいと思うんですけれども、新しいものを購入するには今取ってるものをやめなければいけないということにもなりまして、その読者のことも考えて、今のところこのような状況で取っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。これはもう要望になろうかと思うんですけれども、やはり多くの、特に高齢者の方が多いんですけれども、図書館が非常によく利用されてるところを見ますと、新聞も人気のあるのは2紙、3紙取っておられて、カウンターで貸し出したりされ

てますし、タイトルの雑誌、週刊誌、特に週刊誌なんかが多いと思うんですけども、やはり人々がポピュラーいうんか、人が図書館に寄って来やすくして親しめるようなタイトルにできたらいい。予算の関係もあると思うんですけども、定期読者の方もいらっしゃると思いますが、できるだけ利用者とか市民の声を聞いていただいて改善していただけたらと思います。

コロナの件については、これ2割も予算減らしてるわけですよ。2割も予算を減らして減額補正して、もう1億円ぐらいですか、これぱっと見ただけでもね。1億円近い減額になってるんですよ。なぜここだけ閉めるんですかということについて、なぜこういう形でこういう減額も出てるんですかと決算だから私聞いているわけで、だからこれについてはどうも市民の方も納得できてないということだけお伝えしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今、谷原委員がおっしゃってたことを聞いてまして、古文書、こういうものをきちっと収集して、読んで整理できる、報告できる人がいらっしゃるということはすごく大事で…

…。

増田委員長 何ページですか。

吉村副委員長 これに関連して意見だけです。

増田委員長 簡単をお願いします。

吉村副委員長 はい。それと、もう一つ、図書館の中で雑誌収集というふうなことをおっしゃってましたけれども、私、この前、8月に奈良県図書館まちづくりネットワークというところの総会に参加して、そのときに講師の方が大学の先生ですがおっしゃっていたんですけども、この地方、公共図書館でいわゆる個人の方が出しておられるミニコミの文書とかそういうふうなのを取って閲覧に供しておられるというような自治体もあるようです、あるいは議員が出してるようなものも市民に対する情報というふうなことで。これにはもう諸般意見があるし、まだこれから議論という段階でもありませんので、私言いつばなしで答弁は求めませんけれども、例えば、葛城市でも南今市在住の方が185号ぐらいいろんな新聞を個人で出して市のことについて書かれている、そのことというのはすごい私は貴重な資料だと思いますし、これは後世に残しておかなきゃいけないんだと思うんです。ただ、今そういうふうなものを扱うという、公共図書館で収集したりとか、あるいは博物館で収集したりということについてはいろんな意見もあろうかと。また収集と閲覧に供するとはまた違う問題だと思いますけれども、そのことも私は非常に意味のあることだというふうに考えておりますので、私の意見としてお伝えをしておきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

勝真課長。

勝真学校教育課長 申し訳ございません、終わりに。一番最初にご質問いただきました谷原委員からの、幼稚園の定員ということでご質問いただいたかと思います。大変遅くなりました。3歳児、4歳児は各クラス30名で、5歳児は各クラス35名ということでございます。

よろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、8款教育費に関する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。午後5時ちょうどの再開をお願いいたします。

休 憩 午後4時48分

再 開 午後5時00分

増田委員長 引き続き、会議を再開いたします。

次に、9款災害復旧費から、歳出の最後、12款予備費までの説明を求めます。

中井会計管理者。

中井会計管理者 会計管理者、中井でございます。

それでは続きまして、9款から12款のご説明をさせていただきます。

149ページをお願いします。9款災害復旧費の支出はございませんでした。

めくっていただきまして、151ページをお願いします。10款公債費でございます。全体といたしまして、17億1,723万2,848円の支出でございます。

1項公債費、1目元金、償還分といたしましては、16億4,362万5,792円の支出でございます。

2目利子におきましては、利子償還分と一時借入金利子といたしまして、7,244万9,698円の支出でございます。

3目公債諸費におきましては、市債管理事業といたしまして、115万7,358円の支出でございます。

続きまして、11款諸支出金でございます。全体といたしまして、5億1,030万3,225円の支出でございます。

1項基金費、1目財政調整基金費では、5億753万6,264円の支出でございます。

2目減債基金費では、129円の支出でございます。

3目公共施設整備基金費では、50円の支出でございます。

めくっていただきまして、152ページをお願いします。4目社会福祉振興基金費では2万2,170円の支出でございます。

5目緑化基金費では、13万6,766円の支出でございます。

6目公営住宅基金費では2万516円、7目教育基金費では3万3,522円、8目土地開発基金費では8万3,083円、9目体力づくりセンター整備基金費では28万1,035円、10目ふるさと創生基金費では107万2,073円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費では、21万252円の支出でございます。

12目地域振興基金費では、90万7,365円の支出でございます。

2項1目雑支出金については、支出はございませんでした。

12款予備費につきましては、備考欄のそれぞれの費目に充用させていただいております。

歳出合計といたしまして、予算現額229億512万7,621円に対しまして、支出済額209億5,736万3,338円でございます。繰越明許費といたしましては8億7,657万1,020円を繰越いたしました。不用額といたしましては、10億7,119万3,263円となっております。

以上で、9款から12款、一般会計歳出のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 恥ずかしいねけど、153ページのこの予備費、ちょっと説明してくれへんか。あとが合わんさかいに、どうなったんかよう分からんのか、こんな増額でぼーんと向こうへ持っていったり、またここでごーんと減額したり、こんな初めてやて分からんので、分かるように教えてほしい。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡本委員、ここに書いてあるやつを1個1個何に使ってるかということですか。

(発言する者あり)

増田委員長 溝尾副市长。

溝尾副市长 予備費の書き方ですけれども、153ページで申し上げますと、まず当初予算で500万円ありましたと、補正予算額で1,000万円ありました、その2つ右のところに予備費支出及び流用増減とありますが、この三角1,000万円というのは、減額したということではなく、予備費を使ったという額になります。なので、当初予算と補正予算額合わせて1,500万円ですが、そこから1,009万5,000円使ったので、予備費の予算としては490万5,000円残っていると。一番右の備考が使った内容です。これは減額補正ではないので、トータルの総予算は変わるわけではなくて、この使った部分がほかの予算の款、項、目に移る。予備費と流用が一緒になっているのでちょっと分かりにくいですが、先日来あった予備費のところを使ったりということになります。これも書き方の問題だと思いますけれども、減額という意味ではなく、予備費というものは補正だったり、議会で諮るものではないので、こういう書き方で決算で一発にはなるのはなるんですけれども、予備費は1,000万円あったら1,000万円をどう使ったかというのは議会で諮るものではありませんが、逐一、今回、コロナの関係についてはご説明させていただいているかと思えますし、こういうふうに決算で内訳として出ていると。何度も申し上げますが、減額ではなく、使ったというところでの数字上というか、表記上、今、三角になっているので、ちょっと分かりにくいのは分かりにくいのかなというふうには思います。

増田委員長 要するに、この様式の予備費支出及び流用増減という枠があるので、そこにこの数字を当てはめたということですね。この内容については、本来の支出済額の欄に書かないでここに書くという決まりになってるんですね、この様式自体が。そういうことですね。

よろしいですか。

岡本委員。

岡本委員 例えば、この128ページと129ページのところで、ちょっとえらいしつこうてすみません。訳分らんので、例えばこの学校管理費で449万3,000円、増額したあるわけやんか。今度、教育振興費で447万6,000円、これ減額になつとるやんか。これとこれと連動しとんのか連動してないのか知らんねんけども、我々が思うてんのは流用は目やと思うてんねやけど、これ款項を越えていったりしたあるから余計分からへんねやな、見方が。たまたまその同じ金額増えて同じ金額減額になったあるところがあるさかい、どれになったんねん、どれ見たらええねんて、もう訳分からんようになってんのよ。前に米田理事に聞いたときは、細節が各課分かれてて、それぞれやってたらトータルしたら足らんようになりまんねんとかいう話を、「そうか」と俺言うてて見ててんけど、何や見ててんけど、見りゃ見るほど分からんようになっていってん。申し訳ないな。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 質問させていただきます。

公債費のところになります。151ページです。これは単純に私も分からないからお聞きしたいところなんですけれども、10款公債費、1項公債費、1目元金のところですが、公債費というのは年度当初に大体もうこれだけ返しますというふうな形で予算組んで、大体そのとおり執行されるのかなというふうなイメージがあったんですけれども、ここで補正もされるということで、年度途中に変動要因があるということなんですよね。そのことがどういうふうな変動要因で起きるのかということをお聞きしたいのと、補正額を増額して、元金のほう、公債費を返していくために支払われてると思いますが、利子は減っていってると、ここら辺のことを2つ目にお伺いします。

3つ目に、その3目の公債諸費ですけれども、これが当初予算、補正予算組んだけれども、先ほど来から出てる予備費支出及び流用増減ということで83万円増額して、当初予算から比べたら10倍に増えてるわけですが、ここの事情をお聞かせ願えますか。

増田委員長 米田理事。

米田総務部理事 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

谷原委員が、今、3つご質問いただいたかと思えます。

まず、1つ目の公債費の変動要因ということでご質問いただいたかと思えます。まず元金はこれ補正予算として1,770万円の補正をさせていただいておりますが、これはイレギュラーな補正予算ということでご認識いただければと思います。普通、元金につきましては、当初予算とほぼほぼニアリーな額を当初予算として計上させていただきますので、例年は元金の補正というのはございません。なぜ今回1,770万円の補正が元金に出てきているのかというようなところですけども、こちらの分につきましては、令和2年度の一般会計補正予算（第3号）におきまして補正予算として上げさせていただきました。これは何かといいますと、このときに社会資本整備総合交付金事業、こちら建設課の事業なんですけども、国庫補助金の返還をしなければならないというような補正がございましたので、それらの事業に付

随する起債を金融機関より行っていたところでございまして、国庫補助金の返還に伴い、この起債においても過充当となる部分について繰上償還を行う必要があったということで、元金の補正をまず行わせていただいております。

それから、利子が減ってきている理由ということでもよろしいでしょうか。公債費の利子のほうが減ってきておりますのは、1つといたしましては借入利率がやはりここ数年間は低く抑えられているということが要因の1つということでございます。あともう一つとして考えられます要因といたしましては、借入額の中にこの臨時財政対策債というのがございまして、この臨時財政対策債の借入れの方法といたしましては元利均等償還ということでございまして、この元利均等償還の返し方といたしますのは、要は後年度に経てば経つほど元金が増えて利息の部分が減っていくというようなことになっておりますので、利子が減っていったる要因の1つになっているのかなと思っておりますのでございます。

それから、3つ目でございます。公債諸費でございますけれども、流用これ83万円させていただいておりますのはなぜかということでございます。これも一番最初にお話しさせていただきました国庫の返還に伴うことに関係します。この令和2年6月、先ほど申し上げました一般会計補正予算（第3号）におきまして、この公債諸費を15万円まず補正させていただきました。この15万円は何かといいますと、金融機関への繰上償還に係る補償金ということで、金融機関からの借入時に契約書に基づきましてその中でうたわれております繰上償還する際には補償金を返さなければならないというような規定がございまして、それに基づいて一旦15万円という補正をさせていただいたところでございます。事務を進めていく中で、これ11月頃に金融機関のほうに返させていただくことになってたんですけども、その補正予算で計上させていただいた補償金額と乖離が生じておりましたので、改めて補正予算を上げさせていただくのに間に合わなかったということで、今回、利子のほうから83万円を流用させていただいたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの米田理事の答弁に補足をさせていただきたいと思っております。

利子の減額理由についてでございますけれども、臨時財政対策債というものがございます。こちらは10年で利率を見直すという条件で借入れを行っております。その10年目の利率見直しの際に、当初予算上は従前の利率で見ておったものが、利率見直しによって下がるということで利子額が下がるということも要因の一つということでございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。国庫補助金返還金の問題はこういうところまで影響するということで、やっぱり大変な負担だったなということを理解しました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 151ページの一時借入金が出たあるやん。今までほとんど借りてなかったと。こんな今、最近借りたあんのか、何か急に足らんなんやつがあったんか。ここで利子で出たあるから、利子の返還のあれで借りてんやと思うけども。

増田委員長 中井会計管理者。

中井会計管理者 会計管理者、中井でございます。

ただいまの岡本委員のご質問でございます。一時借入金の利子ということなんです。一応、この予算上では一時借入金の利子ということで組んでおりますが、資金の運用をするに当たって、今現在では財政調整基金の方から一時、財政調整基金を解約しましてそれを運用資金に当てております。それはまた資金が戻ってきた場合には、利息を付けてまた財政調整基金に返すというような繰替え運用をいたしております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 これ、繰替え用で書いとんか。市中銀行から一遍借りて何か一時的にすんの違うのか、一時借入金で。財政調整基金借りといて、半年なら半年借っとくから、そこへ金利付けて返すねんと、そういうための一時借入金か。

中井会計管理者 はい。市中銀行からは今現在はもう借りておりません。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 あれ運用せんなんほど財政しんどいのか。金は十分あんの違うんか。

増田委員長 中井会計管理者。

中井会計管理者 その時期によりまして、やはり年度末、お正月過ぎぐらいからはちょっと運用するのが厳しくなるときがあります。年度当初は交付税も入ってきますし、あと税金がありますのでそれで行けるんですけども、一時的に年度末、繰替え運用という形で財政調整基金のほうから資金を運用しております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 もう一回だけ、僕の認識とちょっと違うので、一時借入金の思ってるのと違うんですけども、財政調整基金を崩して運用して、ほんで利子はこれ誰に払ってるんですか。基金に払う。これも一時借入金と言うんですか。

増田委員長 中井会計管理者。

中井会計管理者 大きな意味で一時借入金というようなことですが、実際には繰替え運用というように言い方になるかなとは思いますが。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 僕が認識してる一時借入金というのは小さな意味の一時借入金で、大きく見たらこれも一時借入金になります、利子はこの財政調整基金に入れるとか払うという形。これは財政調整基金のお金をこうするときは、一時借入金利子は発生するということですか。今までず

っと出てなかったの、今回出てきてんのは何やろうと思ってたんですけども、何で、出て
ますか。じゃあ、もう一回勉強してきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、9款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、明日17日につきましては、午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしく
お願いを申し上げます。

本日はご苦労さまでございました。

延 会 午後5時22分